SOMPO

損保ジャパン

2027年（令和９年）１月版

# 自動車保険

［ ご契約のしおり ］

# BAP

普通保険約款および特約



# はじめに

## 内容のご確認



この「ご契約のしおり」は、
損保ジャパンの
BAP（自動車保険）
契約についての大切なことがらが
記載されておりますので、
ご一読のうえ内容をご確認ください。

## 特にご注意いただきたいこと

1 保険契約締結後１か月を経過しても保険証券が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

## 保　管



ご契約いただいた後は、
ご契約満了まで大切に
保管してくださいますよう
お願いします。

## ご質問・ご要望



わかりにくい点、
お気付きの点がございましたら、
ご遠慮なく取扱代理店または
損保ジャパンまで
お問い合わせください。



## 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、次の①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご確認ください。

# 目次 INDEX


ページ

普通保険約款・特約一覧表 …… 4

## ご契約にあたって

自動車保険（ＢＡＰ）について …… 7
自動車保険（ＢＡＰ）の約款構成 …… 7
用語のご説明 …… 7
自動車保険（ＢＡＰ）の補償内容
1 主な補償内容 …… 9
2 保険金をお支払いできない主な場合 …… 11
ご注意いただきたいこと
1 ご契約時にご注意いただきたいこと（告知義務と告知事項について） …… 12
2 ご契約後にご注意いただきたいこと …… 12
3 保険料のお支払いについて …… 14
共同保険 …… 15
事故が起こった場合 …… 15

## 普通保険約款および特約

普通保険約款 …… 18
特 約 …… 45
解除の場合の保険料の取扱い一覧 …… 89

索 引 …… 91
事故状況メモ …… 94
苦情・ご相談窓口 …… 95
お客さま向けインターネットサービス …… 96

## 普通保険約款

ページ

普通保険約款および特約に共通する用語の定義 …… 18

約款番号

1-1 第１章　対人賠償責任条項 …… 20
1-2 第２章　対物賠償責任条項 …… 23
1-3 第３章　車両条項 …… 26
1-4 第４章　基本条項 …… 29

## 特　　約

### 相手への賠償に関わる特約

2-1 対物全損時修理差額費用特約 …… 45

### ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約

3-1 搭乗者傷害特約（日額払） …… 46
3-2 自損事故傷害特約 …… 49
3-3 人身傷害特約 …… 52

### ご自身の自動車の補償に関わる特約

4-1 車両盗難対象外特約 …… 65
4-2 ブーム対象外特約 …… 65

### 保険料のお支払いに関わる特約

5-1 保険料一括払特約 …… 66
5-2 保険料分割払特約 …… 68

### 販売車等に関わる特約

6-1 販売用・陸送自動車等自動車保険特約 …… 71
6-2 販売用自動車保険特約 …… 72
6-3 販売用自動車の個別契約に関する特約 …… 73
6-4 販売用自動車の特定危険のみ特約 …… 74
6-5 販売用自動車の貸与中危険特約 …… 76
6-6 販売用自動車の貸与中危険特約（人数方式） …… 76
6-7 販売用自動車の車両保険に関する特約 …… 76
6-8 販売用自動車の船舶積込み中危険「車両損害」特約 …… 77
6-9 陸送受託自動車の車両保険に関する特約 …… 77
6-10 販売用自動車の保険金請求等に関する特約 …… 77
6-11 整備受託自動車保険特約 …… 78
6-12 サービス・ステーション受託自動車保険特約 …… 78

# 普通保険約款・特約一覧表


約款番号　　ページ

6-13 駐車場受託自動車保険特約 …… 79
6-14 オートオークション受託自動車保険特約 …… 79
6-15 電装業者等受託自動車保険特約 …… 80
6-16 運転代行受託自動車保険特約 …… 80
6-17 タクシー代行受託自動車保険特約 …… 82
6-18 特定試験使用自動車保険特約（台数方式） …… 83
6-19 特定試験使用自動車保険特約（仮番号方式） …… 83
6-20 移動支援サービス事業用自動車保険特約（優先払型） …… 84
6-21 軽車両による業務上賠償責任特約 …… 86
6-22 消防団災害活動用自動車保険特約（優先払型） …… 86


## 共同保険に関わる特約


7-1 共同保険特約 …… 88

# ご契約にあたって

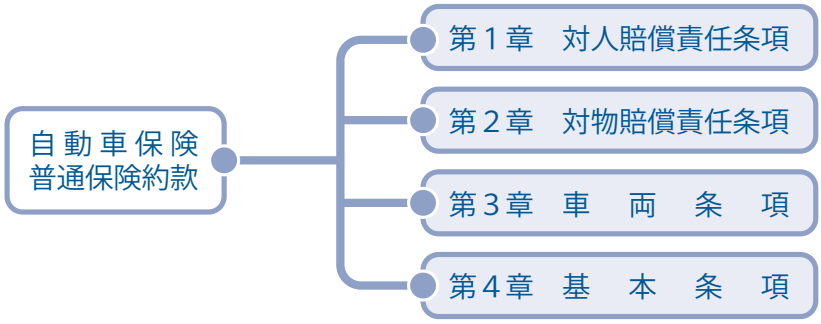


## 自動車保険（BAP）について

自動車保険（BAP）は、販売用・陸送自動車や整備受託自動車などの特殊な用途の自動車に対する補償を必要とする場合にご加入いただけます。
対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、車両保険などを選択することができます。
（注１）整備受託自動車保険など、車両保険を選択できない契約方式もあります。
（注２）一部のご契約を除き、自損事故傷害特約は、対人賠償責任保険に自動セットでご契約いただきます。
（注３）搭乗者傷害特約（日額払）は、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険にセットでご契約いただきます。

## 自動車保険（BAP）の約款構成

自動車保険（BAP）の普通保険約款は次の構成となっています。




## 用語のご説明

この冊子で使用している用語の一部は、普通保険約款・特約上の名称を平易な表現に置き換えて記載しています。【　】内の用語が普通保険約款・特約上の正式名称です。

| | 用　語 | 解　説 |
|---|---|---|
| か | 解除 | ご契約者または損保ジャパンからの意思表示によって、ご契約期間の途中でご契約を終了させることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ともいいます。 |
| | 過失割合 | 相手方がいる事故において、事故が発生した原因に対する被保険者と相手方の責任（過失）の割合をいいます。 |
| き | 危険物 | 道路運送車両の保安基準（運輸省令）に定める高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物または毒物及び劇物取締法第２条に定める毒物もしくは劇物をいいます。 |
| | 記名被保険者 | 保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。 |
| こ | 告知義務 | ご契約時に、取扱代理店または損保ジャパンに対し、告知事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者または記名被保険者（車両保険の被保険者を含みます。）の義務のことをいいます。 |
| | ご契約期間<br>【保険期間】 | ご契約いただいた保険で補償の対象となる期間をいいます。 |
| | ご契約者<br>【保険契約者】 | ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。 |
| | ご契約の自動車<br>【契約自動車】 | 保険契約の補償の対象となる自動車をいいます。 |
| | ご親族 | ６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族のことをいいます。 |

| | 用　語 | 解　説 |
|---|---|---|
| し | 自己負担額 | 保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。 |
| | 初回保険料 | 第１回目に請求する保険料をいいます。なお、保険料を一括してお支払いいただく場合は、保険料の総額をいいます。 |
| つ | 通知義務 | ご契約後やご契約期間の途中にご契約の内容に変更が生じた場合は、その事実・変更内容を遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンに伝えなければならないという、ご契約者または被保険者の義務のことをいいます。 |
| と | 搭乗中 | 自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中のことをいいます。 |
| | 特約 | 普通保険約款の内容を補充・変更・削除・追加する内容を定めたものをいい、ご契約の内容により必ずセットされるものと、ご希望によりセットできるものがあります。 |
| は | 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方※1および同性パートナー※2を含みます。<br>※１　内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。<br>※２　同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。<br>(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。 |
| ひ | 被保険者 | 保険契約の補償の対象になる方をいいます。 |
| ふ | 付属品 | 自動車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。）されているものをいいます。<br>なお、車室内でのみ使用することを目的としてご契約の自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器、ドライブレコーダーは、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱います。<br>＜付属品として取り扱うもの＞<br>(例)<br>• 自動車に定着されているステレオ・カーナビゲーションシステムなど<br>• 自動車に装備されているスペアタイヤ（１本）、標準工具など<br>• 法令等により自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルトなど<br>• オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液など<br>＜付属品として取り扱わないもの＞<br>(例)<br>• 燃料／ガソリン、軽油、プロパンガス（LPG）など<br>• 法令等により自動車に定着または装備することを禁止されているもの、エアスポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備のものおよび運輸支局の許可を得たものを除きます。）<br>• 通常装飾品とみなされるもの<br>車体に貼付された装飾性の高いフィルムなど<br>• その他の自動車用品／洗車用品、ボディーカバーなど<br>(注)自動車に定着または装備されたものであっても車両保険の対象となりません。 |
| ふ | 普通保険約款 | ご契約いただいた保険契約の標準的なご契約内容などを定めたものをいいます。 |
| | 分割保険料 | 保険料を分割してお支払いいただく場合の１回分の保険料をいいます。 |

| | 用　語 | 解　説 |
|---|---|---|
| ほ | 保険金 | 自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。 |
| | 保険金額 | 保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。 |
| | 保険金請求権者 | 損保ジャパンに保険金の支払いを請求することができる方をいいます。 |
| | 保険証券 | ご契約いただいた内容を証明するために、損保ジャパンが作成しご契約者に送付する書面をいいます。 |
| | 保険料 | ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。 |
| よ | 用途車種 | 登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき損保ジャパンが定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等の区分をいいます。<br>(注)ダンプ装置がある場合などは、自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。 |

## 自動車保険（BAP）の補償内容

自動車保険（BAP）の主な補償内容および保険金をお支払いできない場合は次のとおりです。詳しい内容については、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 1 主な補償内容

〈補償の組合せについて〉
○対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、車両保険については、必要な補償をお選びいただきます。
（注）整備受託自動車保険特約をセットした場合など、車両保険をお選びいただけない場合があります。
○一部のご契約を除き、自損事故傷害特約は、対人賠償責任保険に必ずセットされます。
○搭乗者傷害特約（日額払）は、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険にセットしてご契約いただきます。
○対物全損時修理差額費用特約は、対物賠償責任保険に任意にセットすることができます。

| 主な補償 | 内　容 | ページ |
|---|---|---|
| 対人賠償責任保険 | ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、１回の事故につき事故の相手の方１名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用※などもお支払いします。<br>※損保ジャパンの同意を得て支出された費用にかぎります。<br>(注１)事故の相手の方１名についての最低保険金額は、1,000万円とします。<br>(注２)被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。 | 20 |
| 対物賠償責任保険 | ご契約の自動車を運転中の事故などにより他人の自動車や物を壊した場合や、ご契約の自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、１回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用※などもお支払いします。<br>※損保ジャパンの同意を得て支出された費用にかぎります。<br>(注１)１事故についての最低保険金額は、20万円とします。 | 23 |

| 主な補償 | 内　　容 | ページ |
|---|---|---|
| | (注２)次の事故については、保険金額が30億円を超える場合（「無制限」の場合を含みます。）であっても、お支払いする保険金の額は１回の事故につき30億円を限度とします。<br>• 「ご契約の自動車」または「ご契約の自動車がけん引中の自動車」に業務として積載している危険物の火災、爆発または漏えいによる事故<br>• 航空機に対する事故<br>(注３)被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。<br>(注４)自己負担額を設定された場合は、法律上の損害賠償責任の額からその額を差し引いて保険金をお支払いします。 | |
| 車両保険 | 盗難または衝突・接触、火災・爆発、台風・竜巻・洪水、落書・いたずら、物の飛来・落下などの偶然な事故により、ご契約の自動車に損害が生じた場合は、修理費などについて保険金額を限度に保険金をお支払いします。<br>また、特約をセットすることにより補償範囲を拡大または限定することができます。 | 26 |
| 自損事故傷害特約 | 自損事故（電柱との衝突など）で、ご契約の自動車の保有者、運転者、搭乗中の方が亡くなられた場合やケガをされた場合で、自賠責保険などで保険金が支払われないときに、１回の事故につき被保険者１名ごとに、所定の保険金をお支払いする特約です。 | 49 |
| 死亡保険金・後遺障害保険金 | 亡くなられた場合は1,500万円、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて50万円から2,000万円をお支払いします。<br>(注)死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金および介護費用保険金がある場合は、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。 | |
| 介護費用保険金 | 重度の後遺障害が生じ、かつ、介護を要すると認められる場合、200万円をお支払いします。 | |
| 医療保険金 | 入院または通院された場合、治療日数１日につき入院6,000円、通院4,000円をお支払いします。ただし、１回の事故につき被保険者１名ごとに100万円を限度とします。 | |
| 搭乗者傷害特約（日額払） | ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故※により亡くなられた場合やケガをされた場合に、１回の事故につき被保険者１名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。<br>※ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。 | 46 |
| 死亡保険金・後遺障害保険金 | 事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合は、保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じてご契約金額の４％から100％をお支払いします。<br>(注)死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。 | |
| 医療保険金 | 事故発生日からその日を含めて180日以内の期間を限度に、医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、１日につきご契約の入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。 | |

| 主な補償 | 内　　容 | ページ |
|---|---|---|
| 対物全損時修理差額費用特約 | 対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。<br>(注１)事故発生日の翌日から起算して１年以内に相手自動車が修理された場合にかぎります。<br>(注２)相手自動車の車両保険などから支払われる保険金によって、時価額を超える修理費が補償される場合は、この特約のお支払いの対象とはなりません。ただし、相手自動車の車両保険などから支払われる保険金で補償されない修理費差額がある場合は、この差額部分に対してこの特約を適用します。<br>(注３)「修理費」とは、実際に修理を行った場合で自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。 | 45 |

## 2 保険金をお支払いできない主な場合

| 主な補償 | 内　　容 |
|---|---|
| 対人賠償責任保険・対物賠償責任保険 | 【対人・対物賠償責任保険共通】<br>●ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害<br>●台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害<br>●ご契約の自動車を競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害<br>●被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害<br>など<br><br>【対人賠償責任保険固有】<br>次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害<br>⑴記名被保険者<br>⑵ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま<br>⑶被保険者のご父母、配偶者またはお子さま<br>⑷被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人<br>⑸被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。）。ただし、ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者が被った損害については補償されます。<br>など<br><br>【対物賠償責任保険固有】<br>次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害<br>⑴記名被保険者<br>⑵ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま<br>⑶被保険者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま<br>など |

| 主な補償 | 内　　容 |
|---|---|
| 車両保険 | ●ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害<br>●地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害<br>●差押えなど国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害<br>●詐欺または横領によって生じた損害<br>●ご契約の自動車を競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害<br>●ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他の自然消耗<br>●故障損害<br>●付属品（カーナビゲーションシステム、ETC車載器、ドライブレコーダーなど）のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害（火災を除きます。）<br>●タイヤ単独の損害（火災・盗難を除きます。）<br>●法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害<br>●無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害<br>●二輪自動車、一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車の盗難（鍵の盗難を含みます。）による損害<br>など |
| 自損事故傷害特約・搭乗者傷害特約（日額払） | ●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害<br>●無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害<br>●被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた傷害<br>●被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた傷害<br>●被保険者の脳疾患・疾病または心神喪失によってその本人に生じた傷害<br>●保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害についてその方の受け取るべき金額部分<br>●地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた傷害<br>●ご契約の自動車を競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害<br>●異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた事故<br>など |

## ご注意いただきたいこと

### 1 ご契約時にご注意いただきたいこと（告知義務と告知事項について）

ご契約者または記名被保険者（車両保険の補償を受けられる方を含みます。）には、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。告知事項については、証券裏書、普通保険約款および特約に記載していますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。
ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約を解除し、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### 2 ご契約後にご注意いただきたいこと

#### 1．通知義務と通知事項について

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務があります。通知事項がある場合は、証券裏書、普通保険約款および特約に記載していますので、変更の通知漏れがないよう十分ご注意ください。
通知事項の変更について遅滞なくご連絡いただいた場合は、その変更の事実が発生した日からご契約内容を変更します※。
遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き（変更手続き書類のご提出および追加保険料のお支払いなど）

いただけない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
※ご契約の変更に伴い、保険料が追加または返還になる可能性があります。

## 2．通知事項以外の変更を行う場合

ご契約後やご契約期間の途中に次のような通知事項以外の変更を行う場合※1※2は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、ご契約条件の変更手続き前（ご契約条件の変更手続きに伴い追加保険料が必要となる場合は追加保険料をお支払いいただく前）に発生した事故については、保険金をお支払いできない場合や、変更前のご契約条件が適用されたりする場合がありますのでご注意ください。

※1　ご契約の変更に伴い、保険料が追加または返還になる可能性があります。
※2　ご契約条件の変更日は、お申出日以降になりますのでご注意ください。

| 変更内容 |
| --- |
| • 記名被保険者の住所、氏名（名称）が変更となる場合<br>• 保険金額の増額や特約をセットするなど、ご契約条件の変更を希望する場合 |

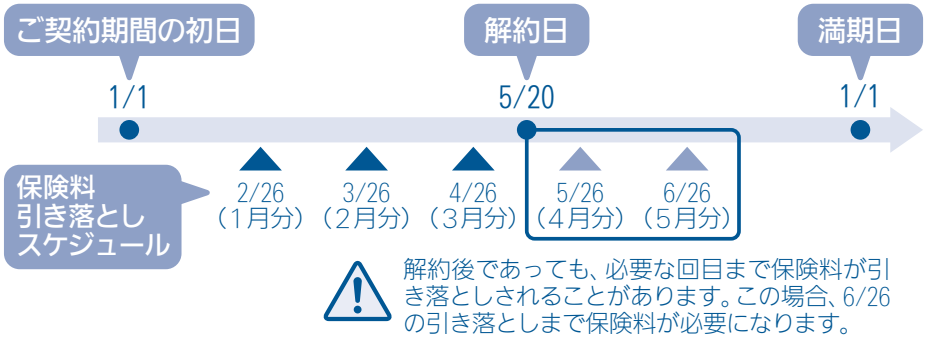
## 3．ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解約日はお申出日以降となります。損保ジャパンの定めるところにより計算した保険料を返還または請求する場合があります。
詳しくは、解除の場合の保険料の取扱い一覧（89ページ）をご確認ください。

### ⚠解約後でも保険料が口座から引き落とされることがあります。

お支払いいただくべき保険料の未払込分がある場合は、解約日以降に保険料が引き落としされることがあります。なお、この保険料が引き落としできない場合は、解約日または解約日より前の日付に遡ってご契約を解除することがあります。

**〈例〉ご契約期間の初日が１月１日のご契約（口座振替）を５月20日に解約された場合**
**ご契約の解約日は５月20日ですが、口座振替の停止月を解約日以降に設定した場合は、解約日以降の口座振替日に保険料が引き落とされます。**




## 4．そのほかにご注意いただきたいこと

### (1) 保険金お支払い後の保険金額

保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

### (2) ご契約者が死亡された場合

ご契約者が死亡された場合は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務がご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。

### (3) 保険金または損害賠償額の代理請求

被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として保険金または損害賠償額を請求できることがあります。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### (4) 保険料の改定があった場合

ご契約期間中に、損保ジャパンにおいて保険料の改定や割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約期間の初日時点における保険料率を適用しますので、保険料は変更しません。
また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

### (5)「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されることや、金額が削減されることがあります。
ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの８割まで（ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### (6) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合は、損保ジャパンはご契約の全部または一部を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(1)ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、損保ジャパンに保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
(2)被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行った場合
(3)ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
(4)上記のほか、(1)～(3)と同程度に損保ジャパンの信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

## 3 保険料のお支払いについて

### 1．保険料の支払方法・払込期日

保険料については、次のような支払方法があります。ご契約者のご希望にそった支払方法をご選択ください。
ただし、ご契約の内容により次の方法以外の支払方法となる場合がございます。

| 主な支払方法 | | 払込期日 | 払込回数 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 分割払 | 一括払 |
| 口座振替 | 保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。<br>なお、分割払の保険料は、一括払に比べて５％割増※1となっています。 | ご契約期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日※2（分割払の場合は、以降毎月の振替日） | ○ | ○ |
| 払込票 | ご契約後、ご契約者に送付する払込票※3を、ゆうちょ銀行（郵便局）、損保ジャパン所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy（ペイジー）利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。 | ご契約期間の初日の属する月の翌月末 | × | ○ |
| 請求書 | ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書※3で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。 | ご契約期間の初日の属する月の翌月末 | ×※4 | ○ |

※１　一定の条件を満たすご契約の場合は、割増のない分割払でご契約できます。
※２　原則26日（一部の金融機関は27日となる場合があります。）となります。なお、払込期日が金融機関の休業日に該当し、保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
※３　払込票、請求書は保険証券とは別にお届けします。
※４　一定の条件を満たすご契約の場合は対象となります。
(注)上記以外の支払方法となる場合など詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

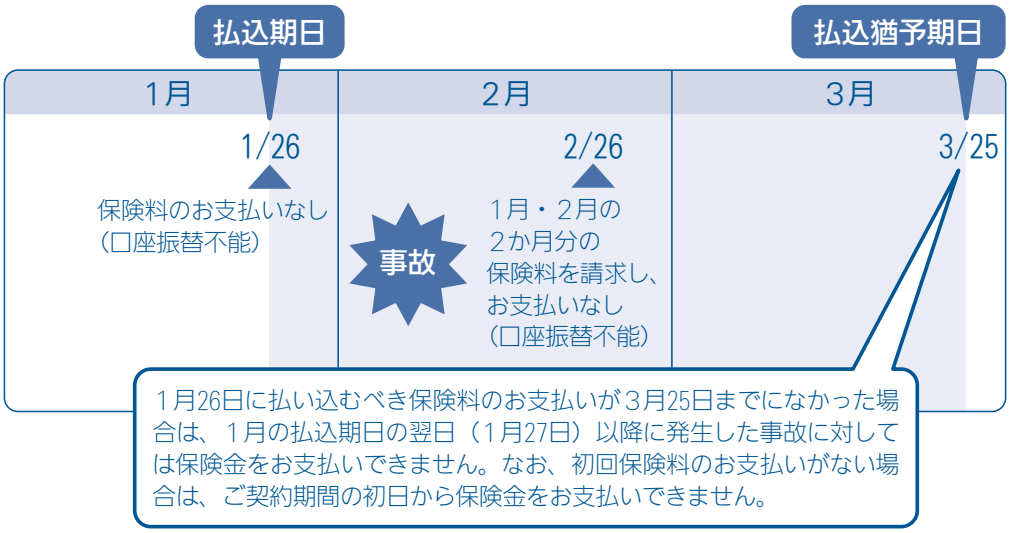
### 2．保険料の不払い時の取扱い

払込猶予期間（保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日※の属する月の翌々月の25日までの期間）中に所定の保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故）に対しては保険金をお支払いできません。

また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。
※「払込期日」については、「1．保険料の支払方法・払込期日」（14ページ）をご確認ください。

**〈例〉払込猶予とご契約の関係（分割払契約の場合）**

(注)保険料のお支払いがなかったことが故意による場合を除きます。故意による場合の払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末になります。




詳しくは、保険料のお支払いに関わる特約（66ページ以降）をご確認ください。

## 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

## 事故が起こった場合

### 1．ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

万が一、事故が起こった場合は、負傷者に対する救護措置をとり、他の自動車の進行の妨げとならないよう路上の危険防止を行ってください。また、警察署へ事故の連絡をするとともに、次の事項を取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(1)契約者名・運転者名
(2)証券番号
(3)事故車の登録番号
(4)事故の日時・場所
(5)事故の状況
(6)損害の程度
(7)相手方の住所・氏名・連絡先
(8)目撃者の住所・氏名・連絡先

上記の事項について、ただちにご連絡いただけなかったことによって損保ジャパンに生じた損害については、保険金のお支払いの対象とならない場合がありますのでご注意ください。

### 2．必ず事前に損保ジャパンまでご相談ください。

次の場合は、必ず事前に損保ジャパンまでご相談ください。

(1)損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合
(2)事故にあった自動車または積載動産を修理・処分する場合
(3)相手方からの損害賠償請求を承認する場合

(1)および(2)については、事前にご連絡いただけなかったことによって損保ジャパンに生じた損害については、保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

また、⑶については、相手方からの損害賠償請求を承認する前に必ず損保ジャパンの承認をお取りください。損保ジャパンが承認しないうちにご契約者または補償を受けられる方ご自身で相手方からの損害賠償請求を承認された場合は、保険金の一部をお支払いできないことがあります。

### 3．保険金の請求時効について

保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、保険金請求権の発生時期の翌日から起算します。

### 4．保険金のお支払時期について

保険金請求のご連絡をいただいた場合は、原則として保険金請求のお手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。ただし、確認に必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。

### 5．保険金のご請求にあたって

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は人身事故扱いの交通事故証明書）を提出していただく必要があります。
この交通事故証明書は事故発生時にお客さまから警察署へ届出がないと発行されませんので、事故が起こった場合は、必ず警察署への届出を行ってください。
なお、損保ジャパンが示談代行を行う場合は、お客さまに代わって損保ジャパンにて交通事故証明書の取付けを行います。
また、保険金の請求を行うときは、交通事故証明書および保険金請求書に加え、普通保険約款（18ページ以降）に定める書類のほか、次の書類をご提出いただく場合があります。

| 必要となる書類 | | 必要書類の例 |
|---|---|---|
| ① | 被保険者または保険の対象であることが確認できる書類 | 戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票　など |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 事故状況説明書　など |
| ③ | 保険の対象の価額、保険契約者または被保険者が被った損害の範囲や額および損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類 | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など |
| ④ | 傷害の程度を証明する書類 | レントゲン写真・MRI画像　など |
| ⑤ | 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類 | 個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書　など |
| ⑥ | 保険契約者または被保険者が負担した費用が確認できる書類 | 各種費用特約の費用負担を立証する書類　など |

### 6．賠償責任保険の被害者に対する先取特権について

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険において、所定の要件を満たす場合、被害者には他の債権者に優先して、損保ジャパンに対して損害賠償額を請求することができる権利（先取特権）があります。

### 7．保険金の代理請求人制度について

補償を受けられる方ご自身がご存命であるにもかかわらず、保険金を請求できない事情がある場合は、補償を受けられる方の配偶者※1※2や、配偶者※1※2がいらっしゃらないときは3親等内のご親族※1など、代理請求人として保険金を請求することができます。代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。
※1　同居または生計を共にしている場合にかぎります。
※2　内縁の相手方および同性パートナーは含みません。

# 普通保険約款
# および 特約

## 約款をご覧いただくにあたってのご注意事項

■共通で使用されている用語については「普通保険約款および特約に共通する用語の定義」（18ページ）でご説明しております。

### 自動車保険普通保険約款

#### 普通保険約款および特約に共通する用語の定義

＜用語の定義（五十音順）＞
普通保険約款および特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

| 用語 | | 定義 |
|---|---|---|
| ア | 医学的他覚所見 | 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 |
| | 医師 | 被保険者以外の医師をいいます。 |
| | 運行不能 | 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。<br>(注)情報の流布<br>特定の者への伝達を含みます。 |
| カ | 軌道上を走行する陸上の乗用具 | 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。<br>(注)ガイドウェイバス<br>専用軌道のガイドに沿って走行する |

■各条項・特約で個別に使用されている用語については各条項・特約の冒頭＜用語の定義＞ でご説明しております。

例

#### 5-1 保険料一括払特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用語 | 定義 |
|---|---|
| 指定口座 | 保険契約者の指定する口座をいいます。 |
| 追加保険料 | 普通保険約款基本条項第４節第１条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）(1)の追加保険料をいいます。 |
| 提携金融機関 | 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。 |
| 払込期日 | 提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。 |
| 変更確認書 | 契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。 |



## 普通保険約款および特約に共通する用語の定義

＜用語の定義（五十音順）＞

普通保険約款および特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

| 用語 | | 定義 |
|---|---|---|
| ア | 医学的他覚所見 | 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 |
| | 医師 | 被保険者以外の医師をいいます。 |
| | 運行不能 | 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。<br>(注)情報の流布<br>特定の者への伝達を含みます。 |
| カ | 軌道上を走行する陸上の乗用具 | 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。<br>(注)ガイドウェイバス<br>専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。 |
| | 記名被保険者 | 保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。 |
| | 契約自動車 | 保険証券記載の自動車をいいます。 |
| | 後遺障害 | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害（注）に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものにかぎります。<br>①　別表１に掲げる後遺障害<br>②　別表１に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの<br>(注)将来においても回復できない機能の重大な障害<br>被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。 |
| | 航空機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注）、ジャイロプレーンをいいます。<br>(注)超軽量動力機<br>モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。 |
| サ | 自動車 | 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項に定める自動車をいい、原動機付自転車（注）を含みます。<br>(注)原動機付自転車<br>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第３項に定める原動機付自転車をいいます。なお、用途車種については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条に定める一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車に区分されます。 |
| | 自動車取扱業者 | 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその役員を含みます。 |
| | 自賠責保険等 | 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。 |
| | 所有権留保条項付売買契約 | 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。 |
| | 所有者 | 次のいずれかに該当する者をいいます。<br>①　自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主<br>②　自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主<br>③　①および②以外の場合は、自動車を所有する者 |
| | 親族 | ６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。 |
| | 正規の乗車装置 | 乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。 |

| | | |
|---|---|---|
| タ | 治療 | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 |
| | 治療日数 | 入院した日数または通院した日数（注１）をいいます。ただし、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）第６条の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注２）であるときは、その処置日数を含みます。<br>(注１)通院した日数<br>被保険者が通院しない場合であっても、別表２に掲げる部位を固定するためにギプス等（注３）を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から別表２に掲げる部位をギプス等（注３）装着により固定していることが確認できる場合にかぎります。<br>(注２)同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置<br>医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。<br>(注３)ギプス等<br>ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（注４）、線副子等（注５）およびハローベストをいいます。<br>(注４)PTBブレース<br>下腿骨骨折後に装着したものについて、骨癒合にいたるまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合にかぎります。<br>(注５)線副子等<br>上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。 |
| | 通院 | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 |
| ナ | 入院 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 |
| ハ | 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 |
| | 被保険者 | 保険の補償を受けることができる者をいいます。 |
| | 暴動 | 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 |
| | 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |
| | 保険証券 | 保険契約の成立の証として当会社が交付する書面をいいます。 |
| | 保険年度 | 初年度については、保険期間の初日からその日を含めて１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日からその日を含めて１年間をいいます。ただし、１年未満の端日数がある場合は、その保険期間の初日応当日から保険期間の末日までの期間とします。 |
| マ | 未婚 | これまでに婚姻歴がないことをいいます。 |
| ヤ | 役員 | 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 |
| | 用途車種 | 登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等の区分（注）をいいます。<br>(注)区分<br>自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。 |

## 1-1 第１章　対人賠償責任条項

＜用語の定義＞

この対人賠償責任条項において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 保険金額 | 保険証券記載のこの対人賠償責任条項の保険金額をいいます。 |

### 第１条（保険金を支払う場合）

(1)　当会社は、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

(2)　当会社は、１回の事故による(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(注)自賠責保険等によって支払われる金額

契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

### 第２条（保険金を支払わない場合－その１）

(1)　当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注１）の故意

②　記名被保険者以外の被保険者の故意

③　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤　台風、洪水または高潮

⑥　核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑦　⑥以外の放射線照射または放射能汚染

⑧　③から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨　契約自動車を競技もしくは曲技（注４）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注５）すること。

(2)　当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注１)保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その役員を含みます。

(注２)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注３)核燃料物質（注２）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注４)競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注５)競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

### 第３条（保険金を支払わない場合－その２）

(1)　当会社は、事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合は、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①　記名被保険者

②　契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

③　被保険者の父母、配偶者または子

④　被保険者の業務（注）に従事中の使用人

⑤　被保険者の使用者の業務（注）に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が契約自動車をその使用者の業務（注）に使用している場合にかぎります。

(2)　当会社は、契約自動車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、(1)⑤の規定にかかわらず、記名被保険者がその使用者の業務（注）に契約自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務（注）に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

(注)業務

家事を除きます。

### 第４条（被保険者）

この対人賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

①　記名被保険者

②　契約自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者

ア．記名被保険者の配偶者

イ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

③　記名被保険者の承諾を得て契約自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間を除きます。

④　記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者が契約自動車をその使用者（注）の業務に使用している場合にかぎります。

(注)使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

## 第５条（個別適用）

⑴　この対人賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第２条（保険金を支払わない場合－その１）⑴①の規定を除きます。

⑵　⑴の規定によって、第７条（保険金の支払額）⑴に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

## 第６条（費　用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

| 費用の名称 | 費用の内容 |
|---|---|
| ①　損害防止費用 | 基本条項第５節第１条（事故発生時の義務）⑴①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 |
| ②　権利保全行使費用 | 基本条項第５節第１条⑴⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 |
| ③　緊急措置費用 | 第１条（保険金を支払う場合）に規定する損害の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用 |
| ④　示談交渉費用 | 次の費用<br>ア．事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用<br>イ．第９条（当会社による解決）⑵の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用 |
| ⑤　争訟費用 | 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用<br>ア．訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用<br>イ．その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 |

（注）費用

収入の喪失を含みません。

## 第７条（保険金の支払額）

⑴　当会社が１回の事故につき支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、生命または身体を害された者１名につき、それぞれ保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 前条①から③までの費用 － 自賠責保険等によって支払われる金額（注） ＝ 保険金の額

⑵　当会社は、⑴に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

①　前条④および⑤の費用

②　第９条（当会社による解決）⑴の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

（注）自賠責保険等によって支払われる金額

契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

## 第８条（当会社による援助）

被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

## 第９条（当会社による解決）

⑴　次のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注）を行います。

①　被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件について合意している場合

②　当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

⑵　⑴の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

⑶　当会社は、次のいずれかに該当する場合は、⑴の規定は適用しません。

①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合

②　損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③　契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合

④　正当な理由がなく被保険者が⑵に規定する協力を拒んだ場合

（注）折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き

弁護士の選任を含みます。

## 第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

⑴　事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して⑶に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

⑵　当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して⑶に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの対人賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注１）を限度とします。

①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

②　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③　損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④　⑶に定める損害賠償額が保険金額（注２）を超えることが明らかになった場合

⑤　法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

⑶　この対人賠償責任条項において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

| 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 | － | 自賠責保険等によって支払われる金額（注３） | － | 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 | ＝ | 損害賠償額 |
|---|---|---|---|---|---|---|

⑷　損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

⑸　⑵の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（注１）支払うべき保険金の額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（注２）保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（注３）自賠責保険等によって支払われる金額
契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

## 第11条（仮払金および供託金の貸付け等）

⑴　第８条（当会社による援助）または第９条（当会社による解決）⑴の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、生命または身体を害された者１名につき、それぞれ保険金額の範囲内（注１）で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。
①　仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
②　仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
③　②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け

⑵　⑴③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注２）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

⑶　⑴の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の規定は、その貸付金または供託金（注２）を既に支払った保険金とみなして適用します。
①　第７条（保険金の支払額）⑴ただし書
②　前条⑵ただし書

⑷　⑴の供託金（注２）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注２）の限度で、⑴の当会社の名による供託金（注２）または貸付金（注３）が保険金として支払われたものとみなします。

⑸　基本条項第６節第１条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、⑴の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

（注１）保険金額の範囲内
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または前条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

（注２）供託金
利息を含みます。

（注３）貸付金
利息を含みます。

## 第12条（先取特権）

⑴　損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

⑵　当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
①　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が⑴の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

⑶　保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または⑵③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、⑵①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権
第６条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

## 第13条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、次の額の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。
①　前条⑵②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金の額
②　被保険者が第６条（費用）①から③までの規定により当会社に対して請求することができる費用の額

## 1-2　第２章　対物賠償責任条項

＜用語の定義＞

この対物賠償責任条項において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 保険金額 | 保険証券記載のこの対物賠償責任条項の保険金額をいいます。 |

### 第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

### 第２条（保険金を支払わない場合－その１）

⑴　当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注１）の故意

②　記名被保険者以外の被保険者の故意

③　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤　台風、洪水または高潮

⑥　核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑦　⑥以外の放射線照射または放射能汚染

⑧　③から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨　契約自動車を競技もしくは曲技（注４）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注５）すること。

⑵　当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注１）保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その役員を含みます。

（注２）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注３）核燃料物質（注２）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注４）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注５）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

### 第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能にされた場合は、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①　記名被保険者

②　契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

③　被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

### 第４条（被保険者）

この対物賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

①　記名被保険者

②　契約自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者

ア．記名被保険者の配偶者

イ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

③　記名被保険者の承諾を得て契約自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間を除きます。

④　記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者が契約自動車をその使用者（注）の業務に使用している場合にかぎります。

（注）使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

### 第５条（個別適用）

⑴　この対物賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第２条（保険金を支払わない場合－その１）⑴①の規定を除きます。

⑵　⑴の規定によって、第７条（保険金の支払額）⑴および⑶に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

### 第６条（費　用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注１）は、これを損害の一部とみなします。

| 費用の名称 | 費用の内容 |
|---|---|
| ①　損害防止費用 | 基本条項第５節第１条（事故発生時の義務）⑴①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 |

| | |
|---|---|
| ② 権利保全行使費用 | 基本条項第５節第１条⑴⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 |
| ③ 緊急措置費用 | 第１条（保険金を支払う場合）に規定する損害の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用 |
| ④ 落下物取片づけ費用 | 偶然な事故によって契約自動車に積載していた動産（注２）が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取片づけ費用 |
| ⑤ 原因者負担費用 | 第１条（保険金を支払う場合）に規定する損害の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定その他の法令の規定により原因者負担金として支出した費用 |
| ⑥ 示談交渉費用 | 次の費用<br>ア．事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用<br>イ．第９条（当会社による解決）⑵の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用 |
| ⑦ 争訟費用 | 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用<br>ア．訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用<br>イ．その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 |

（注１）費用
　収入の喪失を含みません。
（注２）契約自動車に積載していた動産
　法令等で積載が禁止されている動産または法令等で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

## 第７条（保険金の支払額）

⑴　当会社が１回の事故につき支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 前条①から⑤までの費用 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額 － 保険証券に自己負担額の記載がある場合は、その自己負担額 ＝ 保険金の額

⑵　当会社は、⑴に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
①　前条⑥および⑦の費用
②　第９条（当会社による解決）⑴の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

⑶　⑴ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事故で、かつ、保険金額が30億円を超える場合は、当会社が支払う保険金の額は30億円を限度とします。
①　契約自動車に業務（注１）として積載されている危険物（注２）の火災、爆発または漏えいに起因する事故
②　契約自動車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務（注１）として積載されている危険物（注２）の火災、爆発または漏えいに起因する事故
③　航空機の滅失、破損または汚損

（注１）業務
　家事を除きます。
（注２）危険物
　次のいずれかに該当する物をいいます。
①　道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条に定める高圧ガス、火薬類または危険物
②　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第２条に定める可燃物
③　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第２条に定める毒物または劇物

## 第８条（当会社による援助）

　被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

## 第９条（当会社による解決）

⑴　次のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注１）を行います。
①　被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件について合意している場合
②　当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

⑵　⑴の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

⑶　当会社は、次のいずれかに該当する場合は、⑴の規定は適用しません。
①　１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額（注２）を明らかに超える場合
②　保険証券に自己負担額の記載がある場合は、１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の自己負担額を下回る場合
③　損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
④　正当な理由がなく被保険者が⑵に規定する協力を拒んだ場合

（注１）折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き
　弁護士の選任を含みます。
（注２）保険金額
　第７条（保険金の支払額）⑶のいずれかに該当する事故で、かつ、保険金額が30億円を超える場合は、30億円とします。

## 第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

⑴　事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して⑶に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

⑵　当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して⑶に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき当会社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注１）を限度とします。

①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

②　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③　損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④　法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

⑶　この対物賠償責任条項において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

| 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 | － | 次の①または②のいずれか高い額 | ＝ | 損害賠償額 |
|---|---|---|---|---|

①　被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

②　保険証券に自己負担額の記載がある場合は、その自己負担額

⑷　損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

⑸　⑵または⑺の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

⑹　１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注２）が保険金額（注３）を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は⑴の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は⑵の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

⑺　次のいずれかに該当する場合は、⑵および⑹の規定にかかわらず、１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注２）が保険金額（注３）を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は⑴の規定による請求権を行使することができるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して⑶に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき当会社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注１）を限度とします。

①　⑵④に規定する事実があった場合

②　損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。

③　当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（注１）支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（注２）被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

（注３）保険金額

第７条（保険金の支払額）⑶のいずれかに該当する事故で、かつ、保険金額が30億円を超える場合は、30億円とします。

## 第11条（仮払金および供託金の貸付け等）

⑴　第８条（当会社による援助）または第９条（当会社による解決）⑴の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、１回の事故につき、保険金額（注１）の範囲内（注２）で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

①　仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け

②　仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託

③　②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け

⑵　⑴③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注３）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

⑶　⑴の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の規定は、その貸付金または供託金（注３）を既に支払った保険金とみなして適用します。

①　第７条（保険金の支払額）⑴ただし書

②　第７条⑶

③　前条⑵ただし書

④　前条⑺ただし書

⑷　⑴の供託金（注３）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注３）の限度で、⑴の当会社の名による供託金（注３）または貸付金（注４）が保険金として支払われたものとみなします。

⑸　基本条項第６節第１条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、⑴の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

（注１）保険金額

第７条（保険金の支払額）⑶のいずれかに該当する事故で、かつ、保険金額が30億円を超える場合は、30億円とします。

（注２）保険金額（注１）の範囲内

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または前条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

（注３）供託金

利息を含みます。

（注４）貸付金

利息を含みます。

### 第12条（先取特権）

(1)　損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
(2)　当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
①　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
(3)　保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
(注)保険金請求権
第６条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

### 第13条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額（注）が、次の額の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。
①　前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金の額
②　被保険者が第６条（費用）①から⑤までの規定により当会社に対して請求することができる費用の額
(注)保険金額
第７条（保険金の支払額）(3)のいずれかに該当する事故で、かつ、保険金額が30億円を超える場合は、30億円とします。

## 1−3　第３章　車両条項

＜用語の定義（五十音順）＞
この車両条項において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 工作用自動車 | 建築工事、土木工事等の作業の用途をもつ自動車をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダ、ブルドーザ、コンクリートミキサートラック等をいいます。 |
| 全損 | 契約自動車の損傷を修理することができない場合（注）、または第７条（修理費）の修理費が保険価額以上となる場合をいいます。<br>(注)契約自動車の損傷を修理することができない場合<br>契約自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。 |
| 装備 | 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。 |
| 損害額 | 当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。 |
| 定着 | ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 |
| 付属機械装置 | 医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着、固定または装備されている精密機械装置をいいます。 |
| 付属品 | 次のいずれかに該当する物をいいます。<br>①　契約自動車に定着または装備されている物<br>②　車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステム（注１）、ETC車載器（注２）、ドライブレコーダーその他これらに準ずる物<br>(注１)カーナビゲーションシステム<br>自動車用電子式航法装置をいいます。<br>(注２)ETC車載器<br>有料道路自動料金収受システムにおいて使用する車載器をいいます。 |
| 保険価額 | 損害が生じた地および時における契約自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 |
| 保険金額 | 保険証券記載のこの車両条項の保険金額をいいます。 |

### 第１条（保険金を支払う場合）

(1)　当会社は、次のいずれかに該当する事由によって契約自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。
①　契約自動車の盗難
②　①以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故。ただし、契約自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。
(2)　(1)の契約自動車には、付属品を含みます。
(3)　(2)の付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。
①　燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
②　法令により、自動車に定着、固定または装備することを禁止されている物
③　通常装飾品とみなされる物
④　契約自動車が工作用自動車、消防自動車、タンク車、ふん尿車等である場合の別表３表１に掲げる物
⑤　付属機械装置のうち、保険証券に明記されていない物

## 第２条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、オ．に定める者については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。

ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注１）

イ．所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（注２）

ウ．ア．およびイ．に定める者の法定代理人

エ．ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人

オ．ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合は保険金を支払います。

⑧ 詐欺または横領

⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注５）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注６）すること。

⑩ 契約自動車の用途車種が二輪自動車、一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である場合の、契約自動車の盗難（注７）または契約自動車の鍵の盗難

(注１)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
　これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

(注２)所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主
　これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

(注３)核燃料物質
　使用済燃料を含みます。

(注４)核燃料物質（注３）によって汚染された物
　原子核分裂生成物を含みます。

(注５)競技もしくは曲技
　競技または曲技のための練習を含みます。

(注６)競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
　救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

(注７)盗難
　発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。

## 第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然の消耗

② 契約自動車の故障損害（注１）

③ 契約自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害。ただし、契約自動車から取りはずされて車上にない契約自動車の鍵の盗難（注２）により、被保険者が第７条（修理費）(2)に定める修理費を負担したことによって被った損害については保険金を支払います。

④ 付属品のうち契約自動車に定着されていない物に生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合は保険金を支払います。

⑤ タイヤ（注３）に生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合は保険金を支払います。

⑥ 法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

⑦ 契約自動車が特種用途自動車、工作用自動車または農耕作業用自動車である場合の別表３表２に掲げる物に生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分（注４）と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合は保険金を支払います。

(注１)故障損害
　偶然な外来の事故に直接起因しない電気的損害または機械的損害をいいます。

(注２)盗難
　紛失を除きます。

(注３)タイヤ
　チューブを含みます。

(注４)契約自動車の他の部分
　契約自動車が農耕作業用自動車である場合は、原動機の定着部分である車体とします。

## 第４条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次のいずれかに該当する間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 第２条（保険金を支払わない場合－その１）①のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間

② 第２条①のいずれかに該当する者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

③ 第２条①のいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等

に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間

## 第５条（被保険者）

この車両条項における被保険者は、契約自動車を所有する者とします。

## 第６条（損害額の決定）

(1)　損害額は、保険価額によって定めます。

(2)　契約自動車の損傷を修理することができる場合は、次の算式により算出された額を損害額とします。

次条に定める修理費 － 修理に際し部分品を交換したために契約自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 ＝ 損害額

## 第７条（修理費）

(1)　この車両条項における修理費とは、損害が生じた地および時において、契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、契約自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(2)　次のいずれかに該当する事由により、契約自動車の鍵およびその錠一式を交換するために要した費用は、(1)に定める修理費に含めます。

①　契約自動車のドア、トランク等のいずれかの錠に損害が生じたこと。

②　契約自動車の鍵が盗難（注）されたこと。

(注)盗難

紛失を除きます。

## 第８条（費　用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注１）は、これを損害の一部とみなします。

| 費用の名称 | 費用の内容 |
|---|---|
| ①　損害防止費用 | 基本条項第５節第１条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 |
| ②　権利保全行使費用 | 基本条項第５節第１条(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 |
| ③　応急処置費用 | 保険金の支払対象となる事故により契約自動車が走行不能（注２）となった場合に、その走行不能（注２）となった地において契約自動車を自力で走行できる状態に復旧するために要した応急の処置の費用。ただし、当会社が必要と認める処置のために生じる費用にかぎります。 |
| ④　運搬費用 | 保険金の支払対象となる事故により契約自動車が走行不能（注２）となった場合に、その走行不能（注２）となった地から被保険者の指定する修理工場または当会社が指定する場所まで、陸送車等により契約自動車を運搬するために要した費用（注３）。ただし、契約自動車の修理等を行う場所として社会通念上妥当と認められる場所まで契約自動車を運搬するために生じる費用にかぎります。 |
| ⑤　引取費用 | 次のいずれかの引取費用。ただし、契約自動車の引取場所として社会通念上妥当と認められる場所において契約自動車を引き取るために生じる費用にかぎります。<br>ア．保険金の支払対象となる事故により契約自動車が走行不能（注２）となった場合に、修理工場等において契約自動車の損傷の修理が完了した後、契約自動車を引き取るために要した費用<br>イ．盗難にあった契約自動車を引き取るために要した費用のうち、③もしくは④またはア．以外の費用 |
| ⑥　共同海損分担費用 | 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する契約自動車の分担額 |

(注１)費用

収入の喪失を含みません。なお、③および④の費用に付随して発生した現場清掃の費用を被保険者が負担した場合は、その費用を含みます。

(注２)走行不能

自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

(注３)陸送車等により契約自動車を運搬するために要した費用

当会社が必要と認めた場合は、運搬過程で契約自動車を一時的に保管するために要した費用を含みます。

## 第９条（保険金の支払額）

(1)　当会社が１回の事故につき支払う保険金の額は、次のとおりとします。

| 契約自動車の損害の状態 | 保険金の額 | |
|---|---|---|
| | 保険金額が保険価額を超えている場合 | 保険金額が保険価額以下である場合 |
| ①　全損の場合 | 保険価額 | 保険金額 |
| ②　①以外の場合 | 次の算式により算出された額とします。ただし、保険価額を限度とします。<br>第６条（損害額の決定）の損害額 － 保険証券記載の自己負担額（注１） | 次の算式により算出された額とします。ただし、保険金額を限度とします。<br>（第６条の損害額 － 保険証券記載の自己負担額（注１））× 保険金額 ／ 保険価額 |

(2)　当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条の費用の合計額を保険金として支払います。ただし、同条③から⑤までの費用の合計額は、１回の事故につき、15万円を限度とします。

(3)　当会社は、(2)の規定によって支払うべき保険金と(1)の保険金の合計額が保険金額または保険価額を超える場合であっても、(2)の保険金を支払います。

(4)　第６条（損害額の決定）の損害額および前条の費用のうち、回収金（注２）がある場合は、当会社は次の算式により算出された額を保険金として支払います。ただし、②の額を限度とします。

次の①または②のいずれか高い額 － 回収金（注２）の額 ＝ 保険金の額

① 第６条の損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額

② (1)から(3)までに定める保険金の額の合計額

(5) (4)における損害額は、保険価額を限度とします。

(6) 当会社は、付属機械装置に生じた損害と契約自動車の他の部分に生じた損害に対しては、それぞれ各別に第６条（損害額の決定）から前条までおよび(1)から(5)までの規定を適用し、損害に対して保険金を支払います。ただし、付属機械装置の損害に対しては、(1)②の自己負担額を差し引きません。

（注１）自己負担額

当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。なお、保険期間中に、基本条項第６節第５条（無過失車対車事故の特則）の規定が適用される事故または前条③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生の回数に含めないものとします。

（注２）回収金

第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

### 第10条（現物による支払）

当会社は、契約自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

### 第11条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、当会社は、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額（注１）が保険価額に達しない場合は、当会社は、支払った保険金の額（注１）の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。

(2) 契約自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額（注１）の損害額（注２）に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(3) (1)および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、契約自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

（注１）保険金の額

第８条（費用）の費用を除いた保険金の額とします。

（注２）損害額

第８条（費用）の費用を除いた損害の額とします。

### 第12条（盗難自動車の返還）

当会社が第１条（保険金を支払う場合）(1)①に定める契約自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に契約自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に契約自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

## 1-4 第４章 基本条項

＜用語の定義（五十音順）＞

この基本条項において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 危険 | 損害または傷害の発生の可能性をいいます。 |
| 危険増加 | 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 自動運行装置 | 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条に規定する自動運行装置をいいます。 |
| 書面等 | 書面または当会社の定める通信方法をいいます。 |
| 請求完了日 | 次のいずれかに該当する日をいいます。<br>① 被保険者または保険金を受け取るべき者が第６節第１条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続きを完了した日<br>② 損害賠償請求権者が第６節第６条（損害賠償額の請求および支払）(1)の規定による手続きを完了した日 |
| 損害額および費用 | 当会社が保険金を支払うべき損害の額および損害の一部とみなす費用をいいます。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約の対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 被保険者 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項における被保険者をいいます。 |
| 保険金 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項の保険金をいいます。 |
| 保険契約申込書等 | 保険契約申込書その他の保険契約締結のために必要な当会社の定める書類（注）をいいます。<br>(注)当会社の定める書類<br>電子媒体によるものを含みます。 |
| 無効 | 保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。 |

## 第１節 当会社の保険責任

### 第１条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後４時（注）に始まり、末日の午後４時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険契約者は、この保険契約に付帯される特約の規定に従い、この保険契約に定められた保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(注)初日の午後４時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

### 第２条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、日本国内（注）において生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

(注)日本国内

日本国外における日本船舶内を含みます。

## 第２節　保険契約の締結に係る保険契約者等の義務および契約内容の変更

### 第１条（告知義務）

(1)　保険契約者または記名被保険者（注１）になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2)　保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者（注１）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)　(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。

①　(2)の事実がなくなった場合

②　当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注２）

③　保険契約者または記名被保険者（注１）が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④　当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して１か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して５年を経過した場合

(4)　(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第３節第３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)　(4)の規定は、(2)の事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(注１)記名被保険者

車両条項においては、被保険者とします。

(注２)事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

### 第２条（通知義務）

(1)　保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。

①　契約自動車の用途車種または登録番号、車両番号もしくは標識番号を変更すること。

②　この保険契約の保険料を決定するための保険事故歴等の条件に変更を生じさせる事実が発生すること。

③　①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注１）が発生すること。

(2)　(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)　(2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して１か月を経過した場合または危険増加が生じた時の翌日から起算して５年を経過した場合は適用しません。

(4)　(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第３節第３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)　(4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(6)　(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注２）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7)　(6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第３節第３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(8)　保険契約締結の後、保険契約申込書等または保険証券に記載された等級に変更を生じさせる事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(注１)告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。

(注２)引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

### 第３条（保険契約者の住所等変更）

保険契約者が保険証券記載の保険契約者の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

### 第４条（保険金額の調整）

(1)　保険契約締結の際、車両条項の保険金額が契約自動車の価額（注）を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2)　保険契約締結の後、契約自動車の価額（注）が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、車両条項の保険金額について、減少後の契約自動車の価額（注）に至るまでの減額を請求することができます。

(注)契約自動車の価額

契約自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

### 第５条（契約内容の変更）

⑴　保険契約者は、第１条（告知義務）から前条まで、次条および第７条（契約自動車の入替）のいずれにも該当しない契約内容の変更をしようとする場合は、書面等をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
⑵　当会社が⑴の請求を承認した場合は、その契約内容の変更を行います。
⑶　⑵の場合において、当会社が書面等を受領するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

### 第６条（契約自動車の譲渡）

⑴　契約自動車が譲渡（注１）された場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を契約自動車の譲受人（注２）に移転させるときは、あらかじめその旨を書面等をもって当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
⑵　当会社が⑴の請求を承認した場合は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、契約自動車の譲受人（注２）に移転します。
⑶　当会社は、契約自動車が譲渡（注１）された後、⑴の書面等を受領するまでの間に契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
⑷　当会社が⑴の請求を承認しない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
⑸　⑷に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて１か月以内に行使しなければ消滅します。

（注１）譲渡
所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の契約自動車の返還を含みます。

（注２）譲受人
所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

### 第７条（契約自動車の入替）

⑴　次のいずれかに該当する場合で、それぞれ下表に定める入替対象自動車と契約自動車の入替を行うときは、保険契約者は、あらかじめその旨を書面等をもって当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

| 契約自動車の入替の通知を行う場合 | 入替対象自動車 |
|---|---|
| ①　次のいずれかに該当する者が、契約自動車と同一の用途車種（注１）の自動車を新たに取得（注２）した場合<br>ア．契約自動車の所有者（注３）<br>イ．記名被保険者（注４）<br>ウ．記名被保険者（注４）の配偶者<br>エ．記名被保険者（注４）またはその配偶者の同居の親族 | 左記の新たに取得（注２）した自動車 |
| ②　契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合 | 契約自動車と同一の用途車種（注１）の、①のいずれかに該当する者が所有する自動車（注５）。ただし、契約自動車および①の新たに取得（注２）した自動車を除きます。 |

⑵　当会社が⑴の請求を承認した場合は、その入替対象自動車について、この保険契約を適用します。
⑶　当会社は、⑴の書面等を受領するまでの間にその入替対象自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
⑷　当会社が⑴の請求を承認しない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合にかぎります。
⑸　⑷に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて１か月以内に行使しなければ消滅します。

（注１）同一の用途車種
別表４に掲げる契約自動車と入替ができる用途車種を含みます。

（注２）取得
所有権留保条項付売買契約に基づく購入または１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

（注３）所有者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者をいいます。
①　自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
②　自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③　①および②以外の場合は、自動車を所有する者

（注４）記名被保険者
対人賠償責任条項および対物賠償責任条項の適用がない場合は、契約自動車の所有者（注３）とします。

（注５）所有する自動車
所有権留保条項付売買契約に基づき購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約に基づき借り入れた自動車を含みます。

## 第３節　保険契約の解除、取消しおよび無効

### 第１条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第２条（重大事由による解除）

⑴　当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
①　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 保険契約者、記名被保険者または車両条項の被保険者が、次のいずれかに該当すること。
ア．反社会的勢力（注１）に該当すると認められること。
イ．反社会的勢力（注１）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ．反社会的勢力（注１）を不当に利用していると認められること。
エ．法人である場合において、反社会的勢力（注１）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ．その他反社会的勢力（注１）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、被保険者（注２）が(1)③のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)または(2)のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1)③または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
① 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害（注３）
② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(注１)反社会的勢力
暴力団、暴力団員（注４）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注２)被保険者
対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者にかぎります。

(注３)対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害
対人賠償責任条項第６条（費用）または対物賠償責任条項第６条（費用）に規定する費用のうち、(1)③のいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(注４)暴力団員
暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。

### 第３条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第４条（保険契約の取消し）

(1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 損害または傷害が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

### 第５条（保険契約の無効）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) (1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

## 第４節　契約内容の変更等に伴う保険料の取扱い

### 第１条（保険料の取扱い―告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）

(1) 次のいずれかに該当する場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、保険料の返還または追加保険料の請求について、それぞれ下表およびこの保険契約に付帯される特約に定めるところにより取り扱います。

| 区　分 | 保険料の返還または追加保険料の請求方法 |
|---|---|
| ① 第２節第１条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合（注１）。ただし、同条(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。 | 変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。 |
| ② 次のいずれかに該当する場合<br>ア．危険増加が生じた場合または危険が減少した場合（注２）。ただし、第２節第２条（通知義務）(2)または(6)の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。<br>イ．第２節第２条(8)の事実が発生した場合（注３）<br>ウ．第２節第６条（契約自動車の譲渡）(2)の承認をする場合<br>エ．第２節第７条（契約自動車の入替）(2)の承認をする場合 | (ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出された額を返還します。<br>［変更前の保険料と変更後の保険料の差額（注４）］×（１－［既経過期間（注５）に対応する別表５に定める月割短期料率］）<br>(イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出された額を請求します。<br>［変更後の保険料と変更前の保険料の差額（注４）］×［未経過期間（注６）に対応する別表５に定める月割短期料率］ |
| ③ 次のいずれかに該当する場合<br>ア．第２節第４条（保険金額の調整）(2)の規定により保険契約者が保険金額の減額を請求した場合<br>イ．第２節第５条（契約内容の変更）(2)の承認をする場合 | |

(2) (1)の規定にかかわらず、(1)②または③の場合で、当会社が別に定める条件を満たすときの保険料の返還または追加保険料の請求の計算は、別表５に定める月割短期料率によらず、日割または当会社の定める方法によります。

(注１)第２節第１条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合
その事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または記名被保険者（注７）からその訂正の申出がないときを含みます。

(注２)危険増加が生じた場合または危険が減少した場合
その事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないときを含みます。

(注３)第２節第２条(8)の事実が発生した場合

その事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないときを含みます。

(注４)保険料の差額

保険期間が１年を超える場合は、保険年度ごとの保険料の差額とします。

(注５)既経過期間

危険が減少した場合は、危険が減少した時までの期間とします。

(注６)未経過期間

危険増加が生じた場合は、危険増加が生じた時以降の期間とします。

(注７)記名被保険者

車両条項においては、被保険者とします。

### 第２条（保険料の取扱い－解除の場合）

(1) 当会社がこの保険契約を解除した場合または保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、別に定めるところに従い保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

(2) 保険契約者がこの保険契約を解除したことに伴い、当会社が、この保険契約に付帯される特約の規定により保険料を請求した場合において、保険契約者が請求された保険料の支払を怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、第３節第１条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第３条（保険料の取扱い－取消しの場合）

(1) 第２節第４条（保険金額の調整）(1)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険契約締結の時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第３節第４条（保険契約の取消し）(1)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

### 第４条（保険料の取扱い－無効の場合）

第３節第５条（保険契約の無効）(1)の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

## 第５節　事故の発生時の義務等

### 第１条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

| 事故発生時の義務 | 控除額 |
|---|---|
| ①　損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。 | 発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額 |
| ②　事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。 | 左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額 |
| ③　次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。<br>ア．事故の状況、被害者の住所および氏名または名称<br>イ．契約自動車が自動運行装置を備えている場合は、その装置の作動状況<br>ウ．事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称<br>エ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 | |
| ④　契約自動車または契約自動車の鍵の盗難（注１）があった場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。 | |
| ⑤　契約自動車を修理する場合は、必要な応急の仮手当をするときを除き、修理工場の選定も含め、あらかじめ当会社の承認を得ること。 | |
| ⑥　他人に損害賠償の請求（注２）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。 | 他人に損害賠償の請求（注２）をすることによって取得することができたと認められる額 |
| ⑦　損害賠償の請求（注２）を受け、その全部または一部を承認する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。 | 法律上の損害賠償責任がないと認められる額 |
| ⑧　損害賠償の請求（注２）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。 | 左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額 |
| ⑨　他の保険契約等の有無および内容（注３）について遅滞なく当会社に通知すること。 | |
| ⑩　①から⑨までのほか、次のことを履行すること。<br>ア．当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。<br>イ．当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。 | |

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注１)盗難

紛失を除きます。

(注２)損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注３)他の保険契約等の有無および内容
　既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

## 第６節　保険金の請求等

### 第１条（保険金の請求）

(1)　当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

| 保険金の種類 | 保険金請求権発生の時 |
|---|---|
| ①　対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に係る保険金 | 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時 |
| ②　車両条項に係る保険金 | 損害発生の時 |

(2)　被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
①　保険金請求書
②　保険証券
③　公の機関が発行する交通事故証明書（注１）
④　盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
⑤　死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑥　後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑦　傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑧　対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、次の書類
　ア．被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
　イ．損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑨　対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち他人の財物の滅失、破損もしくは汚損に係る保険金、または車両条項に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠
　ア．被害が生じた物の価額を確認できる書類
　イ．修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
　ウ．被害が生じた物の写真または画像データ
⑩　対物賠償責任条項第１条に規定する損害のうち軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
⑪　その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠としてこの保険契約に付帯される特約の規定または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めるもの

(3)　被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
①　被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注２）
②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注３）のうち３親等内の者
③　①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注２）または②以外の親族（注３）のうち３親等内の者

(4)　(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5)　当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6)　次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
①　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
②　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
③　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

(注１)交通事故証明書
　人の死傷を伴う事故または契約自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合にかぎります。

(注２)配偶者
　普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注３)親族
　普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

### 第２条（保険金の支払時期）

(1)　当会社は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、車両条項<用語の定義>に定める保険価額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権

その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数（注１）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

| 特別な照会または調査 | 日　数 |
|---|---|
| ①　(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注２） | 180日 |
| ②　(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 | 90日 |
| ③　(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 | 120日 |
| ④　災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 | 60日 |
| ⑤　(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 | 180日 |

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注３）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注１)下表に定める日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注２)照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注３)その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第３条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の保険金については、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、それぞれ下表に定める額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

| 保険金の種類 | 保険金の支払対象となる額 |
|---|---|
| ①　対人賠償責任条項に係る保険金<br>②　対物賠償責任条項に係る保険金<br>③　車両条項に係る保険金 | 次の算式により算出された額<br>［損害額および費用（注）］－［他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額］ |

(3) (2)③の損害額は、車両条項<用語の定義>に定める保険価額を限度とします。

(注)損害額および費用

それぞれの保険契約または共済契約において損害額および費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とし、また、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

## 第４条（代　位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が被保険者等債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その被保険者等債権（注）は次の額を限度として当会社に移転します。

| 区　　分 | 移転する債権の限度額 |
|---|---|
| ①　当会社が損害額および費用の全額を保険金として支払った場合 | 次のいずれか低い額<br>ア．左記の支払った保険金の額<br>イ．被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権（注）の全額 |
| ②　当会社が損害額および費用の一部を保険金として支払った場合 | 次のいずれか低い額<br>ア．左記の支払った保険金の額<br>イ．次の算式により算出された額<br>［被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権（注）の額］－［損害額および費用のうち保険金が支払われていない額］ |

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する被保険者等債権（注）は、当会社に移転した被保険者等債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。

(3) (1)の場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権（注）が車両損害に関するものであるときは、次に定めるところにより取り扱います。

①　(1)の損害額は、車両条項<用語の定義>に定める保険価額を限度とします。

②　当会社は、正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者に対しては、(1)の規定により移転した被保険者等債権（注）を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその被保険者等債権（注）を行使することができます。

ア．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害

イ．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間に生じた損害

ウ．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

エ．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

オ．自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間に生じた損害

(4) 被保険者および保険金を受け取るべき者は、(1)の規定により移転した被保険者等債権（注）を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注)被保険者等債権
損害賠償請求権その他の債権をいい、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

## 第５条（無過失車対車事故の特則）

(1) 当会社は、次に定める条件をいずれも満たす車対車事故（注１）については、次契約のノンフリート等級の決定にあたって、その事故がなかったものとして取り扱います。ただし、車両条項に係る保険金のみが支払われる事故にかぎります。
① 次のいずれかの場合に該当すること。
ア．当会社が、事故状況の調査を行った結果、その車対車事故（注１）が次のいずれかに該当し、かつ、その発生に関して契約自動車の所有者および契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めた場合
(ｱ) 相手自動車（注２）が契約自動車に追突した事故
(ｲ) 対向車線を走行中の相手自動車（注２）がセンターラインをオーバーしたことにより契約自動車に衝突または接触した事故
(ｳ) 信号機により交通整理の行われている交差点において、相手自動車（注２）が赤色の灯火表示（注３）に従わずに進行したことにより、青色の灯火表示（注４）に従い進行した契約自動車に衝突または接触した事故
(ｴ) 相手自動車（注２）が、駐車または停車中（注５）の契約自動車に衝突または接触した事故
イ．その車対車事故（注１）の発生に関して契約自動車の所有者および契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定した場合
② 車対車事故（注１）の相手自動車（注２）について、次の事項がいずれも確認されること。
ア．登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
イ．車対車事故（注１）発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称
(2) 被保険者は、(1)の規定に基づき保険金の支払を請求する場合、第１条（保険金の請求）(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。
① 契約自動車と相手自動車（注２）との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車（注２）の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印もしくは署名のあるもの
② 契約自動車の損傷部位の写真または画像データ
③ 相手自動車（注２）の衝突または接触の部位を示す写真、画像データまたは資料
(注１)車対車事故
契約自動車と相手自動車（注２）との衝突または接触をいいます。
(注２)相手自動車
その所有者が契約自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
(注３)赤色の灯火表示
赤色の灯火の点滅を除きます。
(注４)青色の灯火表示
青色の灯火の矢印を含みます。
(注５)停車中
継続的に停止している場合にかぎります。

## 第６条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が対人賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
① 損害賠償額の請求書
② 公の機関が発行する交通事故証明書（注１）
③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑦ 対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち他人の財物の滅失、破損または汚損に係る損害賠償額の請求に関しては、次の書類または証拠
ア．被害が生じた物の価額を確認できる書類
イ．修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
ウ．被害が生じた物の写真または画像データ
⑧ 対物賠償責任条項第１条に規定する損害のうち軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る損害賠償額の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
⑨ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めるもの
(2) 当会社は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(3) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
① 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合
② 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合
③ 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合
(4) 当会社は、対人賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)、対物賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または同条(7)のいずれかに該当する場合は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(5) (4)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数（注２）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

| 特別な照会または調査 | 日　数 |
|---|---|
| ① (4)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注３） | 180日 |
| ② (4)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 | 90日 |
| ③ (4)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 | 120日 |
| ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(4)①から⑤までの事項の確認のための調査 | 60日 |
| ⑤ (4)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 | 180日 |

(6) (4)および(5)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注４）は、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

(7) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注５）
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族（注６）のうち３親等内の者
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注５）または②以外の親族（注６）のうち３親等内の者

(8) (7)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けた場合であっても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

(注１)交通事故証明書
人の死傷を伴う事故または契約自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合にかぎります。

(注２)下表に定める日数
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注３)照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注４)その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(注５)配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注６)親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

## 第７節　そ の 他

### 第１条（時　効）

保険金請求権は、保険金請求権発生の時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第２条（損害賠償額請求権の行使期限）

対人賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）および対物賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して３年を経過した場合
② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

### 第３条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を契約自動車の譲受人（注）に移転させる場合は、第２節第６条（契約自動車の譲渡）(1)および(2)の規定によるものとします。

(2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面等をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

(注)譲受人
所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

### 第４条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

⑶　保険契約者が２名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

**第５条（訴訟の提起）**

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

**第６条（準拠法）**

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

＜別表１＞

# 後　遺　障　害　等　級　表

**表１　介護を要する後遺障害**

| 等　級 | 介護を要する後遺障害 |
|---|---|
| 第１級 | ①　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの<br>②　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの |
| 第２級 | ①　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの<br>②　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの |

注　各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

**表２　表１以外の後遺障害**

| 等　級 | 後遺障害 |
|---|---|
| 第１級 | ①　両眼が失明したもの<br>②　咀(そ)しゃくおよび言語の機能を廃したもの<br>③　両上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>④　両上肢の用を全廃したもの<br>⑤　両下肢をひざ関節以上で失ったもの<br>⑥　両下肢の用を全廃したもの |
| 第２級 | ①　１眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの<br>②　両眼の視力が0.02以下になったもの<br>③　両上肢を手関節以上で失ったもの<br>④　両下肢を足関節以上で失ったもの |
| 第３級 | ①　１眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの<br>②　咀(そ)しゃくまたは言語の機能を廃したもの<br>③　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>⑤　両手の手指の全部を失ったもの |
| 第４級 | ①　両眼の視力が0.06以下になったもの<br>②　咀(そ)しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの<br>③　両耳の聴力を全く失ったもの<br>④　１上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>⑤　１下肢をひざ関節以上で失ったもの<br>⑥　両手の手指の全部の用を廃したもの<br>⑦　両足をリスフラン関節以上で失ったもの |
| 第５級 | ①　１眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの<br>②　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>③　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>④　１上肢を手関節以上で失ったもの<br>⑤　１下肢を足関節以上で失ったもの<br>⑥　１上肢の用を全廃したもの<br>⑦　１下肢の用を全廃したもの<br>⑧　両足の足指の全部を失ったもの |
| 第６級 | ①　両眼の視力が0.1以下になったもの<br>②　咀(そ)しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの<br>③　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの<br>④　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>⑤　脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの<br>⑥　１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの<br>⑦　１下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの<br>⑧　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指を失ったもの |
| 第７級 | ①　１眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの<br>②　両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>③　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>④　神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>⑤　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>⑥　１手のおや指を含み３の手指を失ったものまたはおや指以外の４の手指を失ったもの<br>⑦　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指の用を廃したもの<br>⑧　１足をリスフラン関節以上で失ったもの<br>⑨　１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの<br>⑩　１下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの<br>⑪　両足の足指の全部の用を廃したもの<br>⑫　外貌に著しい醜状を残すもの<br>⑬　両側の睾(こう)丸を失ったもの |

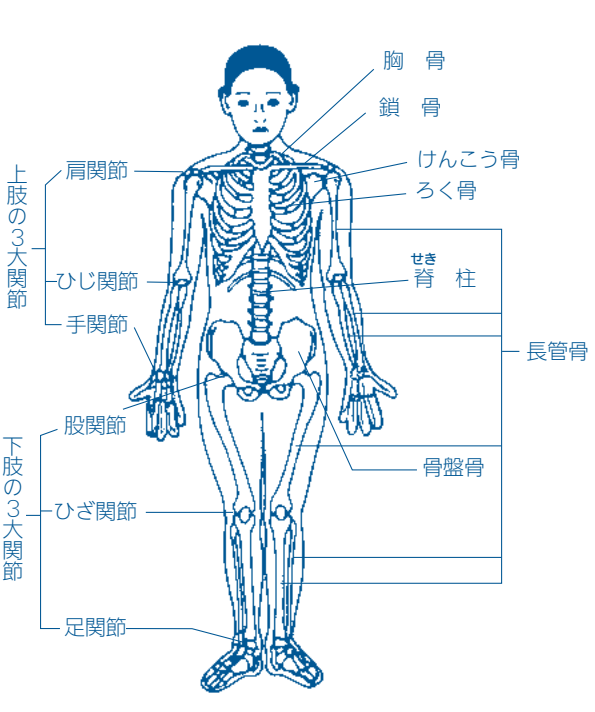
| | |
|---|---|
| 第８級 | ①　１眼が失明し、または１眼の視力が0.02以下になったもの<br>②　脊柱に運動障害を残すもの<br>③　１手のおや指を含み２の手指を失ったものまたはおや指以外の３の手指を失ったもの<br>④　１手のおや指を含み３の手指の用を廃したものまたはおや指以外の４の手指の用を廃したもの<br>⑤　１下肢を５センチメートル以上短縮したもの<br>⑥　１上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの<br>⑦　１下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの<br>⑧　１上肢に偽関節を残すもの<br>⑨　１下肢に偽関節を残すもの<br>⑩　１足の足指の全部を失ったもの |
| 第９級 | ①　両眼の視力が0.6以下になったもの<br>②　１眼の視力が0.06以下になったもの<br>③　両眼に半盲症、視野狭窄（きょうさく）または視野変状を残すもの<br>④　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの<br>⑤　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの<br>⑥　咀嚼（そしゃく）および言語の機能に障害を残すもの<br>⑦　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>⑧　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの<br>⑨　１耳の聴力を全く失ったもの<br>⑩　神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの<br>⑪　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの<br>⑫　１手のおや指またはおや指以外の２の手指を失ったもの<br>⑬　１手のおや指を含み２の手指の用を廃したものまたはおや指以外の３の手指の用を廃したもの<br>⑭　１足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの<br>⑮　１足の足指の全部の用を廃したもの<br>⑯　外貌に相当程度の醜状を残すもの<br>⑰　生殖器に著しい障害を残すもの |
| 第10級 | ①　１眼の視力が0.1以下になったもの<br>②　正面を見た場合に複視の症状を残すもの<br>③　咀嚼（そしゃく）または言語の機能に障害を残すもの<br>④　14歯以上に対し歯科補綴（ほてつ）を加えたもの<br>⑤　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの<br>⑥　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの<br>⑦　１手のおや指またはおや指以外の２の手指の用を廃したもの<br>⑧　１下肢を３センチメートル以上短縮したもの<br>⑨　１足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの<br>⑩　１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの<br>⑪　１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの |
| 第11級 | ①　両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの<br>②　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの<br>③　１眼のまぶたに著しい欠損を残すもの<br>④　10歯以上に対し歯科補綴（ほてつ）を加えたもの<br>⑤　両耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの<br>⑥　１耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>⑦　脊柱に変形を残すもの<br>⑧　１手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの<br>⑨　１足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの<br>⑩　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの |
| 第12級 | ①　１眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの<br>②　１眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの<br>③　７歯以上に対し歯科補綴（ほてつ）を加えたもの<br>④　１耳の耳殻の大部分を欠損したもの<br>⑤　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの<br>⑥　１上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの<br>⑦　１下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの<br>⑧　長管骨に変形を残すもの<br>⑨　１手のこ指を失ったもの<br>⑩　１手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの<br>⑪　１足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの<br>⑫　１足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの<br>⑬　局部に頑固な神経症状を残すもの<br>⑭　外貌に醜状を残すもの |

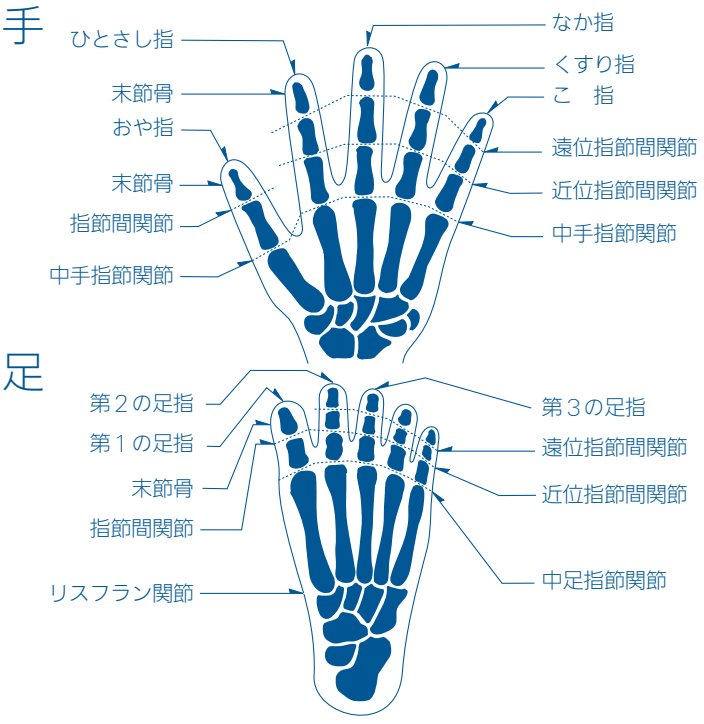
| | |
|---|---|
| 第13級 | ①　１眼の視力が0.6以下になったもの<br>②　正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの<br>③　１眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの<br>④　両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの<br>⑤　５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>⑥　１手のこ指の用を廃したもの<br>⑦　１手のおや指の指骨の一部を失ったもの<br>⑧　１下肢を１センチメートル以上短縮したもの<br>⑨　１足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの<br>⑩　１足の第２の足指の用を廃したもの、第２の足指を含み２の足指の用を廃したものまたは第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの<br>⑪　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの |
| 第14級 | ①　１眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの<br>②　３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>③　１耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの<br>④　上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの<br>⑤　下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの<br>⑥　１手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの<br>⑦　１手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの<br>⑧　１足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの<br>⑨　局部に神経症状を残すもの |

注１　視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定します。
注２　手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
注３　手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
注４　足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
注５　足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
注６　各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
注７　同一事故により、表２に掲げる２種以上の後遺障害が生じた場合は、それぞれ下表に定める等級の後遺障害に該当したものとみなします。ただし、同一事故により、表１に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級と、それぞれ下表に定める後遺障害の等級のいずれか上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。

| 区　　分 | 該当したとみなす後遺障害の等級 |
|---|---|
| ①　第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合 | 重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級 |
| ②　①以外の場合で、第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。 | 重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級 |
| ③　①および②以外の場合で、第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。 | 重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級 |
| ④　①から③まで以外の場合 | 重い後遺障害に該当する等級 |

関節などの説明図



## ＜別表２＞　ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

１．長管骨（注１）または脊柱
２．長管骨（注１）に接続する上肢または下肢の３大関節部分
３．ろく骨または胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注２）を固定した場合にかぎります。
４．顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。

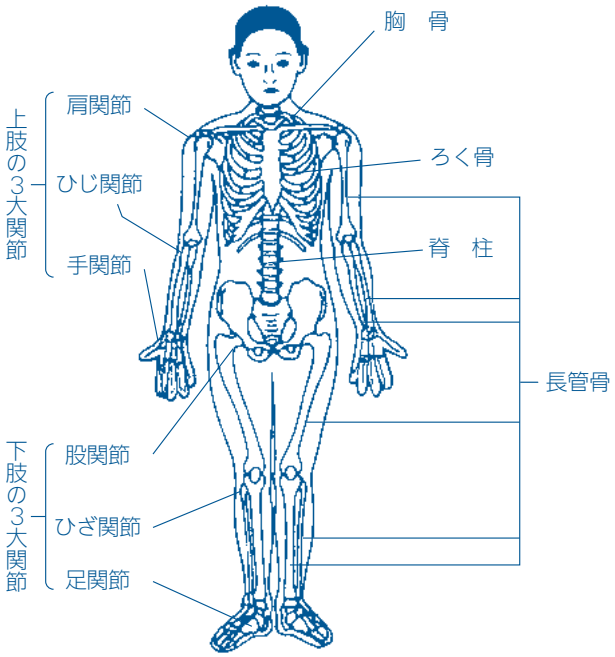
（注１）長管骨
　上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

（注２）ギプス等
　ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（注３）、線副子等（注４）およびハローベストをいいます。

（注３）PTBブレース
　下腿骨骨折後に装着したものについて、骨癒合にいたるまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合にかぎります。

（注４）線副子等
　上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。

関節などの説明図




## ＜別表３＞　契約自動車の範囲

### 表１　付属品に含めない物

| 契約自動車の種類 | 付属品に含めない物 |
|---|---|
| ①　工作用自動車 | 契約自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェイン、ドリル等の積載付属品 |
| ②　消防自動車 | 契約自動車から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入用道具等の積載付属品 |
| ③　タンク車、ふん尿車等 | 契約自動車に付属するホース |

### 表２　火災または盗難以外の単独損害に対して保険金を支払わない物

| 契約自動車の種類 | 火災または盗難以外の単独損害に対して保険金を支払わない物 |
|---|---|
| ①　特種用途自動車 | 保険証券に明記された付属機械装置 |
| ②　工作用自動車 | 次のいずれかに該当する物<br>ア．キャタピラ、排土板（注１）、バケット（注２）、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品<br>イ．リーダ（注３）、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ（注４）、バイブロハンマ（注５）その他これらに類似の機能を有する物であって、契約自動車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置 |
| ③　農耕作業用自動車 | 鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部分品（注６） |

（注１）排土板
　カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。

（注２）バケット
　つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。

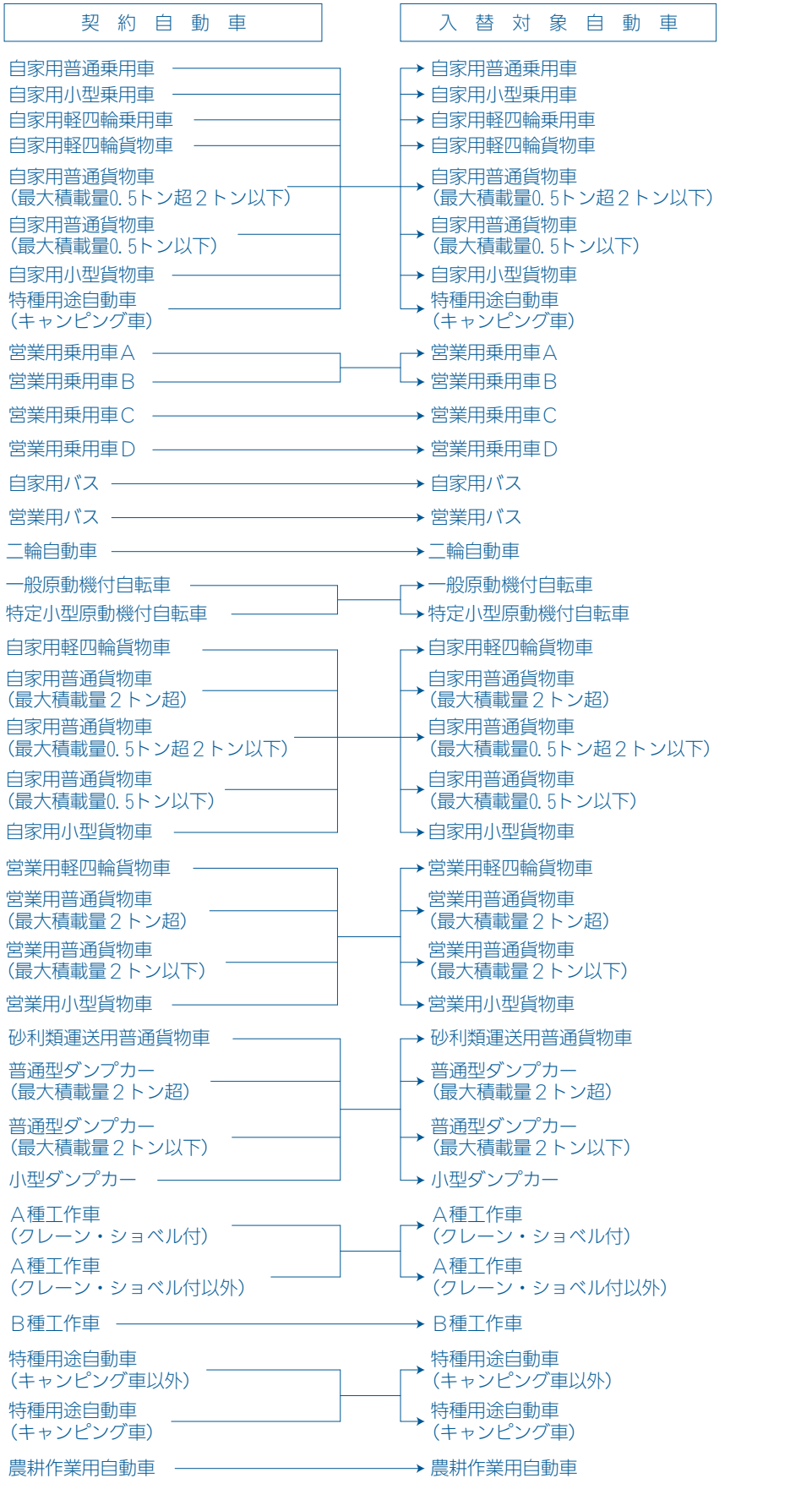
（注３）リーダ
　ステーおよびフロントブラケットを含みます。

（注４）アースオーガ

モータを含みます。
(注５)バイブロハンマ
チャックを含みます。
(注６)部分品
部分品の付帯部品を含みます。

＜別表４＞

## 契約自動車の入替ができる用途車種区分表



＜別表５＞

## 月割短期料率表

| 既経過期間または未経過期間 | １か月 | ２か月 | ３か月 | ４か月 | ５か月 | ６か月 | ７か月 | ８か月 | ９か月 | 10か月 | 11か月 | 12か月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月割短期料率 | $\frac{1}{12}$ | $\frac{2}{12}$ | $\frac{3}{12}$ | $\frac{4}{12}$ | $\frac{5}{12}$ | $\frac{6}{12}$ | $\frac{7}{12}$ | $\frac{8}{12}$ | $\frac{9}{12}$ | $\frac{10}{12}$ | $\frac{11}{12}$ | $\frac{12}{12}$ |

注１　保険期間が１年を超える場合の月割短期料率は、保険年度ごとの既経過期間または未経過期間に対応する月割短期料率とし、最終保険年度が１年に満たない場合は、注２によります。

注２　保険期間が１年に満たない場合は、次の値を月割短期料率とします。

$$\frac{\text{既経過期間または未経過期間に対応する月数}}{\text{保険期間に対応する月数}}$$

注３　既経過期間、未経過期間または保険期間について、１か月に満たない日数がある場合は、これを１か月とします。

## 相手への賠償に関わる特約

### 2-1 対物全損時修理差額費用特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 修理費 | 損害が生じた地および時において、自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。 |
| 対物事故 | 普通保険約款対物賠償責任条項および付帯された他の特約の規定により普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の保険金の支払対象となる事故をいいます。 |
| 対物全損時修理差額費用 | 次の算式により算出された額をいいます。ただし、被害自動車の修理が実際に行われた場合に発生する費用にかぎります。<br>対物事故による被害自動車の修理費 － 被害自動車の価額 ＝ 対物全損時修理差額費用 |
| 被害自動車 | 対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。 |
| 被害自動車の価額 | 損害が生じた地および時における被害自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 |

#### 第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、対物事故が発生した場合に、その対物事故に伴い被保険者が対物全損時修理差額費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、対物全損時修理差額費用保険金を被保険者に支払います。ただし、被害自動車に損害が生じた日の翌日から起算して１年以内（注）にその損傷が修理された場合にかぎります。

（注）１年以内

正当な理由により１年を超えた場合を含みます。

#### 第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が被害自動車の修理費の認定に関し第三者との間に特約を締結している場合で、その特約によって加重された修理費を負担することによって被る損害

② 被害自動車の修理費のうち、次のいずれかに該当する部分品および付属品の修理費を負担することによって被る損害

ア．法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品

イ．法令等により自動車に定着、固定または装備することを禁止されている部分品および付属品

#### 第３条（被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款対物賠償責任条項第４条（被保険者）に定める被保険者とします。

#### 第４条（個別適用）

(1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1)の規定によって、次条(1)に定める当会社の支払うべき対物全損時修理差額費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

#### 第５条（対物全損時修理差額費用保険金）

(1) 当会社が１回の対物事故につき支払う対物全損時修理差額費用保険金の額は、被害自動車１台につき、被保険者が負担する対物全損時修理差額費用とします。ただし、次の算式により算出された額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\text{対物全損時修理差額費用} \times \frac{\text{被害自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}{\text{被害自動車の価額}} = \text{限度額}$$

(2) 被害自動車に生じた損害に対して被害自動車の車両保険等（注）によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当会社は、被害自動車の対物事故による修理費から次の①の額を差し引いた額を対物全損時修理差額費用とみなして、(1)の規定を適用します。この場合において、既に次の①と②の差額に対して対物全損時修理差額費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 被害自動車の車両保険等（注）によって被害自動車の修理費に対して支払われる保険金または共済金の額。ただし、被害自動車の修理費のうち、被害自動車を所有する者以外の第三者が負担すべき金額で被害自動車を所有する者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金または共済金の額とします。

② 被害自動車の価額

（注）被害自動車の車両保険等

偶然な事故によって被害自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。

#### 第６条（保険金の請求）

当会社に対する対物全損時修理差額費用保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

#### 第７条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（注）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき対物全損時修理差額費用保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等（注）により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等（注）の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ対物全損時修理差額費用保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

| それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額 | − | 他の保険契約等（注）の保険金または共済金の額の合計額 | ＝ | 対物全損時修理差額費用保険金の額 |
|---|---|---|---|---|

(注)他の保険契約等
第１条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

### 第８条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ①　＜用語の定義＞「他の保険契約等」 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項 | 対物全損時修理差額費用特約 |
| ②　＜用語の定義＞「被保険者」 | | |
| ③　＜用語の定義＞「保険金」 | | |
| ④　第３節第２条（重大事由による解除）(4)② | 車両条項 | |

## ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約

### 3-1　搭乗者傷害特約（日額払）

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 保険金 | 死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。 |
| 保険金額 | 被保険者１名ごとの保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。 |

### 第１条（保険金を支払う場合）

(1)　当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
①　契約自動車の運行に起因する事故
②　契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下
(2)　この特約における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

### 第２条（保険金を支払わない場合－その１）

(1)　当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
②　次のいずれかに該当する間に生じた傷害
ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
イ．被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
③　被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害
④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
⑤　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
(2)　傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
(3)　当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。
(注)創傷感染症
丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

### 第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③　核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④　③以外の放射線照射または放射能汚染
⑤　①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥　契約自動車を競技もしくは曲技（注３）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。
(注１)核燃料物質
使用済燃料を含みます。
(注２)核燃料物質（注１）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
(注３)競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
(注４)競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

## 第４条（被保険者）

⑴　この特約における被保険者は、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者とします。

⑵　⑴の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①　極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者

②　業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者

（注）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

## 第５条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

## 第６条（死亡保険金）

⑴　当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

⑵　⑴の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により⑴の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

（注）保険金額の全額

１回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いた残額とします。

## 第７条（後遺障害保険金）

⑴　当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額 × 普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の各等級に対応する保険金支払割合（注） ＝ 後遺障害保険金の額

⑵　⑴の規定にかかわらず、同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合で、普通保険約款別表１の表２注７③に該当するときは、当会社は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として支払います。

保険金額 × 次のいずれか低い割合 ＝ 後遺障害保険金の額

①　重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応する保険金支払割合（注）

②　それぞれの後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合（注）の合計の割合

⑶　既に後遺障害のある被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として支払います。

保険金額 × ｛普通保険約款別表１に従い決定した加重後の後遺障害の等級に対応する保険金支払割合（注） － 同表に従い決定した既にあった後遺障害の等級に対応する保険金支払割合（注）｝ ＝ 後遺障害保険金の額

⑷　被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

（注）保険金支払割合

別表の保険金支払割合をいいます。

## 第８条（医療保険金）

⑴　当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、被保険者が治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、次の算式により算出された額を医療保険金として被保険者に支払います。ただし、②については、保険証券記載の通院保険金日額の90日分に相当する額を限度とします。

①　入院に対する医療保険金

入院した治療日数 × 保険証券記載の入院保険金日額 ＝ 入院に対する医療保険金の額

②　通院に対する医療保険金

通院した治療日数（注） × 保険証券記載の通院保険金日額 ＝ 通院に対する医療保険金の額

⑵　当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、⑴の医療保険金を支払いません。

⑶　被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

（注）通院した治療日数

⑴①に該当する日数を除きます。

## 第９条（他の身体の障害または疾病の影響）

⑴　当会社は、次のいずれかの影響により、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

①　被保険者が第１条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響

②　被保険者が第１条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

⑵　正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、⑴と同様の方法で支払います。

## 第10条（当会社の責任限度額等）

⑴　当会社が、１回の事故につき、被保険者１名ごとに支払うべき死亡保険金または後遺障害保険金の額は、第６条（死亡保険金）、第７条（後遺障害保険金）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

⑵　当会社は、⑴に定める保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名ごとに第８条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を

支払います。

## 第11条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

| 保険金の種類 | | 保険金請求権発生の時 |
|---|---|---|
| ① 死亡保険金 | | 被保険者が死亡した時 |
| ② 後遺障害保険金 | | 次のいずれか早い時<br>ア．被保険者に後遺障害が生じた時<br>イ．事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時 |
| ③ 医療保険金 | ア．第８条（医療保険金）(1)①の医療保険金 | 次のいずれか早い時<br>(ア) 被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時<br>(イ) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時 |
| | イ．同条(1)②の医療保険金 | 次のいずれか早い時<br>(ア) 被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時<br>(イ) 通院した治療日数（注）の合計が90日となった時<br>(ウ) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時 |

(注)通院した治療日数
第８条（医療保険金）(1)①に該当する日数を除きます。

## 第12条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第１条（保険金を支払う場合）の傷害に関して、普通保険約款基本条項第５節第１条（事故発生時の義務）(1)②もしくは③の規定による通知または前条および普通保険約款基本条項第６節第１条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。

(注１)死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注２)費用
収入の喪失を含みません。

## 第13条（代　位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

## 第14条（重大事由による解除の特則）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

① この特約における被保険者が、普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）(1)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。

② この特約における被保険者に生じた傷害に対して支払うべき保険金を受け取るべき者が、普通保険約款基本条項第３節第２条(1)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。

(2) (1)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第３節第３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 普通保険約款車両条項の被保険者が普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）(1)③のいずれかに該当することにより同条(1)の規定による解除がなされた場合、同条(2)の規定による解除がなされた場合、または(1)の規定による解除がなされた場合は、(2)の規定は、この特約に基づき保険金を支払うべき傷害のうち、普通保険約款基本条項第３節第２条(1)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた傷害については適用しません。ただし、その傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が同条(1)③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当する場合は、その者の受け取るべき金額にかぎり、(2)の規定を適用するものとします。

## 第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ① ＜用語の定義＞「他の保険契約等」 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項 | 搭乗者傷害特約（日額払） |
| ② ＜用語の定義＞「被保険者」 | | |
| ③ ＜用語の定義＞「保険金」 | | |

＜別表＞

### 後遺障害保険金支払割合表

| 等　級 | 保険金支払割合 | 等　級 | 保険金支払割合 |
|---|---|---|---|
| 第１級 | 100% | 第８級 | 34% |
| 第２級 | 89% | 第９級 | 26% |
| 第３級 | 78% | 第10級 | 20% |
| 第４級 | 69% | 第11級 | 15% |
| 第５級 | 59% | 第12級 | 10% |
| 第６級 | 50% | 第13級 | ７% |
| 第７級 | 42% | 第14級 | ４% |

## 3−2 自損事故傷害特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 保険金 | 死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。 |

### 第１条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項の適用がある場合は必ず付帯されます。

### 第２条（保険金を支払う場合）

⑴　当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第３条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

①　契約自動車の運行に起因する事故

②　契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下。ただし、被保険者が契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中である場合にかぎります。

⑵　この特約における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

(注)その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

### 第３条（保険金を支払わない場合－その１）

⑴　当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

②　次のいずれかに該当する間に生じた傷害

ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間

イ．被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間

③　被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害

④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

⑤　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

⑵　傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

⑶　当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。

(注)創傷感染症

丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

### 第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③　核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④　③以外の放射線照射または放射能汚染

⑤　①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥　契約自動車を競技もしくは曲技（注３）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。

(注１)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注２)核燃料物質（注１）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注３)競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注４)競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

### 第５条（被保険者）

⑴　この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

①　契約自動車の保有者（注１）

②　契約自動車の運転者（注２）

③　①および②以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注３）に搭乗中の者

⑵　⑴の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①　極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者

②　業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者

(注１)保有者

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条第３項に定める保有者をいいます。

(注２)運転者
　自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条第４項に定める運転者をいいます。
(注３)その装置のある室内
　隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

## 第６条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

## 第７条（死亡保険金）

(1)　当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
(2)　(1)の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
(注)1,500万円
　１回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った後遺障害保険金および介護費用保険金の額を差し引いた残額とします。

## 第８条（後遺障害保険金）

(1)　当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、後遺障害が生じた場合は、普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の各等級に対応する別表の金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
(2)　(1)の規定にかかわらず、同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合で、普通保険約款別表１の表２注７③に該当するときは、当会社は、次のいずれか低い金額を後遺障害保険金として支払います。
①　重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応する別表の金額
②　それぞれの後遺障害に該当する等級に対応する別表の金額の合計額
(3)　既に後遺障害のある被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された金額を後遺障害保険金として支払います。

| 普通保険約款別表１に従い決定した加重後の後遺障害の等級に対応する別表の金額 | － | 普通保険約款別表１に従い決定した既にあった後遺障害の等級に対応する別表の金額 | ＝ | 後遺障害保険金の額 |
|---|---|---|---|---|

## 第９条（介護費用保険金）

(1)　当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合は、200万円を介護費用保険金として被保険者に支払います。
①　普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級または第２級のいずれかである後遺障害（注）
②　普通保険約款別表１第３級③または④に掲げる後遺障害
(2)　同一事故により生じた後遺障害が(1)のいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複しては介護費用保険金を支払いません。
(注)普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級または第２級のいずれかである後遺障害
　普通保険約款別表１表１の第１級または第２級に掲げる後遺障害を除きます。

## 第10条（医療保険金）

(1)　当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、被保険者が治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、次の算式により算出された額を医療保険金として被保険者に支払います。ただし、１回の事故につき、被保険者１名ごとに100万円を限度とします。
①　入院に対する医療保険金

| 入院した治療日数 | × | 6,000円 | ＝ | 入院に対する医療保険金の額 |
|---|---|---|---|---|

②　通院に対する医療保険金

| 通院した治療日数（注） | × | 4,000円 | ＝ | 通院に対する医療保険金の額 |
|---|---|---|---|---|

(2)　被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。
(注)通院した治療日数
　(1)①に該当する日数を除きます。

## 第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1)　当会社は、次のいずれかの影響により、第２条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
①　被保険者が第２条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
②　被保険者が第２条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
(2)　正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第２条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

## 第12条（当会社の責任限度額等）

(1)　当会社が、１回の事故につき、被保険者１名に対して支払うべき死亡保険金の額は、第７条（死亡保険金）および前条の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
(2)　当会社が、１回の事故につき、被保険者１名に対して支払うべき後遺障害保険金および介護費用保険金の額は、第８条（後遺障害保険金）、第９条（介護費用保険金）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。ただし、当会社は、死亡保険金を支払う場合においては、後遺障害保険金および介護費用保険金を支払いません。
(3)　当会社は、(1)および(2)に定める死亡保険金または後遺障害保険金もしくは介護費用保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名に対し第10条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

## 第13条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

| 保険金の種類 | 保険金請求権発生の時 |
|---|---|
| ① 死亡保険金 | 被保険者が死亡した時 |
| ② 後遺障害保険金 | 被保険者に後遺障害が生じた時 |
| ③ 介護費用保険金 | |
| ④ 医療保険金 | 次のいずれか早い時<br>ア．被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時<br>イ．事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時 |

## 第14条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

⑴ 当会社は、第２条（保険金を支払う場合）の傷害に関して、普通保険約款基本条項第５節第１条（事故発生時の義務）⑴②もしくは③の規定による通知または前条および普通保険約款基本条項第６節第１条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

⑵ ⑴の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。

（注１）死体の検案
　死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注２）費用
　収入の喪失を含みません。

## 第15条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

⑴ 他の保険契約等（注）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

⑵ ⑴の規定にかかわらず、他の保険契約等（注）により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

| それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額 | － | 他の保険契約等（注）の保険金または共済金の額の合計額 | ＝ | 保険金の額 |
|---|---|---|---|---|

⑶ ⑴および⑵の規定は、次の保険金の区分ごとに、それぞれ各別に適用するものとします。
① 死亡保険金または後遺障害保険金もしくは介護費用保険金
② 医療保険金

（注）他の保険契約等
　第２条（保険金を支払う場合）⑴と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

## 第16条（代　位）

　当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

## 第17条（重大事由による解除の特則）

⑴ 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
① この特約における被保険者が、普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）⑴③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。
② この特約における被保険者に生じた傷害に対して支払うべき保険金を受け取るべき者が、普通保険約款基本条項第３節第２条⑴③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。

⑵ ⑴の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第３節第３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、⑴のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

⑶ 普通保険約款車両条項の被保険者が普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）⑴③のいずれかに該当することにより同条⑴の規定による解除がなされた場合、同条⑵の規定による解除がなされた場合、または⑴の規定による解除がなされた場合は、⑵の規定は、この特約に基づき保険金を支払うべき傷害のうち、普通保険約款基本条項第３節第２条⑴③ア．からウ．までまたはオ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた傷害については適用しません。ただし、その傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が同条⑴③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当する場合は、その者の受け取るべき金額にかぎり、⑵の規定を適用するものとします。

## 第18条（準用規定）

　この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ① ＜用語の定義＞「他の保険契約等」 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項 | 自損事故傷害特約 |
| ② ＜用語の定義＞「被保険者」 | | |
| ③ ＜用語の定義＞「保険金」 | | |

＜別表＞

### 後遺障害等級別保険金支払額表

| 等　　級 | 保険金支払額 | 等　　級 | 保険金支払額 |
|---|---|---|---|
| 普通保険約款別表１の表１に掲げる第１級 | 2,000万円 | 第３級 | 1,110万円 |
| | | 第４級 | 960万円 |
| | | 第５級 | 825万円 |
| | | 第６級 | 700万円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 上記以外の第１級 | 1, 500万円 | 第７級 | 585万円 |
| | | 第８級 | 470万円 |
| 普通保険約款別表１の表１に掲げる第２級 | 1, 500万円 | 第９級 | 365万円 |
| | | 第10級 | 280万円 |
| | | 第11級 | 210万円 |
| | | 第12級 | 145万円 |
| 上記以外の第２級 | 1, 295万円 | 第13級 | 95万円 |
| | | 第14級 | 50万円 |

## 3-3 人身傷害特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 損害額 | 当会社が第１条（保険金を支払う場合）(1)①の保険金を支払うべき損害の額をいいます。 |
| 対人賠償保険等 | 他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。 |
| 賠償義務者 | 被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。 |
| 保険金請求権者 | 第１条（保険金を支払う場合）(1)①の損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。<br>①　被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。<br>②　被保険者の父母、配偶者または子 |

### 第１条（保険金を支払う場合）

(1)　当会社は、次の規定に従い、保険金または入通院定額給付金を支払います。

①　当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被った場合は、その直接の結果として被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に保険金を支払います。

ア．自動車の運行に起因する事故

イ．契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下

②　当会社は、①の保険金の支払対象となる場合で、傷害の直接の結果として被保険者が治療を要し、その治療日数が５日以上となったときは、①の保険金のほか、この特約に従い、被保険者に入通院定額給付金を支払います。ただし、５日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合にかぎります。

(2)　当会社は、１回の事故による(1)①の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3)　この特約における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

### 第２条（保険金を支払わない場合－その１）

(1)　当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

②　次のいずれかに該当する間に生じた傷害

ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間

イ．被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間

③　被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害

④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

⑤　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

(2)　傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3)　当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。

(注)創傷感染症

丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

### 第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③　核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④　③以外の放射線照射または放射能汚染

⑤　①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥　契約自動車を競技もしくは曲技（注３）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。

(注１)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注２)核燃料物質（注１）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注３)競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注４)競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

## 第４条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者とします。

(2) (1)に定める者のほか、次のいずれかに該当する者をこの特約における被保険者とします。ただし、これらの者が契約自動車の運行に起因する事故によりその身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第３条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎります。

① 契約自動車の保有者（注２）

② 契約自動車の運転者（注３）

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者

② 業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者

(注１)その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注２)保有者

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条第３項に定める保有者をいいます。

(注３)運転者

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条第４項に定める運転者をいいます。

## 第５条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

## 第６条（損害額の決定）

(1) 損害額は、被保険者が次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別表に定める損害額算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者が自動車（注１）の運行に起因して被保険者の生命または身体を害した場合は、次の区分ごとの、それぞれ同表に定める損害額算定基準に従い算出した金額と自賠責保険等によって支払われる金額（注２）のいずれか高い金額の合計額とします。

| 区分 | 被保険者の状態等 |
|---|---|
| ① 傷害 | 治療が必要と認められる状態であること。 |
| ② 後遺障害 | 後遺障害が生じたこと。ただし、同一事故により被保険者が死亡した場合を除きます。 |
| ③ 死亡 | 死亡したこと。 |

(2) 既に後遺障害のある被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって損害額を決定します。

普通保険約款別表１に従い決定した加重後の後遺障害の等級に応じた損害額 － 同表に従い決定した既にあった後遺障害の等級に応じた損害額 ＝ 損害額

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって、保険金請求権者と賠償義務者との間で、判決または裁判上の和解（注３）において、(1)および(2)の規定により決定される損害額を超える損害額（注４）が認められたときにかぎり、その損害額（注４）をこの特約における損害額とみなします。ただし、その損害額（注４）が社会通念上妥当であると認められる場合にかぎります。

(注１)自動車

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条第１項に定める自動車とします。

(注２)自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

(注３)裁判上の和解

民事訴訟法（平成８年法律第109号）第275条に定める訴え提起前の和解を含みません。

(注４)損害額

訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用または遅延損害金が含まれている場合は、その金額を差し引いた額とします。

## 第７条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

| 費用の名称 | 費用の内容 |
|---|---|
| ① 損害防止費用 | 普通保険約款基本条項第５節第１条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 |
| ② 権利保全行使費用 | 普通保険約款基本条項第５節第１条(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 |

(注)費用

収入の喪失を含みません。

## 第８条（保険金の支払額）

(1) 当会社が１回の事故につき支払う保険金の額は、被保険者１名につき、次の算式により算出された額とします。

第６条（損害額の決定）の規定により決定される損害額 ＋ 前条の費用の合計額 － 次の額の合計額 ＝ 保険金の額

① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支

払われた金額
② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第１条（保険金を支払う場合）(1)①の損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
④ 労働者災害補償制度（注１）によって既に給付が決定しまたは支払われた金額（注２）
⑤ 第６条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
⑥ ①から⑤までのほか、第１条(1)①の損害を補償するために支払われるその他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注３）

(2) (1)の場合において、当会社が１回の事故につき支払う保険金の額は、被保険者１名につき、保険金額（注４）を限度とします。ただし、第６条（損害額の決定）(1)②に該当する場合で、普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級もしくは第２級である後遺障害または同表第３級③もしくは④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額（注４）が無制限以外のときは、保険金額（注４）の２倍の金額を限度とします。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、第６条（損害額の決定）(3)の規定を適用する場合は、当会社が１回の事故につき支払う保険金の額は、被保険者１名につき、次のいずれか低い金額を限度とします。
① (2)に定める限度額
② 第６条(1)および(2)の規定により決定される損害額および前条の費用の合計額

(注１)労働者災害補償制度
次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。
① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）
④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

(注２)労働者災害補償制度（注１）によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注３)その取得した給付の額またはその評価額
保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

(注４)保険金額
保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

## 第９条（入通院定額給付金）

当会社が１回の事故につき支払う第１条（保険金を支払う場合）(1)②の入通院定額給付金の額は、被保険者１名につき、保険証券記載の金額とします。

## 第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 当会社は、次のいずれかの影響により、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を損害額とします。
① 被保険者が第１条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
② 被保険者が第１条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金もしくは入通院定額給付金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

## 第11条（事故発生時の義務の特則）

(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第１条（保険金を支払う場合）(1)①の損害を被った場合であって、次のいずれかに該当するときは、保険契約者、被保険者または保険金請求権者は、普通保険約款基本条項第５節第１条（事故発生時の義務）(1)に定める事故発生時の義務のほか、それぞれ下表に定める事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または保険金請求権者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

| 区分 | 事故発生時の義務 | 控除額 |
|---|---|---|
| ① 賠償義務者がいる場合 | 保険金請求権者は、遅滞なく次の事項を書面等（注）によって当会社に通知すること。<br>ア．賠償義務者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係<br>イ．対人賠償保険等の有無およびその内容<br>ウ．賠償義務者に対して損害賠償の請求を行った場合は、その内容<br>エ．保険金請求権者が第１条(1)①の損害に対して、次のいずれかに該当する者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額<br>(ｱ) 賠償義務者<br>(ｲ) 自賠責保険等または対人賠償保険等の保険者または共済者<br>(ｳ) 賠償義務者以外の第三者<br>オ．事故の原因となった、契約自動車以外の自動車がある場合は、その自動車の所有者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係 | 左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額 |
| ② 被保険者が第１条の傷害の治療を受ける場合 | 被保険者は、公的制度の利用等により費用の軽減に努めること。 | |
| ③ 保険契約者または保険金請求権者が損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合 | 保険契約者または保険金請求権者は、あらかじめ当会社の承認を得ること。 | その意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額 |

⑵　保険金請求権者が、正当な理由がなく⑴①の書面等（注）に事実と異なる記載をした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

⑶　当会社は、賠償義務者または第１条（保険金を支払う場合）⑴①の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がいる場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

（注）書面等

書面または当会社の定める通信方法をいいます。

## 第12条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

| 区分 | 保険金請求権発生の時 |
|---|---|
| ①　第６条（損害額の決定）⑴①に係る保険金 | 被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時 |
| ②　第６条⑴②に係る保険金 | 被保険者に後遺障害が生じた時 |
| ③　第６条⑴③に係る保険金 | 被保険者が死亡した時 |
| ④　第１条（保険金を支払う場合）⑴②の入通院定額給付金 | 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数の合計が５日となった時 |

## 第13条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

⑴　当会社は、第１条（保険金を支払う場合）の損害または傷害に関して、普通保険約款基本条項第５節第１条（事故発生時の義務）⑴②もしくは③の規定による通知または前条および普通保険約款基本条項第６節第１条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

⑵　⑴の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。

（注１）死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注２）費用

収入の喪失を含みません。

## 第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

⑴　他の保険契約等（注１）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

⑵　⑴の規定にかかわらず、他の保険契約等（注１）により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、それぞれ下表に定める額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

| 保険金の種類 | 保険金の支払対象となる額 |
|---|---|
| ①　第１条（保険金を支払う場合）⑴①の保険金 | 次の算式により算出された額<br>［損害額および費用（注２）］－［他の保険契約等（注１）の保険金または共済金の額の合計額］ |
| ②　第１条⑴②の入通院定額給付金 | 次の算式により算出された額<br>［それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額］－［他の保険契約等（注３）の保険金または共済金の額の合計額］ |

⑶　⑵①の損害額は、第６条（損害額の決定）の規定により決定される損害額とします。

（注１）他の保険契約等

この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

（注２）損害額および費用

それぞれの保険契約または共済契約において損害額および費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とし、また、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

（注３）他の保険契約等

この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車保険契約または自動車共済契約をいいます。

## 第15条（代位）

普通保険約款基本条項第６節第４条（代位）⑴の規定にかかわらず、第１条（保険金を支払う場合）⑴②の入通院定額給付金については、その被保険者等債権は移転しません。

## 第16条（他の特約の不適用）

当会社は、この特約により、自損事故傷害特約の規定を適用しません。

## 第17条（重大事由による解除の特則）

⑴　当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

①　この特約における被保険者が、普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）⑴③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。

②　この特約における被保険者に生じた損害（注１）または傷害に対して支払うべき保険金を受け取るべき者が、普通保険約款基本条項第３節第２条⑴③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。

⑵　⑴の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第３節第３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、⑴のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

⑶　普通保険約款車両条項の被保険者が普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）⑴③のいずれかに該当することにより同条⑴の規定による解除がなされた場合、同条⑵の規定による解除がなされた場合、または⑴の規定による解除がなされた場合は、⑵の規定は、

この特約に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、普通保険約款基本条項第３節第２条⑴③ア．からウ．までまたはオ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害（注２）または傷害については適用しません。ただし、その損害（注３）または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が同条⑴③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当する場合は、その者の受け取るべき金額にかぎり、⑵の規定を適用するものとします。

（注１）被保険者に生じた損害

被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

（注２）普通保険約款基本条項第３節第２条⑴③ア．からウ．までまたはオ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）⑴③ア．からウ．までまたはオ．のいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

（注３）その損害

普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）⑴③ア．からウ．までまたはオ．のいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

## 第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ①　＜用語の定義＞「損害額および費用」 | 当会社が保険金を支払うべき損害の額 | 人身傷害特約第６条（損害額の決定）の規定により決定される損害額 |
| ②　＜用語の定義＞「他の保険契約等」 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項 | 人身傷害特約 |
| ③　＜用語の定義＞「被保険者」 | | |
| ④　＜用語の定義＞「保険金」 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項 | 人身傷害特約 |
| ⑤　第６節第４条（代位）（注） | 損害賠償請求権その他の債権をいい、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。 | 損害賠償請求権その他の債権をいい、次の求償権および請求権を含みます。<br>①　共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権<br>②　自賠責保険等に対する請求権<br>③　自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業に対する請求権<br>④　②または③のほか、この特約に係る損害について、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権 |

＜別表＞

## 損害額算定基準

### 第１　傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定（注１）するまでの間に被保険者が被った積極損害、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）第６条の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注２）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

（注１）症状固定

治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。

（注２）同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

#### １．積極損害

⑴　治療関係費

<table>
<tr><td>①　応急手当費</td><td>応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
<tr><td>②　診察料</td><td>初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
<tr><td>③　入院料</td><td>入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、被保険者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
<tr><td>④　投薬料、手術料、処置料等</td><td>治療のために必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
<tr><td>⑤　通院費、転院費、入退院費</td><td>通院、転院、入院または退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とします。なお、通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。</td></tr>
<tr><td>⑥　看護料</td><td>原則として、医師がその療養上必要と認めた場合にかぎり、下表に定めるとおりとします。
<table>
<tr><td>看護した者</td><td>支払対象となる看護料の金額</td></tr>
<tr><td>ア．厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者</td><td>厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の料金。なお、食費を含みます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">イ．近親者等</td><td>(ｱ)　入院看護をした場合は、１日につき4,200円</td></tr>
<tr><td>(ｲ)　医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、１日につき2,100円</td></tr>
<tr><td>(ｳ)　12歳以下の子供または歩行困難な者の通院に付添った場合は、１日につき2,100円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| ⑦　入院中の諸雑費 | 療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、入院１日につき1,100円とします。 |
| ⑧　柔道整復等の費用 | 免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。 |
| ⑨　義肢等の費用 | ア．傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補綴、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。<br>イ．ア．に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、その必要かつ妥当な実費とします。 |
| ⑩　診断書等の費用 | 診断書、診療報酬明細書等の発行に必要かつ妥当な実費とします。 |
| ⑪　ロボットスーツ歩行運動処置等費用 | 医師の指示により行うロボットスーツ歩行運動処置等にかかる必要かつ妥当な実費とします。 |

⑵　文書料
交通事故証明書、印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ妥当な実費とします。

⑶　その他の費用
⑴および⑵以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

## 2．休業損害

受傷により、被保険者本人の労働の対価として得ている収入が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、次の算定方法によります。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

⑴　有職者
次の算定方法によります。ただし、１日あたりの減収額が6,100円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は、１日につき6,100円とします。
なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

| 被保険者区分 | 算定方法 |
|---|---|
| ①　給与所得者 | $\frac{\text{事故直前３か月間の月例給与等}}{\text{90日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$<br>ア．事故直前３か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における３か月間の月例給与の本給および付加給の合計額により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い者が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。<br>イ．月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。<br>ウ．賞与等について、実際に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。<br>エ．役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。 |
| ②　商工鉱業者、農林漁業者等事業所得者または家族従業者 | $\frac{(\text{事故前１か年間の収入額} - \text{必要経費}) \times \text{寄与率}}{\text{365日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$<br>ア．事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。<br>イ．事故前１か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、事業開始年度等のため、事故前１か年間の収入額および必要経費を確認できる公的な税務資料による確認が困難な場合は、収入額および必要経費を証明するその他の資料に基づき、付表１に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。<br>ウ．寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。<br>エ．代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。 |
| ③　自由業者 | $\frac{\text{事故前１か年間の固定給を除く収入額} - \text{必要経費}}{\text{365日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$<br>ア．自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業その他これに準ずる者をいいます。<br>イ．事故前１か年間の収入額、必要経費および代替労力については「②　商工鉱業者、農林漁業者等事業所得者または家族従業者」に準じます。 |
| ④　アルバイトまたはパートタイマー | 「①　給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。<br>$\frac{\text{事故前３か月間の就労日数}}{\text{90日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$ |

⑵　家事従事者
実際に家事に従事できなかった日数に対し、１日につき6,100円とします。
なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

⑶　金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者等、実際に労働の対価として

の収入のない者は、支払の対象となりません。

### 3．精神的損害

対象日数１日につき、入院は8,600円、通院は4,300円とします。

対象日数は、入院は実日数とし、通院は以下の各期間区分ごとの総日数（注１）から実入院日数を差し引いた日数の範囲内で、実際に通院した日数（注２）の２倍を上限として決定します。

ただし、以下の各期間区分ごとの対象日数に以下の割合を乗じて計算します。

| 期　間　区　分 | 割　合 |
|---|---|
| 事故の発生の日からその日を含めて90日以内の期間 | 100% |
| 事故の発生の日からその日を含めて90日超180日以内の期間 | 75% |
| 事故の発生の日からその日を含めて180日超270日以内の期間 | 45% |
| 事故の発生の日からその日を含めて270日超390日以内の期間 | 25% |
| 事故の発生の日からその日を含めて390日超の期間 | 15% |

また、妊婦が胎児を死産、流産または人工流産した場合は、次の金額を加えます。

| 妊　娠　期　間 | 金　額 |
|---|---|
| 第３月（満11週）以内 | 30万円 |
| 第４月（満12週）以上第６月（満23週）以内 | 50万円 |
| 第７月（満24週）以上 | 80万円 |

(注１)総日数

治療最終日が属する期間区分においては、その期間区分の初日からその日を含めて治療最終日までの日数をいいます。

(注２)通院した日数

被保険者が通院しない場合であっても、普通保険約款別表２に掲げる部位を固定するためにギプス等（注３）を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から普通保険約款別表２に掲げる部位をギプス等（注３）装着により固定していることが確認できる場合にかぎります。

(注３)ギプス等

ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（注４）、線副子等（注５）およびハローベストをいいます。

(注４)PTBブレース

下腿骨骨折後に装着したものについて、骨癒合にいたるまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合にかぎります。

(注５)線副子等

上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。

## 第２　後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は普通保険約款別表１によります。

### １．逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた得べかりし経済的利益の損失のうち症状固定（注１）後に生じたものをいい、原則として、次の算式により計算します。

収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 ＝ 逸失利益の額

なお、「収入額」、「労働能力喪失率」、「労働能力喪失期間」および「ライプニッツ係数」は、次のとおりとします。

(1)　収入額

被保険者区分別に次のとおりとします。なお、付表１に定める年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、被保険者の症状固定（注１）時の年齢に対応する平均給与額とします。

| 被保険者区分 | 収入額 |
|---|---|
| ①　家事従事者以外の有職者 | 現実収入額<br>ただし、次のとおりとします。<br>ア．現実収入額とは、事故前１か年間または後遺障害確定前１か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額をいい、事故前年または後遺障害確定前年の確定申告書、市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。<br>　なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表１に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。<br>イ．退職後１年を経過していない失業者については、「現実収入額」を「退職前１年間の収入額」と読み替えて適用します。ただし、定年退職者等を除きます。<br>ウ．就労して間もない若年の有職者で、現実収入額の立証が可能な者については、将来の収入額増加の蓋然性を考慮し、付表１に定める全年齢平均給与額とすることができます。<br>　ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年齢に対応する付表１に定める年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合を除きます。<br>エ．現実収入額が付表１に定める年齢別平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の将来の収入額（注２）のうち同時点の被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額を上回る蓋然性が高いものがあるときは、現実収入額に替えて年齢別平均給与額とします。<br>　ただし、ウ．の規定により、収入額を全年齢平均給与額とする場合を除きます。<br>オ．次のいずれかに該当する場合は「付表１に定める18歳平均給与額」または「付表１に定める年齢別平均給与額の50%」のいずれか高い額とします。<br>(ｱ)　現実収入額について、ア．に定める公的な税務資料による立証が困難な場合<br>(ｲ)　現実収入額が「付表１に定める18歳平均給与額」または「付表１に定める年齢別平均給与額の50%」のいずれか高い額を下回る場合 |

| | |
|---|---|
| ② 家事従事者 | 付表１に定める全年齢平均給与額 |
| ③ 幼児、児童、生徒または学生 | 付表１に定める全年齢平均給与額 |
| ④ ①から③まで以外の十分働く意思と能力を有している無職者 | 次のいずれか高い額<br>ア．付表１に定める18歳平均給与額<br>イ．付表１に定める年齢別平均給与額の50% |

(2) 労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数

| 用　語 | 取　扱　い |
|---|---|
| ① 労働能力喪失率 | 付表２に定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し、損害賠償における判例動向等を鑑み決定します。 |
| ② 労働能力喪失期間 | 付表３に定める年齢別就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し、損害賠償における判例動向等を鑑み決定します。 |
| ③ ライプニッツ係数 | 付表４によります。 |

(注１)症状固定
治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。
(注２)将来の収入額
労働の対価として将来得べかりし収入額をいいます。

**２．精神的損害**

後遺障害等級別に次の金額を基準とします。

| 後遺障害等級 | 金額 |
|---|---|
| 第１級 | 1,960万円 |
| 第２級 | 1,650万円 |
| 第３級 | 1,390万円 |
| 第４級 | 1,160万円 |
| 第５級 | 980万円 |
| 第６級 | 820万円 |
| 第７級 | 700万円 |
| 第８級 | 580万円 |
| 第９級 | 480万円 |
| 第10級 | 380万円 |
| 第11級 | 290万円 |
| 第12級 | 200万円 |
| 第13級 | 120万円 |
| 第14級 | 75万円 |

**３．将来の介護料**

将来の介護料は、後遺障害の症状固定（注）後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、次の算式により計算します。

介護料および諸雑費 × 12 × 介護期間に対応するライプニッツ係数 ＝ 将来の介護料の額

なお、「介護料および諸雑費」、「介護期間」および「ライプニッツ係数」は、次のとおりとします。

(1) 介護料および諸雑費

| 後遺障害の区分 | 介護料および諸雑費 |
|---|---|
| ① 普通保険約款別表１の表１の第１級に該当する後遺障害の場合 | １か月につき15万円 |
| ② 普通保険約款別表１の表１の第２級、別表１の表２の第１級、第２級または第３級③もしくは④に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合 | １か月につき7.5万円 |

(2) 介護期間およびライプニッツ係数

| 用　語 | 取　扱　い |
|---|---|
| ① 介護期間 | 障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表５に定める平均余命の範囲内で決定します。 |
| ② ライプニッツ係数 | 付表４によります。 |

(注)症状固定
治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。

**４．その他の損害**

１から３まで以外の後遺障害による損害は、次のいずれかに該当する費用とします。

(1) あらかじめ当会社の同意を得て支出した次の費用。ただし、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
なお、被保険者にそれぞれ下表に定める後遺障害が発生した場合にかぎります。

| 費用の名称 | 費用の内容 | 対象となる後遺障害 |
|---|---|---|
| ① 自動車改造費用 | 被保険者が使用する自動車１台に次の装置を取り付けるための費用<br>ア．自動車の運転装置に関して、被保険者の後遺障害による支障を軽減するための手動運転装置、足動運転装置等<br>イ．被保険者が自動車に搭乗する際の被保険者または介助者が行う動作を軽減するための回転式座席、車椅子固定装置、電動リフト等 | 次のいずれかに該当する後遺障害<br>(ｱ) 普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級から第３級までのいずれかである後遺障害<br>(ｲ) 後遺障害の部位が上肢（注１）、下肢（注２）または体幹（注３）であり、かつ、同表に従い決定した後遺障害の等級が第４級から第14級までのいずれかである後遺障害。ただし、同表第14級④または⑤に掲げる後遺障害を除きます。 |
| ② 住居改造費用 | 被保険者の介護を行うために必要かつ有益な、被保険者の居住の用に供する住宅（注４）１軒を改造するための費用 | 次のいずれかに該当する後遺障害<br>ア．普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級または第２級のいずれかである後遺障害<br>イ．同表第３級③または④に掲げる後遺障害 |

(2) (1)以外の費用については、将来支出される費用を含み、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。なお、将来支出される費用の算出にあたっては、付表４に定めるライプニッツ係数により中間利息を控除します。

(注１)上肢
手を含みます。

(注２)下肢
足を含みます。

(注３)体幹
脊柱、鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨、骨盤骨および胸腹部臓器をいいます。

(注４)住宅
敷地を含みます。

## 第３　死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。ただし、同一事故で後遺障害による損害に対して保険金の支払を受けている場合は、既に保険金の支払を受けた後遺障害による損害の額を控除します。

### １．葬儀費

100万円とします。

### ２．逸失利益

(1) 死亡により生じた得べかりし経済的利益の損失をいい、原則として、次の算式により計算します。

（収入額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数 ＝ 逸失利益の額

なお、「収入額」、「生活費」、「就労可能年数」および「ライプニッツ係数」は、次のとおりとします。

① 収入額

被保険者区分別に次のとおりとします。なお、付表１に定める年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、被保険者の死亡した時の年齢に対応する平均給与額とします。

| 被保険者区分 | 収　入　額 |
|---|---|
| ア．家事従事者以外の有職者 | 現実収入額<br>ただし、次のとおりとします。<br>(ｱ) 現実収入額とは、事故前１か年間に労働の対価として得た収入額をいい、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。<br>なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表１に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。<br>(ｲ) 退職後１年を経過していない失業者については、「現実収入額」を「退職前１年間の収入額」と読み替えて適用します。ただし、定年退職者等を除きます。<br>(ｳ) 就労して間もない若年の有職者で、現実収入額の立証が可能な者については、将来の収入額増加の蓋然性を考慮し、全年齢平均給与額とすることができます。<br>ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合を除きます。<br>(ｴ) 現実収入額が付表１に定める年齢別平均給与額を下回る場合で、死亡した時から就労可能年数を経過するまでの各年の将来の収入額（注１）のうち同時点の被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額を上回る蓋然性が高いものがあるときは、現実収入額に替えて年齢別平均給与額とします。<br>ただし、(ｳ)の規定により、収入額を全年齢平均給与額とする場合を除きます。<br>(ｵ) 次のいずれかに該当する場合は「付表１に定める18歳平均給与額」または「付表１に定める年齢別平均給与額の50%」のいずれか高い額とします。<br>ａ　現実収入額について、(ｱ)に定める公的な税務資料による立証が困難な場合<br>ｂ　現実収入額が「付表１に定める18歳平均給与額」または「付表１に定める年齢別平均給与額の50%」のいずれか高い額を下回る場合 |
| イ．家事従事者 | 付表１に定める全年齢平均給与額 |
| ウ．幼児、児童、生徒または学生 | 付表１に定める全年齢平均給与額 |
| エ．ア．からウ．まで以外の十分働く意思と能力を有している無職者 | 次のいずれか高い額<br>(ｱ) 付表１に定める18歳平均給与額<br>(ｲ) 付表１に定める年齢別平均給与額の50% |

② 生活費、就労可能年数およびライプニッツ係数

<table>
<tr><th>用　語</th><th>取 扱 い</th></tr>
<tr><td>ア．生活費</td><td>被扶養者の人数に応じ、収入額に対する次の割合とします。<br>なお、被扶養者とは、被保険者に実際に扶養されていた者をいいます。
<table>
<tr><th>被扶養者の人数</th><th>割　合</th></tr>
<tr><td>被扶養者がない場合</td><td>50%</td></tr>
<tr><td>１人</td><td>40%</td></tr>
<tr><td>２人</td><td>35%</td></tr>
<tr><td>３人以上</td><td>30%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>イ．就労可能年数</td><td rowspan="2">付表３によります。</td></tr>
<tr><td>ウ．ライプニッツ係数</td></tr>
</table>

⑵ 被保険者が年金等の受給者（注２）である場合は、⑴の額に加えて、原則として、次の算式により算出された額を加えるものとします。

［年金等の額 － 生活費］ × ［死亡時の年齢における平均余命年数に対応するライプニッツ係数 － 死亡時の年齢における就労可能年数に対応するライプニッツ係数］ ＝ 加算額

なお、「生活費」、「平均余命年数に対応するライプニッツ係数」および「就労可能年数に対応するライプニッツ係数」は、次のとおりとします。

| 用　語 | 取 扱 い |
|---|---|
| ①　生活費 | ⑴②に定めるところによります。 |
| ②　平均余命年数に対応するライプニッツ係数 | 付表４および付表５によります。 |
| ③　就労可能年数に対応するライプニッツ係数 | 付表３によります。 |

（注１）将来の収入額

労働の対価として将来得べかりし収入額をいいます。

（注２）年金等の受給者

各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を実際に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含みません。

### ３．精神的損害

被保険者区分別に次の金額を基準とします。

| 被保険者区分 | 金　額 |
|---|---|
| ⑴　被保険者が一家の支柱である場合 | 2,000万円 |
| ⑵　被保険者が一家の支柱でない場合で65歳以上のとき。 | 1,500万円 |
| ⑶　被保険者が一家の支柱でない場合で65歳未満のとき。 | 1,600万円 |

### ４．その他の損害

１から３まで以外の死亡による損害は、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

## 付表１　年齢別平均給与額表（平均月額）

| 年　齢 | 男　子 | 女　子 | 年　齢 | 男　子 | 女　子 |
|---|---|---|---|---|---|
| 歳 | 円 | 円 | 歳 | 円 | 円 |
| 全年齢平均 | 409, 100 | 298, 400 | 46 | 471, 700 | 325, 300 |
| 18 | 193, 200 | 171, 100 | 47 | 477, 600 | 326, 500 |
| 19 | 211, 400 | 188, 800 | 48 | 480, 400 | 326, 600 |
| 20 | 229, 600 | 206, 500 | 49 | 483, 300 | 326, 800 |
| 21 | 247, 900 | 224, 200 | 50 | 486, 100 | 326, 900 |
| 22 | 266, 100 | 241, 900 | 51 | 489, 000 | 327, 100 |
| 23 | 277, 100 | 249, 600 | 52 | 491, 900 | 327, 200 |
| 24 | 288, 000 | 257, 200 | 53 | 490, 100 | 325, 900 |
| 25 | 298, 900 | 264, 900 | 54 | 488, 400 | 324, 600 |
| 26 | 309, 800 | 272, 600 | 55 | 486, 600 | 323, 300 |
| 27 | 320, 700 | 280, 300 | 56 | 484, 800 | 322, 000 |
| 28 | 330, 500 | 283, 000 | 57 | 483, 100 | 320, 700 |
| 29 | 340, 200 | 285, 700 | 58 | 458, 000 | 309, 200 |
| 30 | 350, 000 | 288, 400 | 59 | 432, 900 | 297, 700 |
| 31 | 359, 700 | 291, 200 | 60 | 407, 800 | 286, 300 |
| 32 | 369, 500 | 293, 900 | 61 | 382, 700 | 274, 800 |
| 33 | 377, 900 | 296, 600 | 62 | 357, 600 | 263, 300 |
| 34 | 386, 300 | 299, 300 | 63 | 345, 000 | 257, 400 |
| 35 | 394, 600 | 302, 100 | 64 | 332, 300 | 251, 600 |
| 36 | 403, 000 | 304, 800 | 65 | 319, 700 | 245, 700 |
| 37 | 411, 400 | 307, 500 | 66 | 307, 000 | 239, 800 |
| 38 | 418, 800 | 310, 100 | 67 | 294, 300 | 233, 900 |
| 39 | 426, 200 | 312, 600 | 68 | 292, 300 | 234, 400 |
| 40 | 433, 500 | 315, 100 | 69 | 290, 200 | 234, 800 |
| 41 | 440, 900 | 317, 700 | 70 | 288, 200 | 235, 200 |
| 42 | 448, 300 | 320, 200 | 71 | 286, 100 | 235, 600 |
| 43 | 454, 100 | 321, 500 | 72 | 284, 100 | 236, 100 |
| 44 | 460, 000 | 322, 700 | 73～ | 282, 000 | 236, 500 |
| 45 | 465, 900 | 324, 000 | | | |

## 付表２　労働能力喪失率表

| 後遺障害等級 | 労働能力喪失率 | 後遺障害等級 | 労働能力喪失率 |
|---|---|---|---|
| 第１級 | 100／100 | 第８級 | 45／100 |
| 第２級 | 100／100 | 第９級 | 35／100 |
| 第３級 | 100／100 | 第10級 | 27／100 |
| 第４級 | 92／100 | 第11級 | 20／100 |
| 第５級 | 79／100 | 第12級 | 14／100 |
| 第６級 | 67／100 | 第13級 | 9／100 |
| 第７級 | 56／100 | 第14級 | 5／100 |

## 付表３　年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

### (1)　18歳未満の者に適用する表

| 年齢 | 幼児、学生または十分働く意思と能力を有している無職者 | | 有　職　者 | |
|---|---|---|---|---|
| | 就労可能年数 | ライプニッツ係数 | 就労可能年数 | ライプニッツ係数 |
| 歳 | 年 | | 年 | |
| 0 | 49 | 14. 980 | 67 | 28. 733 |
| 1 | 49 | 15. 429 | 66 | 28. 595 |
| 2 | 49 | 15. 892 | 65 | 28. 453 |
| 3 | 49 | 16. 369 | 64 | 28. 306 |
| 4 | 49 | 16. 860 | 63 | 28. 156 |
| 5 | 49 | 17. 365 | 62 | 28. 000 |
| 6 | 49 | 17. 886 | 61 | 27. 840 |
| 7 | 49 | 18. 423 | 60 | 27. 676 |
| 8 | 49 | 18. 976 | 59 | 27. 506 |
| 9 | 49 | 19. 545 | 58 | 27. 331 |
| 10 | 49 | 20. 131 | 57 | 27. 151 |
| 11 | 49 | 20. 735 | 56 | 26. 965 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 12 | 49 | 21. 357 | 55 | 26. 774 |
| 13 | 49 | 21. 998 | 54 | 26. 578 |
| 14 | 49 | 22. 658 | 53 | 26. 375 |
| 15 | 49 | 23. 338 | 52 | 26. 166 |
| 16 | 49 | 24. 038 | 51 | 25. 951 |
| 17 | 49 | 24. 759 | 50 | 25. 730 |

### (2) 18歳以上の者に適用する表

| 年齢 | 就労可能年数 | ライプニッツ係数 | 年齢 | 能年数 | ライプニッツ係数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 歳 | 年 | | 歳 | 年 | |
| 18 | 49 | 25. 502 | 58 | 13 | 10. 635 |
| 19 | 48 | 25. 267 | 59 | 13 | 10. 635 |
| 20 | 47 | 25. 025 | 60 | 12 | 9. 954 |
| 21 | 46 | 24. 775 | 61 | 12 | 9. 954 |
| 22 | 45 | 24. 519 | 62 | 11 | 9. 253 |
| 23 | 44 | 24. 254 | 63 | 11 | 9. 253 |
| 24 | 43 | 23. 982 | 64 | 11 | 9. 253 |
| 25 | 42 | 23. 701 | 65 | 10 | 8. 530 |
| 26 | 41 | 23. 412 | 66 | 10 | 8. 530 |
| 27 | 40 | 23. 115 | 67 | 9 | 7. 786 |
| 28 | 39 | 22. 808 | 68 | 9 | 7. 786 |
| 29 | 38 | 22. 492 | 69 | 9 | 7. 786 |
| 30 | 37 | 22. 167 | 70 | 8 | 7. 020 |
| 31 | 36 | 21. 832 | 71 | 8 | 7. 020 |
| 32 | 35 | 21. 487 | 72 | 8 | 7. 020 |
| 33 | 34 | 21. 132 | 73 | 7 | 6. 230 |
| 34 | 33 | 20. 766 | 74 | 7 | 6. 230 |
| 35 | 32 | 20. 389 | 75 | 7 | 6. 230 |
| 36 | 31 | 20. 000 | 76 | 6 | 5. 417 |
| 37 | 30 | 19. 600 | 77 | 6 | 5. 417 |
| 38 | 29 | 19. 188 | 78 | 6 | 5. 417 |
| 39 | 28 | 18. 764 | 79 | 5 | 4. 580 |
| 40 | 27 | 18. 327 | 80 | 5 | 4. 580 |
| 41 | 26 | 17. 877 | 81 | 5 | 4. 580 |
| 42 | 25 | 17. 413 | 82 | 4 | 3. 717 |
| 43 | 24 | 16. 936 | 83 | 4 | 3. 717 |
| 44 | 23 | 16. 444 | 84 | 4 | 3. 717 |
| 45 | 22 | 15. 937 | 85 | 4 | 3. 717 |
| 46 | 21 | 15. 415 | 86 | 3 | 2. 829 |
| 47 | 20 | 14. 877 | 87 | 3 | 2. 829 |
| 48 | 19 | 14. 324 | 88 | 3 | 2. 829 |
| 49 | 18 | 13. 754 | 89 | 3 | 2. 829 |
| 50 | 17 | 13. 166 | 90 | 3 | 2. 829 |
| 51 | 16 | 12. 561 | 91 | 2 | 1. 913 |
| 52 | 16 | 12. 561 | 92 | 2 | 1. 913 |
| 53 | 15 | 11. 938 | 93 | 2 | 1. 913 |
| 54 | 15 | 11. 938 | 94 | 2 | 1. 913 |
| 55 | 14 | 11. 296 | 95 | 2 | 1. 913 |
| 56 | 14 | 11. 296 | 96 | 2 | 1. 913 |
| 57 | 14 | 11. 296 | 97 | 2 | 1. 913 |
| | | | 98 | 2 | 1. 913 |
| | | | 99 | 2 | 1. 913 |
| | | | 100 | 2 | 1. 913 |
| | | | 101 | 2 | 1. 913 |
| | | | 102～ | 1 | 0. 971 |

## 付表４　ライプニッツ係数表

| 期　間 | ライプニッツ係数（注） | 期　間 | ライプニッツ係数（注） |
|---|---|---|---|
| 年 | | 年 | |
| 1 | 0. 971 | 46 | 24. 775 |
| 2 | 1. 913 | 47 | 25. 025 |
| 3 | 2. 829 | 48 | 25. 267 |
| 4 | 3. 717 | 49 | 25. 502 |
| 5 | 4. 580 | 50 | 25. 730 |
| 6 | 5. 417 | 51 | 25. 951 |
| 7 | 6. 230 | 52 | 26. 166 |
| 8 | 7. 020 | 53 | 26. 375 |
| 9 | 7. 786 | 54 | 26. 578 |
| 10 | 8. 530 | 55 | 26. 774 |
| 11 | 9. 253 | 56 | 26. 965 |
| 12 | 9. 954 | 57 | 27. 151 |
| 13 | 10. 635 | 58 | 27. 331 |
| 14 | 11. 296 | 59 | 27. 506 |
| 15 | 11. 938 | 60 | 27. 676 |
| 16 | 12. 561 | 61 | 27. 840 |
| 17 | 13. 166 | 62 | 28. 000 |
| 18 | 13. 754 | 63 | 28. 156 |
| 19 | 14. 324 | 64 | 28. 306 |
| 20 | 14. 877 | 65 | 28. 453 |
| 21 | 15. 415 | 66 | 28. 595 |
| 22 | 15. 937 | 67 | 28. 733 |
| 23 | 16. 444 | 68 | 28. 867 |
| 24 | 16. 936 | 69 | 28. 997 |
| 25 | 17. 413 | 70 | 29. 123 |
| 26 | 17. 877 | 71 | 29. 246 |
| 27 | 18. 327 | 72 | 29. 365 |
| 28 | 18. 764 | 73 | 29. 481 |
| 29 | 19. 188 | 74 | 29. 593 |
| 30 | 19. 600 | 75 | 29. 702 |
| 31 | 20. 000 | 76 | 29. 808 |
| 32 | 20. 389 | 77 | 29. 910 |
| 33 | 20. 766 | 78 | 30. 010 |
| 34 | 21. 132 | 79 | 30. 107 |
| 35 | 21. 487 | 80 | 30. 201 |
| 36 | 21. 832 | 81 | 30. 292 |
| 37 | 22. 167 | 82 | 30. 381 |
| 38 | 22. 492 | 83 | 30. 467 |
| 39 | 22. 808 | 84 | 30. 550 |
| 40 | 23. 115 | 85 | 30. 631 |
| 41 | 23. 412 | 86 | 30. 710 |
| 42 | 23. 701 | 87 | 30. 786 |
| 43 | 23. 982 | 88 | 30. 860 |
| 44 | 24. 254 | 89 | 30. 932 |
| 45 | 24. 519 | 90 | 31. 002 |

(注)ライプニッツ係数

　幼児、18歳未満の学生または十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超えるときの係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす18歳までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

## 付表５　第22回生命表による平均余命

（単位：年）

| | ０歳 | １歳 | ２歳 | ３歳 | ４歳 | ５歳 | ６歳 | ７歳 | ８歳 | ９歳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 男 | 80 | 79 | 78 | 77 | 76 | 75 | 74 | 74 | 73 | 72 |
| 女 | 86 | 86 | 85 | 84 | 83 | 82 | 81 | 80 | 79 | 78 |
| | 10歳 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | 17歳 | 18歳 | 19歳 |
| 男 | 71 | 70 | 69 | 68 | 67 | 66 | 65 | 64 | 63 | 62 |
| 女 | 77 | 76 | 75 | 74 | 73 | 72 | 71 | 70 | 69 | 68 |
| | 20歳 | 21歳 | 22歳 | 23歳 | 24歳 | 25歳 | 26歳 | 27歳 | 28歳 | 29歳 |
| 男 | 61 | 60 | 59 | 58 | 57 | 56 | 55 | 54 | 53 | 52 |
| 女 | 67 | 66 | 65 | 64 | 63 | 62 | 61 | 60 | 59 | 58 |
| | 30歳 | 31歳 | 32歳 | 33歳 | 34歳 | 35歳 | 36歳 | 37歳 | 38歳 | 39歳 |
| 男 | 51 | 50 | 49 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 |
| 女 | 57 | 56 | 55 | 54 | 53 | 52 | 51 | 50 | 49 | 48 |
| | 40歳 | 41歳 | 42歳 | 43歳 | 44歳 | 45歳 | 46歳 | 47歳 | 48歳 | 49歳 |
| 男 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 |
| 女 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 39 |
| | 50歳 | 51歳 | 52歳 | 53歳 | 54歳 | 55歳 | 56歳 | 57歳 | 58歳 | 59歳 |
| 男 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 26 | 25 | 24 |
| 女 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 |
| | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 | 67歳 | 68歳 | 69歳 |
| 男 | 23 | 22 | 21 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 17 | 16 |
| 女 | 28 | 27 | 26 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 |
| | 70歳 | 71歳 | 72歳 | 73歳 | 74歳 | 75歳 | 76歳 | 77歳 | 78歳 | 79歳 |
| 男 | 15 | 14 | 14 | 13 | 12 | 12 | 11 | 10 | 10 | 9 |
| 女 | 19 | 18 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 14 | 13 | 12 |
| | 80歳 | 81歳 | 82歳 | 83歳 | 84歳 | 85歳 | 86歳 | 87歳 | 88歳 | 89歳 |
| 男 | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 | 6 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| 女 | 11 | 10 | 10 | 9 | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| | 90歳 | 91歳 | 92歳 | 93歳 | 94歳 | 95歳 | 96歳 | 97歳 | 98歳 | 99歳 |
| 男 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 女 | 5 | 5 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| | 100歳 | 101歳 | 102歳 | 103歳 | 104歳 | 105歳 | 106歳 | 107歳 | 108歳 | 109歳 |
| 男 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 女 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 110歳 | 111歳 | 112歳 | 113歳 | 114歳 | 115歳 | | | | |
| 男 | 1 | 1 | 1 | － | － | － | | | | |
| 女 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | |

# ご自身の自動車の補償に関わる特約

## 4-1　車両盗難対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）(1)①および第３条（保険金を支払わない場合－その２）③ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 契約自動車の盗難（注）

② 契約自動車の鍵の盗難

(注)盗難

発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。

## 4-2　ブーム対象外特約

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車のブーム部分については、契約自動車に含めません。

(2) (1)のブーム部分とは、次の物をいいます。

① ブーム（注）ならびに伸縮シリンダ、俯仰シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブーム（注）と機能上一体をなしている部分品およびブーム（注）の機能上必要である部分品

② ①に定めるものに定着または装備されている次の物

ア．使用の目的により交換装着する部分品および機械装置

イ．安全装置および警報装置

ウ．作動油および油脂類

エ．配線、配管およびホース類

オ．その他定着または装備されている物

(注)ブーム

ジブを含みます。

# 保険料のお支払いに関わる特約

## 5-1 保険料一括払特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 指定口座 | 保険契約者の指定する口座をいいます。 |
| 追加保険料 | 普通保険約款基本条項第４節第１条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）(1)の追加保険料をいいます。 |
| 提携金融機関 | 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。 |
| 払込期日 | 提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。 |
| 変更確認書 | 契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。 |

### 第１章　共通条項

#### 第１条（保険料の払込方法）

(1)　保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。

①　指定口座が提携金融機関に設定されていること。

②　当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(2)　払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3)　保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(4)　(1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

#### 第２条（未払込保険料のクレジットカード払の特則）

(1)　前条の規定にかかわらず、同条に定める方法により払い込まれなかった保険料について、保険契約者からクレジットカード（注１）による支払の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカード（注１）の有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカード（注１）による保険料の支払を承認するものとし、その承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

(2)　当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

①　当会社がクレジットカード発行会社から(1)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等（注２）に従いクレジットカード（注１）を使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

②　会員規約等（注２）に定める手続きが行われない場合

(3)　当会社は、(2)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(4)　保険契約者が会員規約等（注２）に従い、クレジットカード（注１）を使用した場合において、(3)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(2)の規定にかかわらず、(1)の規定を適用します。

（注１）クレジットカード

当会社の指定するクレジットカードをいいます。

（注２）会員規約等

クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

#### 第３条（返還保険料の取扱い）

(1)　当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。

(2)　(1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

#### 第４条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

### 第２章　契約保険料払込条項

#### 第１条（保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日までに、保険料を一括して払い込まなければなりません。

(2)　(1)において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第１条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、(1)の払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、その払込期日の属する月の翌月の応当日をその保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

#### 第２条（保険料不払の場合の免責）

(1)　保険契約者が前条(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料の払込みを怠った場合は、当会社は保険期間の初日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(2)　保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

### 第３条（保険料領収前事故の特則）

⑴　被保険者または保険金請求権者が、保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。

⑵　⑴の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

①　事故の発生の日が第１条（保険料の払込み）⑴の払込期日以前であること。

②　保険契約者が保険料を第１条⑴の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。

⑶　⑵②の確約に反して保険契約者が第１条（保険料の払込み）⑴の払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

⑷　保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または傷害に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

### 第４条（保険料不払の場合の解除）

⑴　当会社は、第１条（保険料の払込み）⑴の払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

⑵　当会社は、普通保険約款基本条項第４節第２条（保険料の取扱い－解除の場合）⑴の規定にかかわらず、⑴の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

## 第３章　追加保険料払込条項

### 第１条（追加保険料の払込み）

保険契約者は、変更確認書記載の払込期日までに、追加保険料を一括して払い込まなければなりません。ただし、第４条（訂正の申出等に関する特則）⑵のいずれかに該当する場合を除きます。

### 第２条（追加保険料領収前の事故）

⑴　普通保険約款基本条項第４節第１条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）⑴に定めるところに従い、当会社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が同条の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

| 保険契約者が払込みを怠った追加保険料 | 変更確認書記載の変更日以後に生じた事故による損害または傷害に対する取扱い |
|---|---|
| ①　普通保険約款基本条項第４節第１条⑴①または同条⑴②ア．もしくはイ．の規定により当会社が請求した追加保険料 | 当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。 |
| ②　普通保険約款基本条項第４節第１条⑴②ウ．またはエ．の規定により当会社が請求した追加保険料 | 当会社は、保険金を支払いません。 |
| ③　普通保険約款基本条項第４節第１条⑴③の規定により当会社が請求した追加保険料 | 当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。 |

⑵　保険契約者が⑴の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

### 第３条（追加保険料領収前事故の特則）

⑴　被保険者または保険金請求権者が、変更確認書記載の変更日以後第１条（追加保険料の払込み）の追加保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

⑵　⑴の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

①　事故の発生の日が第１条（追加保険料の払込み）の払込期日以前であること。

②　保険契約者が追加保険料を第１条の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。

⑶　⑵②の確約に反して保険契約者が第１条（追加保険料の払込み）の払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、⑵の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

| 保険契約者が払込みを怠った追加保険料 | 当会社が返還を請求することができる金額 |
|---|---|
| ①　前条⑴①または同条⑴②の追加保険料 | 既に支払った保険金の全額 |
| ②　前条⑴③の追加保険料 | 次の算式により算出された額<br>既に支払った保険金の額 － 同条⑴③の保険金の額 |

⑷　保険契約者が、事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第１条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または傷害に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払います。

### 第４条（訂正の申出等に関する特則）

⑴　第１条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当会社は、追加保険料を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。

①　普通保険約款基本条項第４節第１条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）⑴①の場合であって、保険契約者または記名被保険者（注１）からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。

② 普通保険約款基本条項第４節第１条(1)②ア．またはイ．の場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。

(2) 第１条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第４節第１条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）(1)①または同条(1)②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第４節第１条(1)①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または記名被保険者（注１）からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第４節第１条(1)②ア．またはイ．の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

(3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合（注２）は、当会社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① (1)①または(2)①に該当する場合は、保険期間の初日

② (1)②または(2)②に該当する場合は、普通保険約款基本条項<用語の定義>に定める危険増加が生じた時

(注１)記名被保険者

普通保険約款車両条項においては、被保険者とします。

(注２)追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

### 第５条（追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第１条（追加保険料の払込み）の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき同条の追加保険料の払込みがない場合

② 前条(3)の場合

(2) 当会社は、普通保険約款基本条項第４節第２条（保険料の取扱い－解除の場合）(1)の規定にかかわらず、(1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

## 5-2 保険料分割払特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 指定口座 | 保険契約者の指定する口座をいいます。 |
| 第１回追加保険料払込期日 | 追加保険料払込条項第１条（追加保険料の払込み）(2)に定める第１回追加保険料の払込期日をいいます。 |
| 第１回保険料払込期日 | 契約保険料払込条項第１条（保険料の払込み）(2)に定める第１回保険料の払込期日をいいます。 |
| 追加保険料 | 普通保険約款基本条項第４節第１条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）(1)の追加保険料をいいます。 |
| 提携金融機関 | 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。 |
| 払込期日 | 提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。 |
| 変更確認書 | 契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。 |

## 第１章　共通条項

### 第１条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。

① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。

② 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

### 第２条（未払込保険料のクレジットカード払の特則）

(1) 前条の規定にかかわらず、同条に定める方法により払い込まれなかった保険料について、保険契約者からクレジットカード（注１）による支払の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカード（注１）の有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカード（注１）による保険料の支払を承認するものとし、その承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 当会社がクレジットカード発行会社から(1)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等（注２）に従いクレジットカード（注１）を使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等（注２）に定める手続きが行われない場合

(3) 当会社は、(2)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約

者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

⑷　保険契約者が会員規約等（注２）に従い、クレジットカード（注１）を使用した場合において、⑶の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、⑵の規定にかかわらず、⑴の規定を適用します。

（注１）クレジットカード

当会社の指定するクレジットカードをいいます。

（注２）会員規約等

クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

### 第３条（返還保険料の取扱い）

⑴　当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。

⑵　⑴の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

### 第４条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

## 第２章　契約保険料払込条項

### 第１条（保険料の払込み）

⑴　保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。

⑵　保険契約者は、次に定める払込期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

| 払い込むべき保険料 | 払込期日 |
|---|---|
| 第１回保険料 | 保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日 |
| 第２回以降の保険料 | 第１回保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日 |

⑶　⑴および⑵において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第１条（保険料の払込方法）⑴に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、第１回保険料払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、第１回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその第１回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

⑷　⑶の規定が適用される場合であっても、第２回以降の保険料の払込期日は変更しません。

### 第２条（保険料不払の場合の免責）

⑴　保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次の事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

| 保険契約者が払込みを怠った保険料 | 保険金を支払わない事故 |
|---|---|
| 第１回保険料 | 保険期間の初日以後に生じた事故 |
| 第２回以降の保険料 | 保険料の払込みを怠った払込期日の翌日以後に生じた事故 |

⑵　保険契約者が⑴の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

### 第３条（保険料領収前事故の特則）

⑴　被保険者または保険金請求権者が、第１回保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第１回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

⑵　⑴の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第１回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

①　事故の発生の日が第１回保険料払込期日以前であること。

②　保険契約者が第１回保険料を第１回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。

⑶　⑵②の確約に反して保険契約者が第１回保険料払込期日に第１回保険料の払込みを怠り、かつ、第１回保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

⑷　保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または傷害に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

### 第４条（保険料不払の場合の解除）

⑴　当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

| 当会社がこの保険契約を解除することができる事由 | 解除の効力の発生の日 |
|---|---|
| ①　払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 | その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第１回保険料である場合は、保険期間の初日とします。 |
| ②　払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（注）までに、次回払込期日（注）に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 | 次回払込期日（注）または保険期間の末日のいずれか早い日 |

⑵　当会社は、普通保険約款基本条項第４節第２条（保険料の取扱い－解除の場合）⑴の規定にかかわらず、⑴の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

（注）次回払込期日

保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。

### 第５条（解除の効力に関する特則）

(1)　前条(1)①の場合であって、保険契約者が保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったと当会社が認めるときは、同条(1)①の規定にかかわらず、その解除は、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。

(2)　(1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対して当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、保険契約者に対してその保険金の全額の返還を請求することができます。

## 第３章　追加保険料払込条項

### 第１条（追加保険料の払込み）

(1)　保険契約者は、次のいずれかの方法により追加保険料を払い込むこととします。ただし、第４条（訂正の申出等に関する特則）(2)のいずれかに該当する場合を除きます。

①　追加保険料を、未経過期間等によって当会社が決定する回数に分割し、毎月、変更確認書記載の金額を払い込む方法

②　追加保険料を一括して払い込む方法

(2)　保険契約者は、次に定める払込期日までに、(1)の追加保険料を払い込まなければなりません。

| 払い込むべき追加保険料 | 払込期日 | |
|---|---|---|
| | (1)①の場合 | (1)②の場合 |
| 第１回追加保険料 | 変更確認書記載の払込期日 | |
| 第２回以降の追加保険料 | 第１回追加保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日 | |

### 第２条（追加保険料領収前の事故）

(1)　普通保険約款基本条項第４節第１条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）(1)に定めるところに従い、当会社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第１回追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後第１回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

| 保険契約者が払込みを怠った第１回追加保険料 | 変更確認書記載の変更日以後に生じた事故による損害または傷害に対する取扱い |
|---|---|
| ①　普通保険約款基本条項第４節第１条(1)①または同条(1)②ア．もしくはイ．の規定により当会社が請求した第１回追加保険料 | 当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。 |
| ②　普通保険約款基本条項第４節第１条(1)②ウ．またはエ．の規定により当会社が請求した第１回追加保険料 | 当会社は、保険金を支払いません。 |
| ③　普通保険約款基本条項第４節第１条(1)③の規定により当会社が請求した第１回追加保険料 | 当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。 |

(2)　当会社は、保険契約者が前条の第２回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(3)　保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

### 第３条（追加保険料領収前事故の特則）

(1)　被保険者または保険金請求権者が、変更確認書記載の変更日以後第１条（追加保険料の払込み）の第１回追加保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第１回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(2)　(1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第１回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

①　事故の発生の日が第１回追加保険料払込期日以前であること。

②　保険契約者が第１回追加保険料を第１回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。

(3)　(2)②の確約に反して保険契約者が第１回追加保険料払込期日に第１回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第１回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、(2)の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

| 保険契約者が払込みを怠った第１回追加保険料 | 当会社が返還を請求することができる金額 |
|---|---|
| ①　前条(1)①または同条(1)②の第１回追加保険料 | 既に支払った保険金の全額 |
| ②　前条(1)③の第１回追加保険料 | 次の算式により算出された額<br>既に支払った保険金の額 － 同条(1)③の保険金の額 |

(4)　保険契約者が、事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第１条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または傷害に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払います。

### 第４条（訂正の申出等に関する特則）

(1)　第１条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当会社は、追加保険料の全部または一部を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。

①　普通保険約款基本条項第４節第１条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）(1)①の場合であって、保険契約者または記名被保険者（注１）からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。

② 普通保険約款基本条項第４節第１条⑴②ア．またはイ．の場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。

⑵ 第１条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第４節第１条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）⑴①または同条⑴②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第４節第１条⑴①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または記名被保険者（注１）からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第４節第１条⑴②ア．またはイ．の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

⑶ 保険契約者が⑴または⑵の追加保険料の払込みを怠った場合（注２）は、当会社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① ⑴①または⑵①に該当する場合は、保険期間の初日

② ⑴②または⑵②に該当する場合は、普通保険約款基本条項＜用語の定義＞に定める危険増加が生じた時

（注１）記名被保険者

普通保険約款車両条項においては、被保険者とします。

（注２）追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が⑴に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

### 第５条（追加保険料不払の場合の解除）

⑴ 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第１条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みがない場合

② 前条⑶の場合

⑵ 当会社は、普通保険約款基本条項第４節第２条（保険料の取扱い－解除の場合）⑴の規定にかかわらず、⑴の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

## 販売車等に関わる特約

### 6-1 販売用・陸送自動車等自動車保険特約

### 第１条（個々の契約自動車に係る保険責任の始期および終期）

この特約による当会社の、個々の契約自動車に係る保険責任の始期および終期は、保険証券記載のとおりとします。ただし、保険期間内にかぎります。

### 第２条（対人賠償責任条項適用の特則）

⑴ 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）⑵の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による同条⑴の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額（注）がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

⑵ 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）⑶③の規定にかかわらず、同条⑴の規定を適用します。ただし、自賠責保険等の契約を締結しなければならない自動車であるにもかかわらず、その締結をしていない場合を除きます。

（注）自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等の契約を締結しなければならない自動車であるにもかかわらず、その締結をしていない場合においては、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

### 第３条（対物賠償責任条項適用の特則）

⑴ 当会社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他の契約自動車を滅失、破損または汚損した場合は、それにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

⑵ 当会社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第３条（保険金を支払わない場合－その２）①の規定にかかわらず、記名被保険者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または記名被保険者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能にされた場合は、それにより被保険者（注）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、⑴に定める場合を除きます。

（注）被保険者

記名被保険者の業務に従事中の使用人を除きます。

### 第４条（保険金を支払わない場合）

当会社は、契約自動車が保険証券記載の状態にある間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第５条（被保険者）

⑴ 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書または対物賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書の規定にかかわらず、保険証券記載の約定被保険者を普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者とします。

⑵ 当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。

① 搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）⑵②

② 自損事故傷害特約第５条（被保険者）⑵②

### 第６条（代　位）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第６節第４条（代位）⑶②ただし書の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権（注）が車両損害に関するものである場合は、契約自動車を正当な権利により使用または管理していた前条

⑴の被保険者に対しては、その被保険者等債権（注）を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその被保険者等債権（注）を行使することができます。

① 前条⑴の被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害

② 前条⑴の被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間に生じた損害

③ 前条⑴の被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

④ 前条⑴の被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

（注）被保険者等債権

損害賠償請求権その他の債権をいいます。

### 第７条（帳簿等の閲覧）

⑴ 当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

⑵ 正当な理由がなく⑴に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

### 第８条（重大事由による解除の特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ① 普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）⑴③ | 保険契約者、記名被保険者または車両条項の被保険者 | 保険契約者または記名被保険者 |
| ② 普通保険約款基本条項第３節第２条（注２） | 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者 |

## 6−2 販売用自動車保険特約

### 第１条（個々の契約自動車に係る保険責任の始期および終期）

この特約による当会社の、個々の契約自動車に係る保険責任は、記名被保険者が契約自動車を引き取った時に始まり、契約自動車を買主またはその指定する第三者に引き渡した時に終わります。ただし、保険期間内にかぎります。

### 第２条（対人賠償責任条項適用の特則）

⑴ 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）⑵の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による同条⑴の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額（注）がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

⑵ 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）⑶③の規定にかかわらず、同条⑴の規定を適用します。ただし、自賠責保険等の契約を締結しなければならない自動車であるにもかかわらず、その締結をしていない場合を除きます。

（注）自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等の契約を締結しなければならない自動車であるにもかかわらず、その締結をしていない場合においては、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

### 第３条（対物賠償責任条項適用の特則）

⑴ 当会社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他の契約自動車を滅失、破損または汚損した場合は、それにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

⑵ 当会社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第３条（保険金を支払わない場合－その２）①の規定にかかわらず、記名被保険者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または記名被保険者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能にされた場合は、それにより被保険者（注）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、⑴に定める場合を除きます。

（注）被保険者

記名被保険者の業務に従事中の使用人を除きます。

### 第４条（車両条項適用の特則）

⑴ 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項＜用語の定義＞「保険価額」の市場販売価格相当額を、保険証券記載の基準による価額とします。

⑵ 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）⑴の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって契約自動車に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 台風、竜巻、旋風、暴風、暴風雨、暴風雪、豪雨、豪雪、洪水または高潮による風害、水害または雪害

② ひょう害

③ 河川、水路、ダム、貯水池もしくは湖沼からの出水または堤防、防潮堤等の決壊による水害

④ ①から③までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑶ 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）⑴の規定にかかわらず、契約自動車が船舶または航空機によって輸送されている間（注１）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その船舶がフェリーボート（注２）である場合は保険金を支払います。

⑷ 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）⑶⑤の規定にかかわらず、付属機械装置（注３）については、契約自動車に定着（注４）または装備（注５）されており、かつ、その価額が保険金額に含まれている場合にかぎり、契約自動車に含めることとし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合にかぎり、損害に対して保険金を支払います。

⑸ 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第３条（保険金を支払わない場合－その２）⑤の規定にかかわらず、契約自動車が新車（注６）である場合は、契約自動車のタイヤ（注７）に生じた損害に対して、同条項、普通保険約款基本条項および付帯された他の特約に従い、

保険金を支払います。
(注１)船舶または航空機によって輸送されている間
　積込みまたは積下し中を含みます。
(注２)フェリーボート
　官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。
(注３)付属機械装置
　医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着（注４）、固定または装備（注５）されている精密機械装置をいいます。
(注４)定着
　ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
(注５)装備
　自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。
(注６)新車
　製造されてから最終需要者に引き渡されるまでの販売過程にある新規の自動車をいいます。
(注７)タイヤ
　チューブを含みます。

### 第５条（保険金を支払わない場合）

当会社は、契約自動車が通常の販売過程を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第６条（被保険者）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書または対物賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書の規定にかかわらず、保険証券記載の約定被保険者を普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者とします。
(2)　当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。
①　搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）(2)②
②　自損事故傷害特約第５条（被保険者）(2)②

### 第７条（代　位）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第６節第４条（代位）(3)②ただし書の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権（注）が車両損害に関するものである場合は、契約自動車を正当な権利により使用または管理していた前条(1)の被保険者に対しては、その被保険者等債権（注）を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその被保険者等債権（注）を行使することができます。
①　前条(1)の被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
②　前条(1)の被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間に生じた損害
③　前条(1)の被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間に生じた損害
④　前条(1)の被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間に生じた損害
(注)被保険者等債権
　損害賠償請求権その他の債権をいいます。

### 第８条（帳簿等の閲覧）

(1)　当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。
(2)　正当な理由がなく(1)に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

### 第９条（重大事由による解除の特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ①　普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）(1)③ | 保険契約者、記名被保険者または車両条項の被保険者 | 保険契約者または記名被保険者 |
| ②　普通保険約款基本条項第３節第２条(注２) | 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者 |

## 6−3　販売用自動車の個別契約に関する特約

### 第１条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、契約自動車が保険証券記載の被保険者が販売の目的をもって輸送または管理する自動車である場合で、かつ、この保険契約に次のいずれの特約も付帯されないときは必ず付帯されます。
①　販売用・陸送自動車等自動車保険特約
②　販売用自動車保険特約
③　販売用自動車の特定危険のみ特約

### 第２条（対人賠償責任条項適用の特則）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による同条(1)の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額（注）がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額

(注) を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。ただし、自賠責保険等の契約を締結しなければならない自動車であるにもかかわらず、その締結をしていない場合を除きます。

(注)自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等の契約を締結しなければならない自動車であるにもかかわらず、その締結をしていない場合においては、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

### 第３条（車両条項適用の特則）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項＜用語の定義＞「保険価額」の市場販売価格相当額を、保険証券記載の基準による価額とします。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって契約自動車に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 台風、竜巻、旋風、暴風、暴風雨、暴風雪、豪雨、豪雪、洪水または高潮による風害、水害または雪害

② ひょう害

③ 河川、水路、ダム、貯水池もしくは湖沼からの出水または堤防、防潮堤等の決壊による水害

④ ①から③までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、契約自動車が船舶または航空機によって輸送されている間（注１）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その船舶がフェリーボート（注２）である場合は保険金を支払います。

(4) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第３条（保険金を支払わない場合－その２）⑤の規定にかかわらず、契約自動車が新車（注３）である場合は、契約自動車のタイヤ（注４）に生じた損害に対して、同条項、普通保険約款基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(注１)船舶または航空機によって輸送されている間

積込みまたは積下し中を含みます。

(注２)フェリーボート

官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

(注３)新車

製造されてから最終需要者に引き渡されるまでの販売過程にある新規の自動車をいいます。

(注４)タイヤ

チューブを含みます。

### 第４条（被保険者）

当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。

① 搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）(2)②

② 自損事故傷害特約第５条（被保険者）(2)②

### 第５条（代　位）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第６節第４条（代位）(3)②ただし書の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権（注）が車両損害に関するものである場合は、契約自動車を正当な権利により使用または管理していた普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）および対物賠償責任条項第４条（被保険者）の被保険者に対しては、その被保険者等債権（注）を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその被保険者等債権（注）を行使することができます。

① 普通保険約款対人賠償責任条項第４条または対物賠償責任条項第４条の被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害

② 普通保険約款対人賠償責任条項第４条または対物賠償責任条項第４条の被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間に生じた損害

③ 普通保険約款対人賠償責任条項第４条または対物賠償責任条項第４条の被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

④ 普通保険約款対人賠償責任条項第４条または対物賠償責任条項第４条の被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

(注)被保険者等債権

損害賠償請求権その他の債権をいいます。

### 第６条（帳簿等の閲覧）

(1) 当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

(2) 正当な理由がなく(1)に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

### 第７条（重大事由による解除の特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ① 普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）(1)③ | 保険契約者、記名被保険者または車両条項の被保険者 | 保険契約者または記名被保険者 |
| ② 普通保険約款基本条項第３節第２条(注２) | 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者 |

## 6-4 販売用自動車の特定危険のみ特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 全損 | 第３条（個々の契約自動車に係る損害額の決定）による損害額または普通保険約款車両条項第７条（修理費）の修理費が、約定保険価額以上となる場合をいいます。 |
| 総損害額 | 個々の契約自動車の次の損害額（注）および普通保険約款車両条項第８条（費用）の費用の合計額をいい、盗難による損害の場合は、保険証券記載の自己負担額を差し引いた額とします。<br>①　全損の場合は、約定保険価額<br>②　①以外の場合は、第３条（個々の契約自動車に係る損害額の決定）および普通保険約款車両条項第６条（損害額の決定）⑵による損害額<br>（注）損害額<br>約定保険価額を限度とします。 |
| 保管場所 | 保険証券記載の場所をいいます。 |
| 約定保険価額 | 保険証券記載の基準による契約自動車の価額をいいます。 |

## 第１条（個々の契約自動車に係る保険責任の始期および終期）

この特約による当会社の、個々の契約自動車に係る保険責任は、契約自動車が展示、保管または架装のために、保管場所に搬入（注１）された時に始まり、その保管場所から搬出（注２）された時に終わります。ただし、保険期間内にかぎります。

（注１）搬入

自走による場合を含みます。

（注２）搬出

自走による場合を含みます。

## 第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）⑴の規定にかかわらず、契約自動車に生じた火災、風水雪害・ひょう害（注）または盗難による損害のうち、保険証券記載の事由による損害にかぎり、同条項、普通保険約款基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

（注）風水雪害・ひょう害

次のいずれかに該当するものをいいます。

①　台風、竜巻、旋風、暴風、暴風雨、暴風雪、豪雨、豪雪、洪水または高潮による風害、水害または雪害

②　ひょう害

③　河川、水路、ダム、貯水池もしくは湖沼からの出水または堤防、防潮堤等の決壊による水害

④　①から③までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

## 第３条（個々の契約自動車に係る損害額の決定）

当会社が個々の契約自動車について保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項<用語の定義>「保険価額」および同条項第６条（損害額の決定）⑴の規定にかかわらず、約定保険価額によって定めます。

## 第４条（保険金の支払額）

⑴　当会社が１回の事故につき支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第９条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次のとおりとします。

| 区　分 | 保険金の額 |
|---|---|
| ①　保険金額（注１）が総保険価額（注２）以上の場合 | 総損害額 |
| ②　①以外の場合 | 次の算式により算出された金額<br>総損害額 × 保険金額（注１） ／ 総保険価額（注２） |

⑵　⑴の総損害額（注３）のうち、回収金（注４）がある場合は、当会社は次の算式により算出された額を保険金として支払います。ただし、⑴に定める保険金の額を限度とします。

総損害額（注３）　－　回収金（注４）の額　＝　保険金の額

（注１）保険金額

保険証券記載の普通保険約款車両条項の保険金額をいいます。

（注２）総保険価額

当会社が保険金を支払うべき事故が生じた時のすべての契約自動車の約定保険価額の合計額をいいます。

（注３）総損害額

盗難による損害の場合は、保険証券記載の自己負担額を差し引く前の額とします。

（注４）回収金

第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

## 第５条（被害物についての当会社の権利）

⑴　普通保険約款車両条項第11条（被害物についての当会社の権利）⑴の規定にかかわらず、当会社が個々の契約自動車について全損として保険金を支払った場合は、当会社は、その契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額（注１）が保険金を支払った個々の契約自動車の約定保険価額の合計に達しない場合は、当会社は、支払った保険金の額（注１）の保険金を支払った個々の契約自動車の約定保険価額の合計に対する割合によってその権利を取得します。

⑵　普通保険約款車両条項第11条（被害物についての当会社の権利）⑵の規定にかかわらず、個々の契約自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額（注１）の損害額（注２）の合計に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

⑶　⑴および⑵の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、契約自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

（注１）保険金の額

普通保険約款車両条項第８条（費用）の費用を除いた保険金の額とします。

(注２)損害額

個々の契約自動車についての<用語の定義>「総損害額」①または②の損害額とします。

### 第６条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1)　他の保険契約等（注１）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2)　(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等（注１）により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等（注１）の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

| 総損害額（注２） | － | 他の保険契約等（注１）の保険金または共済金の額の合計額 | ＝ | 保険金の額 |
|---|---|---|---|---|

(注１)他の保険契約等

第２条（保険金を支払う場合）と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(注２)総損害額

それぞれの保険契約または共済契約において総損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とし、また、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

### 第７条（代　位）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第６節第４条（代位）(3)①の規定にかかわらず、個々の契約自動車の損害額は、約定保険価額を限度とします。

(2)　当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第６節第４条（代位）(3)②ただし書の規定にかかわらず、契約自動車を正当な権利により使用または管理していた者に対しては、同条(1)の規定により移転した被保険者等債権（注）を行使しません。ただし、契約自動車を正当な権利により使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害に対しては、当会社はその被保険者等債権（注）を行使することができます。

(注)被保険者等債権

損害賠償請求権その他の債権をいいます。

### 第８条（帳簿等の閲覧）

(1)　当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

(2)　正当な理由がなく(1)に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

### 第９条（個別適用）

第４条（保険金の支払額）、第５条（被害物についての当会社の権利）および第７条（代位）の規定は、それぞれの保管場所ごとに個別に適用します。

### 第10条（重大事由による解除の特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ①　普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）(1)③ | 保険契約者、記名被保険者または車両条項の被保険者 | 保険契約者または記名被保険者 |
| ②　普通保険約款基本条項第３節第２条(注２) | 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者 |

## 6-5　販売用自動車の貸与中危険特約

### 第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、販売用・陸送自動車等自動車保険特約第４条（保険金を支払わない場合）の規定に該当する場合であっても、契約自動車が顧客に貸与されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、同特約の定めるところにより、保険金を支払います。

### 第２条（被保険者）

当会社は、この特約により、販売用・陸送自動車等自動車保険特約第５条（被保険者）(1)に定める被保険者のほか、契約自動車を貸与されている顧客を被保険者とします。

## 6-6　販売用自動車の貸与中危険特約（人数方式）

### 第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、販売用自動車保険特約第５条（保険金を支払わない場合）の規定に該当する場合であっても、契約自動車が顧客に貸与されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、同特約の定めるところにより、保険金を支払います。

### 第２条（被保険者）

当会社は、この特約により、販売用自動車保険特約第６条（被保険者）(1)に定める被保険者のほか、契約自動車を貸与されている顧客を被保険者とします。

## 6-7　販売用自動車の車両保険に関する特約

### 第１条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合は必ず付帯されます。

①　契約自動車が記名被保険者が販売の目的をもって輸送または管理する自動車であること。

②　この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。

③　この保険契約に販売用・陸送自動車等自動車保険特約が付帯されていること。

### 第２条（契約自動車の価額についての特則）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項<用語の定義>「保険価額」の市場販売価格相当額を、保険証券記載の基準による価額とします。

### 第３条（保険金を支払わない場合）

⑴　当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）⑴の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって契約自動車に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　台風、竜巻、旋風、暴風、暴風雨、暴風雪、豪雨、豪雪、洪水または高潮による風害、水害または雪害

②　ひょう害

③　河川、水路、ダム、貯水池もしくは湖沼からの出水または堤防、防潮堤等の決壊による水害

④　①から③までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑵　当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）⑴の規定にかかわらず、契約自動車が船舶または航空機によって輸送されている間（注１）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その船舶がフェリーボート（注２）である場合は保険金を支払います。

（注１）船舶または航空機によって輸送されている間

積込みまたは積下し中を含みます。

（注２）フェリーボート

官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

### 第４条（付属品についての特則）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）⑶⑤の規定にかかわらず、付属機械装置（注１）については、契約自動車に定着（注２）または装備（注３）されており、かつ、その価額が保険金額に含まれている場合にかぎり、契約自動車に含めることとし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合にかぎり、損害に対して保険金を支払います。

（注１）付属機械装置

医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着（注２）、固定または装備（注３）されている精密機械装置をいいます。

（注２）定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

（注３）装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。

### 第５条（タイヤ単独損害危険についての特則）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第３条（保険金を支払わない場合－その２）⑤の規定にかかわらず、契約自動車が新車（注１）である場合は、契約自動車のタイヤ（注２）に生じた損害に対して、同条項、普通保険約款基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

（注１）新車

製造されてから最終需要者に引き渡されるまでの販売過程にある新規の自動車をいいます。

（注２）タイヤ

チューブを含みます。

## 6-8　販売用自動車の船舶積込み中危険「車両損害」特約

当会社は、この特約により、次の規定にかかわらず、保険証券記載の条件に該当する契約自動車については、船舶に積込み中に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項、基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

①　販売用自動車保険特約第４条（車両条項適用の特則）⑶

②　販売用自動車の個別契約に関する特約第３条（車両条項適用の特則）⑶

③　販売用自動車の車両保険に関する特約第３条（保険金を支払わない場合）⑵

## 6-9　陸送受託自動車の車両保険に関する特約

### 第１条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）⑴の規定にかかわらず、契約自動車が船舶または航空機によって輸送されている間（注１）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その船舶がフェリーボート（注２）である場合は保険金を支払います。

（注１）船舶または航空機によって輸送されている間

積込みまたは積下し中を含みます。

（注２）フェリーボート

官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

### 第２条（車両保険金の支払）

当会社は、この特約により、車両保険金の支払は、記名被保険者を経由して行うものとし、被保険者から車両保険金支払の請求を直接受けた場合は、遅滞なくその旨を記名被保険者に通知するものとします。ただし、記名被保険者が普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）⑴③のいずれかに該当する場合を除きます。

## 6-10　販売用自動車の保険金請求等に関する特約

この保険契約に基づく保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとし、被保険者または第三者から保険金または損害賠償額の請求を直接受けた場合は、記名被保険者に遅滞なくその旨を通知するものとします。ただし、記名被保険者が普通保険約款基本条項第３節第２条（重

大事由による解除）⑴③のいずれかに該当する場合を除きます。

## 6−11 整備受託自動車保険特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 整備作業 | 整備、修理、点検等をいいます。 |

### 第１条（契約自動車）

⑴　当会社は、この特約により、記名被保険者が整備作業のために受託中の自動車を契約自動車とします。

⑵　当会社は、この特約により、⑴に定める契約自動車を普通保険約款の各条項および付帯された他の特約の保険証券記載の自動車とみなします。

### 第２条（賠償責任条項適用の特則）

⑴　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）⑴および対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車の使用または管理に起因して他人の生命もしくは身体を害すること、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

⑵　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）⑵の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による⑴の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

⑶　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）⑶③の規定にかかわらず、同条⑴の規定を適用します。

### 第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、契約自動車が通常の整備作業の過程を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第４条（被保険者）

⑴　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書または対物賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書の規定にかかわらず、保険証券記載の約定被保険者を普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者とします。

⑵　当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。

①　搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）⑵②

②　自損事故傷害特約第５条（被保険者）⑵②

### 第５条（帳簿等の閲覧）

⑴　当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

⑵　正当な理由がなく⑴に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

## 6−12 サービス・ステーション受託自動車保険特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 給油作業 | 給油、洗車、軽整備等をいいます。 |

### 第１条（契約自動車）

⑴　当会社は、この特約により、記名被保険者が給油作業のために受託中の自動車を契約自動車とします。

⑵　当会社は、この特約により、⑴に定める契約自動車を普通保険約款の各条項および付帯された他の特約の保険証券記載の自動車とみなします。

### 第２条（賠償責任条項適用の特則）

⑴　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）⑴および対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車の使用または管理に起因して他人の生命もしくは身体を害すること、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

⑵　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）⑵の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による⑴の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

⑶　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）⑶③の規定にかかわらず、同条⑴の規定を適用します。

### 第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、契約自動車が通常の給油作業の過程を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第４条（被保険者）

⑴　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書または対物賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書の規定にかかわらず、保険証券記載の約定被保険者を普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者とします。

⑵　当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。
　①　搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）⑵②
　②　自損事故傷害特約第５条（被保険者）⑵②

### 第５条（帳簿等の閲覧）

⑴　当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。
⑵　正当な理由がなく⑴に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

## 6−13 駐車場受託自動車保険特約

### 第１条（契約自動車）

⑴　当会社は、この特約により、記名被保険者が自己の駐車場における保管の依頼を受けて受託中の自動車を契約自動車とします。
⑵　当会社は、この特約により、⑴に定める契約自動車を普通保険約款の各条項および付帯された他の特約の保険証券記載の自動車とみなします。

### 第２条（賠償責任条項適用の特則）

⑴　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）⑴および対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車の使用または管理に起因して他人の生命もしくは身体を害すること、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。
⑵　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）⑵の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による⑴の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
⑶　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）⑶③の規定にかかわらず、同条⑴の規定を適用します。

### 第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、契約自動車が通常の受託業務の範囲を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第４条（被保険者）

⑴　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書または対物賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書の規定にかかわらず、保険証券記載の約定被保険者を普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者とします。
⑵　当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。
　①　搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）⑵②
　②　自損事故傷害特約第５条（被保険者）⑵②

### 第５条（帳簿等の閲覧）

⑴　当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。
⑵　正当な理由がなく⑴に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

## 6−14 オートオークション受託自動車保険特約

### 第１条（契約自動車）

⑴　当会社は、この特約により、記名被保険者がオートオークションのために受託中の自動車を契約自動車とします。
⑵　当会社は、この特約により、⑴に定める契約自動車を普通保険約款の各条項および付帯された他の特約の保険証券記載の自動車とみなします。

### 第２条（賠償責任条項適用の特則）

⑴　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）⑴および対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車の使用または管理に起因して他人の生命もしくは身体を害すること、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。
⑵　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）⑵の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による⑴の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
⑶　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）⑶③の規定にかかわらず、同条⑴の規定を適用します。

### 第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、契約自動車が通常の受託業務の範囲を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第４条（被保険者）

⑴　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書または対物賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書の規定にかかわらず、保険証券記載の約定被保険者を普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者とします。
⑵　当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。
　①　搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）⑵②
　②　自損事故傷害特約第５条（被保険者）⑵②

### 第５条（帳簿等の閲覧）

(1)　当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。
(2)　正当な理由がなく(1)に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

## 6-15 電装業者等受託自動車保険特約

### 第１条（契約自動車）

(1)　当会社は、この特約により、記名被保険者が保険証券記載の作業のために受託中の自動車を契約自動車とします。
(2)　当会社は、この特約により、(1)に定める契約自動車を普通保険約款の各条項および付帯された他の特約の保険証券記載の自動車とみなします。

### 第２条（賠償責任条項適用の特則）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(1)および対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車の使用または管理に起因して他人の生命もしくは身体を害すること、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。
(2)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(3)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

### 第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、契約自動車が通常の保険証券記載の作業の過程を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第４条（被保険者）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書または対物賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書の規定にかかわらず、保険証券記載の約定被保険者を普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者とします。
(2)　当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。
①　搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）(2)②
②　自損事故傷害特約第５条（被保険者）(2)②

### 第５条（帳簿等の閲覧）

(1)　当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。
(2)　正当な理由がなく(1)に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

## 6-16 運転代行受託自動車保険特約

### 第１条（契約自動車）

(1)　当会社は、この特約により、記名被保険者が、保険証券記載の登録番号または車両番号の自動車を使用して、委託主から運転代行の委託を受け、委託主を搭乗させて輸送する自動車を契約自動車とします。
(2)　当会社は、この特約により、(1)に定める契約自動車を普通保険約款の各条項および付帯された他の特約の保険証券記載の自動車とみなします。

### 第２条（個々の契約自動車に係る保険責任の始期および終期）

この特約による当会社の、個々の契約自動車に係る保険責任は、記名被保険者が契約自動車を委託主から引き取った時に始まり、委託主に引き渡した時に終わります。ただし、保険期間内にかぎります。

### 第３条（対人賠償責任条項適用の特則）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、契約自動車の使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、同条項、普通保険約款基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。
(2)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、１回の事故による(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(3)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

### 第４条（対物賠償責任条項適用の特則）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車の使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、同条項、普通保険約款基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。
(2)　当会社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車の使用または管理に起因して他の契約自動車を滅失、破損または汚損した場合は、それにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第５条（車両条項適用の特則）

(1)　当会社は、この特約により、契約自動車について普通保険約款車両条項第９条（保険金の支払額）(1)②に該当する場合は、同条(1)②の規定にかかわらず、同条項第６条（損害額の決定）の損害額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額を当会社が１回の事故につき支払う保

険金の額とします。ただし、保険金額または保険価額のいずれか低い額を限度とします。

⑵　当会社は、この特約により、車両保険金の支払は、記名被保険者を経由して行うものとし、被保険者から車両保険金支払の請求を直接受けた場合は、遅滞なくその旨を記名被保険者に通知するものとします。ただし、記名被保険者が普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）⑴③のいずれかに該当する場合を除きます。

## 第６条（保険金を支払わない場合）

当会社は、契約自動車が運転代行の過程を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第７条（被保険者）

⑴　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書または対物賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書の規定にかかわらず、記名被保険者およびその使用人を普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者とします。

⑵　当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。

①　搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）⑵②

②　自損事故傷害特約第５条（被保険者）⑵②

## 第８条（代　位）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第６節第４条（代位）⑶②ただし書の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権（注）が車両損害に関するものである場合は、契約自動車を正当な権利により使用または管理していた記名被保険者およびその使用人に対しては、その被保険者等債権（注）を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその被保険者等債権（注）を行使することができます。

①　記名被保険者またはその使用人の故意または重大な過失によって生じた損害

②　記名被保険者またはその使用人が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間に生じた損害

③　記名被保険者またはその使用人が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

④　記名被保険者またはその使用人が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

（注）被保険者等債権

損害賠償請求権その他の債権をいいます。

## 第９条（通　知）

⑴　保険契約締結の後、第１条（契約自動車）に定める登録番号または車両番号の追加、削除または変更が生じた場合は、保険契約者は、直ちに書面等をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

⑵　当会社は、⑴の書面等による通知のなされていない登録番号または車両番号の自動車を使用して輸送する自動車に係る事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第10条（保険料の払込み）

⑴　当会社は、前条⑴の通知を受領した場合は、その定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

⑵　保険契約者は、当会社が保険証券記載の請求日までに請求した⑴の追加保険料（注１）の全額を精算日（注２）までに払い込まなければなりません。

⑶　⑵の規定にかかわらず、この保険契約に保険料分割払特約が付帯されている場合は、保険契約者は、⑵の追加保険料（注１）を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込むことができます。この場合の取扱いは、次に定めるところによります。

①　保険契約者は、第１回追加保険料を精算日（注２）までに払い込まなければなりません。

②　第２回以降の追加保険料については、保険料分割払特約追加保険料払込条項の第２回以降の追加保険料とみなして、同条項の規定を適用します。

⑷　保険契約者が⑵または⑶①の規定に違反した場合は、当会社は、その払い込むべき保険料が払い込まれていない登録番号または車両番号の自動車を使用して輸送する契約自動車に係る事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注１）追加保険料

返還する保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

（注２）精算日

保険証券記載の精算日をいいます。

## 第11条（帳簿等の閲覧）

当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

## 第12条（解　除）

⑴　当会社は、普通保険約款基本条項に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。

①　第９条（通知）⑴の規定に違反した場合

②　第10条（保険料の払込み）⑵または⑶①の規定に違反した場合

③　正当な理由がなく前条に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合

⑵　当会社は、この保険契約が解除された場合は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

## 第13条（重大事由による解除の特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ①　普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）⑴③ | 保険契約者、記名被保険者または車両条項の被保険者 | 保険契約者または記名被保険者 |

| | | |
|---|---|---|
| ② 普通保険約款基本条項第３節第２条(注２) | 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者 |

## 6-17 タクシー代行受託自動車保険特約

### 第１条（契約自動車）

(1) 当会社は、この特約により、記名被保険者が、委託主から運転代行の委託を受け、委託主を搭乗させた自動車に追随して輸送する自動車を契約自動車とします。

(2) 当会社は、この特約により、(1)に定める契約自動車を普通保険約款の各条項および付帯された他の特約の保険証券記載の自動車とみなします。

### 第２条（個々の契約自動車に係る保険責任の始期および終期）

この特約による当会社の、個々の契約自動車に係る保険責任は、記名被保険者が契約自動車を委託主から引き取った時に始まり、委託主に引き渡した時に終わります。ただし、保険期間内にかぎります。

### 第３条（対人賠償責任条項適用の特則）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、契約自動車の使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、同条項、普通保険約款基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、１回の事故による(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

### 第４条（対物賠償責任条項適用の特則）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車の使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、同条項、普通保険約款基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車の使用または管理に起因して他の契約自動車を滅失、破損または汚損した場合は、それにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第５条（車両条項適用の特則）

(1) 当会社は、この特約により、契約自動車について普通保険約款車両条項第９条（保険金の支払額）(1)②に該当する場合は、同条(1)②の規定にかかわらず、同条項第６条（損害額の決定）の損害額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額を当会社が１回の事故につき支払う保険金の額とします。ただし、保険金額または保険価額のいずれか低い額を限度とします。

(2) 当会社は、この特約により、車両保険金の支払は、記名被保険者を経由して行うものとし、被保険者から車両保険金支払の請求を直接受けた場合は、遅滞なくその旨を記名被保険者に通知するものとします。

### 第６条（保険金を支払わない場合）

当会社は、契約自動車が運転代行の過程を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第７条（被保険者）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書または対物賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書の規定にかかわらず、記名被保険者およびその使用人を普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者とします。

(2) 当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。

① 搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）(2)②

② 自損事故傷害特約第５条（被保険者）(2)②

### 第８条（代　位）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第６節第４条（代位）(3)②ただし書の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権（注）が車両損害に関するものである場合は、契約自動車を正当な権利により使用または管理していた記名被保険者およびその使用人に対しては、その被保険者等債権（注）を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその被保険者等債権（注）を行使することができます。

① 記名被保険者またはその使用人の故意または重大な過失によって生じた損害

② 記名被保険者またはその使用人が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間に生じた損害

③ 記名被保険者またはその使用人が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

④ 記名被保険者またはその使用人が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

(注)被保険者等債権

損害賠償請求権その他の債権をいいます。

### 第９条（帳簿等の閲覧）

(1) 当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

(2) 正当な理由がなく(1)に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

### 第10条（重大事由による解除の特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ①　普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）(1)③ | 保険契約者、記名被保険者または車両条項の被保険者 | 保険契約者または記名被保険者 |
| ②　普通保険約款基本条項第３節第２条(注２) | 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者 |

## 6-18 特定試験使用自動車保険特約（台数方式）

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 試験 | 保険証券記載の試験をいいます。 |

### 第１条（契約自動車）

(1)　当会社は、この特約により、記名被保険者が試験に使用する自動車を契約自動車とします。

(2)　当会社は、この特約により、(1)に定める契約自動車を普通保険約款の各条項および付帯された他の特約の保険証券記載の自動車とみなします。

### 第２条（賠償責任条項適用の特則）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(1)および対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、試験期間中に契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命もしくは身体を害すること、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(2)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

### 第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、契約自動車が試験の過程を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第４条（被保険者）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書または対物賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書の規定にかかわらず、保険証券記載の約定被保険者を普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者とします。

(2)　当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。

①　搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）(2)②

②　自損事故傷害特約第５条（被保険者）(2)②

### 第５条（帳簿等の閲覧）

(1)　当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

(2)　正当な理由がなく(1)に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

## 6-19 特定試験使用自動車保険特約（仮番号方式）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 仮登録番号標 | 保険証券記載の回送運行許可番号標または臨時運転番号標をいいます。 |
| 試験 | 保険証券記載の試験をいいます。 |

### 第１条（契約自動車）

(1)　当会社は、この特約により、記名被保険者が仮登録番号標を使用して試験に使用する自動車を契約自動車とします。

(2)　当会社は、この特約により、(1)に定める契約自動車を普通保険約款の各条項および付帯された他の特約の保険証券記載の自動車とみなします。

### 第２条（賠償責任条項適用の特則）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(1)および対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、試験期間中に契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命もしくは身体を害すること、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(2)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用し

ます。

**第３条（販売用自動車に係る車両条項適用の特則）**

⑴　当会社は、この特約により、契約自動車が販売用自動車である場合は、普通保険約款車両条項＜用語の定義＞「保険価額」の市場販売価格相当額を、保険証券記載の基準による価額とします。

⑵　当会社は、この特約により、契約自動車が販売用自動車である場合は、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）⑴の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって契約自動車に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　台風、竜巻、旋風、暴風、暴風雨、暴風雪、豪雨、豪雪、洪水または高潮による風害、水害または雪害

②　ひょう害

③　河川、水路、ダム、貯水池もしくは湖沼からの出水または堤防、防潮堤等の決壊による水害

④　①から③までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

**第４条（保険金を支払わない場合）**

当会社は、契約自動車が試験の過程を著しく逸脱した使途に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

**第５条（被保険者）**

⑴　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書または対物賠償責任条項第４条（被保険者）③ただし書の規定にかかわらず、保険証券記載の約定被保険者を普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者とします。

⑵　当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。

①　搭乗者傷害特約（日額払）第４条（被保険者）⑵②

②　自損事故傷害特約第５条（被保険者）⑵②

**第６条（代　位）**

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第６節第４条（代位）⑶②ただし書の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権（注）が車両損害に関するものである場合は、契約自動車を正当な権利により使用または管理していた前条⑴の被保険者に対しては、その被保険者等債権（注）を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその被保険者等債権（注）を行使することができます。

①　前条⑴の被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害

②　前条⑴の被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間に生じた損害

③　前条⑴の被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

④　前条⑴の被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

（注）被保険者等債権

損害賠償請求権その他の債権をいいます。

**第７条（通　知）**

⑴　保険契約締結の後、仮登録番号標の変更または枚数の増減が生じた場合は、保険契約者は、直ちに書面等をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

⑵　当会社は、⑴の書面等による通知のなされていない仮登録番号標を使用して試験に使用する自動車に係る事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

**第８条（帳簿等の閲覧）**

⑴　当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

⑵　正当な理由がなく⑴に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

## 6−20　移動支援サービス事業用自動車保険特約（優先払型）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 移動支援サービス | 登録ドライバーが、記名被保険者の指示により自動車に利用者を同乗させ、出発地から目的地まで利用者を移動させるサービスをいいます。 |
| 概算保険料 | 保険証券記載の保険料をいいます。 |
| サービス利用規約等 | 移動支援サービスに関して、その登録ドライバーおよび利用者が守るべき義務等を定めた利用規約等をいいます。 |
| 待機 | 登録ドライバーが、記名被保険者の指示により移動支援サービスの依頼を待っている状態をいいます。 |
| 通知日 | 保険証券記載の通知日をいいます。 |
| 登録ドライバー | サービス利用規約等に定める運転者をいいます。なお、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたことによって、サービス利用規約等に基づき承認が取消しとなった者は含みません。 |
| 利用者 | サービス利用規約等に定める移動支援サービスの提供を受ける者をいいます。 |

**第１条（この特約が付帯される条件）**

この特約は、移動支援サービスを提供する者を記名被保険者とする場合に付帯することができます。

**第２条（契約自動車）**

⑴　当会社は、この特約により、記名被保険者がサービス利用規約等に基づき移動支援サービスに使用することを承認している自動車を契約自動車とします。ただし、記名被保険者が所有する自動車（注１）を除きます。

⑵　記名被保険者が法人格を有しない団体（注２）の代表者である場合で、その代表者が次のいずれかの者に該当するときは、法人格を有しない団体（注２）とその代表者との間で使用貸借契約が締結されたものとみなし、法人格を有しない団体（注２）の代表者が所有し、移動支援

サービスに使用する自動車について、⑴ただし書の規定を適用しません。
① 登録ドライバー
② 登録ドライバーの配偶者
③ 登録ドライバーまたはその配偶者の父母または子
④ 登録ドライバーまたはその配偶者の同居の親族

⑶ 当会社は、この特約により、⑴および⑵に定める自動車が、移動支援サービスまたは待機のために自宅等（注３）を出発した時から自宅等（注３）に帰着した時までの間に発生した事故にかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。ただし、移動支援サービスの提供または待機を行うにあたり、その合理的な経路または範囲を著しく逸脱している場合を除きます。

（注１）所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（注２）法人格を有しない団体
個人事業主を含みます。

（注３）自宅等
登録ドライバーの住居または第２条（契約自動車）に定める契約自動車の主たる保管場所をいい、次のいずれかの場所を含みます。
① 記名被保険者からの移動支援サービスまたは待機の要請が当日であった場合は、記名被保険者からの要請を受けた場所
② 記名被保険者が事前に承認した場合は、登録ドライバーの住居または第２条に定める契約自動車の主たる保管場所以外の場所

## 第３条（対人賠償責任条項適用の特則）

⑴ 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）⑵の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による同条⑴の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

⑵ 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）⑶③の規定にかかわらず、同条⑴の規定を適用します。

## 第４条（車両条項適用の特則）

⑴ 当会社は、この特約により、契約自動車について普通保険約款車両条項第９条（保険金の支払額）⑴②に該当する場合は、同条⑴②の規定にかかわらず、同条項第６条（損害額の決定）の損害額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額を当会社が１回の事故につき支払う保険金の額とします。ただし、保険金額または保険価額のいずれか低い額を限度とします。

⑵ 当会社は、この特約により、車両保険金の支払は、記名被保険者を経由して行うものとし、被保険者から車両保険金支払の請求を直接受けた場合は、遅滞なくその旨を記名被保険者に通知するものとします。ただし、記名被保険者が普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）⑴③のいずれかに該当する場合を除きます。

## 第５条（通知および精算）

⑴ 保険契約者は、登録ドライバー、契約自動車、契約自動車ごとの移動支援サービス提供または待機の開始日時および終了日時を毎月取りまとめ、翌月の通知日までに、当会社所定の書面等により当会社に通知しなければなりません。

⑵ 当会社は、保険期間が終了した場合は、⑴の規定により通知を受けた契約自動車ごとの移動支援サービスまたは待機について、その提供時間に応じ、保険証券記載の保険料表に定める保険料をそれぞれ適用し、それらを合算して確定保険料（注）を計算し、概算保険料との差額を請求または返還します。

（注）確定保険料
当会社の定めるところに従い算出した最低保険料を下まわらないものとします。

## 第６条（帳簿等の閲覧および提供）

⑴ 当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

⑵ 保険契約者は、登録ドライバーが、契約自動車に付保されている他の保険契約等の引受保険会社等からの要請により帳簿の提供を求めた場合は、これに協力しなければなりません。

## 第７条（解　除）

⑴ 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。
① 第５条（通知および精算）⑴の通知に漏れまたは誤りがあった場合。ただし、その漏れまたは誤りが、保険契約者および被保険者の故意および重大な過失によらなかったことを、保険契約者が証明した場合を除きます。
② 正当な理由がなく前条に規定する当会社による閲覧および登録ドライバーへの提供を拒んだ場合
③ 記名被保険者の提供する移動支援サービスが、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条等に違反していることが判明した場合

⑵ 普通保険約款基本条項第３節第３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、⑴①の場合による解除は、通知に漏れまたは誤りがあった通知日の属する月の前月の通知日の翌日（注１）から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害または傷害が発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

⑶ 普通保険約款基本条項第３節第３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、⑴③の場合による解除は、⑴③の事実が判明した日（注２）から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害または傷害が発生した後になされた場合であっても、当会社は、⑴③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

⑷ ⑴の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

⑸ ⑵ただし書の規定にかかわらず、⑴①の事由について故意および重大な過失のない被保険者が被った損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払います。

⑹ ⑶ただし書の規定にかかわらず、⑴③の事由に該当しない契約自動車に関する事故に対しては、当会社は、保険金を支払います。

（注１）通知に漏れまたは誤りがあった通知日の属する月の前月の通知日の翌日
通知に漏れまたは誤りがあった通知日が第１回の通知日である場合は、保険期間の初日とします。

（注２）⑴③の事実が判明した日
⑴③の事実が判明した日が保険期間の初日以前である場合は、保険期間の初日とします。

### 第８条（追加保険料の支払を怠った場合）

当会社が、第５条（通知および精算）の規定に基づき、確定保険料（注）と概算保険料との差額を請求した場合に、保険契約者がその差額の支払を怠ったときは、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注)確定保険料

当会社の定めるところに従い算出した最低保険料を下まわらないものとします。

### 第９条（重大事由による解除の特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ①　普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）(1)③ | 保険契約者、記名被保険者または車両条項の被保険者 | 保険契約者または記名被保険者 |
| ②　普通保険約款基本条項第３節第２条(注２) | 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者 |

## 6-21 軽車両による業務上賠償責任特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 従業員等 | 次のいずれかに該当する者をいいます。<br>①　記名被保険者の使用人（注）<br>②　記名被保険者が法人である場合は、その役員<br>(注)使用人<br>請負契約、委任契約、派遣契約またはこれらに類似の契約に基づき保険契約者の使用人に準ずる地位にある者を含みます。 |

### 第１条（契約自動車）

(1)　当会社は、この特約により、記名被保険者が所有、使用または管理し、自らの業務のために従業員等に使用させるすべての軽車両（注）を契約自動車とします。

(2)　当会社は、この特約により、(1)に定める契約自動車を対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約の保険証券記載の自動車とみなします。

(注)軽車両

道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第11号に定める軽車両をいいます。

### 第２条（賠償責任条項適用の特則）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(2)の規定は適用しません。

(2)　当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

### 第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、従業員等が、記名被保険者の業務に従事していない間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第４条（他の特約の不適用）

当会社は、この特約により、自損事故傷害特約の規定を適用しません。

### 第５条（帳簿等の閲覧）

(1)　当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

(2)　正当な理由がなく(1)に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

## 6-22 消防団災害活動用自動車保険特約（優先払型）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 概算保険料 | 保険証券記載の保険料をいいます。 |
| 災害活動 | 火災、水害等の災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合において、記名被保険者の指示を受けて災害活動従事者が行う活動をいいます。 |
| 災害活動従事者 | 第２条（契約自動車）に定める契約自動車を災害活動に使用する、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条の消防団員をいいます。 |
| 通知日 | 保険証券記載の通知日をいいます。 |

### 第１条（この特約が付帯される条件）

この特約は、消防団員が属する消防団を管理する市町村（注）を記名被保険者とする場合に付帯することができます。

(注)消防団員が属する消防団を管理する市町村

一部事務組合を含みます。

### 第２条（契約自動車）

(1)　当会社は、この特約により、記名被保険者が災害活動に使用することを承認している自動車を契約自動車とします。ただし、記名被保険者が所有する自動車（注１）を除きます。

(2)　当会社は、この特約により、(1)に定める自動車が災害活動のために自宅等（注２）を出発した時から自宅等（注２）に帰着した時までの間

に発生した事故にかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。ただし、災害活動を行うにあたり、その合理的な経路または範囲を著しく逸脱している場合を除きます。

(注１)所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(注２)自宅等

災害活動従事者の住居または(1)に定める契約自動車の主たる保管場所をいい、次のいずれかの場所を含みます。

① 災害活動の指示が当日であった場合は、記名被保険者からの指示を受けた場所

② 記名被保険者が承認した場合は、災害活動従事者の住居または(1)に定める契約自動車の主たる保管場所以外の場所

## 第３条（対人賠償責任条項適用の特則）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、同条項の１回の事故による同条(1)の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第９条（当会社による解決）(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

## 第４条（車両条項適用の特則）

(1) 当会社は、この特約により、契約自動車について普通保険約款車両条項第９条（保険金の支払額）(1)②に該当する場合は、同条(1)②の規定にかかわらず、同条項第６条（損害額の決定）の損害額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額を当会社が１回の事故につき支払う保険金の額とします。ただし、保険金額または保険価額のいずれか低い額を限度とします。

(2) 当会社は、この特約により、車両保険金の支払は、記名被保険者を経由して行うものとし、被保険者から車両保険金支払の請求を直接受けた場合は、遅滞なくその旨を記名被保険者に通知するものとします。ただし、記名被保険者が普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）(1)③のいずれかに該当する場合を除きます。

## 第５条（通知および精算）

(1) 保険契約者は、災害活動従事者、契約自動車、契約自動車ごとの災害活動の実施日数を毎月取りまとめ、翌月の通知日までに、当会社所定の書面等により当会社に通知しなければなりません。

(2) 当会社は、保険期間が終了した場合は、(1)の規定により通知を受けた契約自動車ごとの災害活動の実施日数および保険証券記載の１日当り保険料に基づき確定保険料（注）を計算し、概算保険料との差額を請求または返還します。

(注)確定保険料

当会社の定めるところに従い算出した最低保険料を下まわらないものとします。

## 第６条（帳簿等の閲覧および提供）

(1) 当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

(2) 保険契約者は、災害活動従事者が、契約自動車に付保されている他の保険契約等の引受保険会社等からの要請により帳簿の提供を求めた場合は、これに協力しなければなりません。

## 第７条（解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。

① 第５条（通知および精算）(1)の通知に漏れまたは誤りがあった場合。ただし、その漏れまたは誤りが、保険契約者および被保険者の故意および重大な過失によらなかったことを、保険契約者が証明した場合を除きます。

② 正当な理由がなく前条に規定する当会社による閲覧および災害活動従事者への提供を拒んだ場合

(2) 普通保険約款基本条項第３節第３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①の場合による解除は、通知に漏れまたは誤りがあった通知日の属する月の前月の通知日の翌日（注）から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害または傷害が発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

(4) (2)ただし書の規定にかかわらず、(1)①の事由について故意および重大な過失のない被保険者が被った損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払います。

(注)通知に漏れまたは誤りがあった通知日の属する月の前月の通知日の翌日

通知に漏れまたは誤りがあった通知日が第１回の通知日である場合は、保険期間の初日とします。

## 第８条（追加保険料の支払を怠った場合）

当会社が、第５条（通知および精算）の規定に基づき、確定保険料（注）と概算保険料との差額を請求した場合に、保険契約者がその差額の支払を怠ったときは、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注)確定保険料

当会社の定めるところに従い算出した最低保険料を下まわらないものとします。

## 第９条（重大事由による解除の特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）の規定を次のとおり読み替えるものとします。

| 読み替える規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| ① 普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）(1)③ | 保険契約者、記名被保険者または車両条項の被保険者 | 保険契約者または記名被保険者 |
| ② 普通保険約款基本条項第３節第２条(注２) | 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者 | 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項または車両条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者 |

# 共同保険に関わる特約

## 7-1 共同保険特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 引受保険会社 | 保険証券記載の保険会社をいいます。 |

### 第１条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

### 第２条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

① 保険契約申込書等の受領ならびに保険証券等の発行および交付
② 保険料の収納および受領または返還
③ 契約内容の変更の承認または保険契約の解除
④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認
⑥ 保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡または消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡または消滅の承認
⑦ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑨ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
⑪ ①から⑩までの事務または業務に付随する事項

### 第３条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条の事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

### 第４条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

## 解除の場合の保険料の取扱い一覧

普通保険約款および付帯された特約の規定により、この保険契約が解除された場合の保険料の取扱いは次の区分によるものとします。

### 1．保険料の取扱い

| 解除の根拠 | 取扱い方法 |
|---|---|
| ①　普通保険約款基本条項第２節第１条（告知義務）(2) | 月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。 |
| ②　普通保険約款基本条項第２節第２条（通知義務）(2)または(6) | 月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。 |
| ③　普通保険約款基本条項第２節第６条（契約自動車の譲渡）(4)または第２節第７条（契約自動車の入替）(4) | 月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。 |
| ④　普通保険約款基本条項第３節第１条（保険契約者による保険契約の解除） | 月割計算（注）により算定した額を返還し、または請求できます。 |
| ⑤　普通保険約款基本条項第３節第２条（重大事由による解除）(1) | 月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。 |
| ⑥　この保険契約に付帯される特約の規定 | 月割計算により算定した額を返還し、または請求できます。 |

(注)保険契約者が次の事由によりこの保険契約を解除する場合で、かつ、当会社の定める条件を満たすときは、日割計算によるものとします。

| 解除の事由 | 具　体　例 |
|---|---|
| 現在の保険契約を継続することができない場合 | 記名被保険者が個人事業主である場合で、その個人事業主が法人に変更されるとき、または記名被保険者が法人である場合で、その法人が個人事業主に変更されるとき。 |
| | 記名被保険者が法人であり、かつ、その事業の一部を分離し、分離された事業の遂行を目的とする新たな法人を設立する場合で、分離・独立した法人を記名被保険者とする保険契約の契約自動車が、この保険契約の契約自動車となるとき。 |
| | 記名被保険者が法人であり、かつ、その事業の全部または一部を構成する権利義務関係を他の会社に包括的に承継させる場合で、会社分割後の法人を記名被保険者とする保険契約の契約自動車が、この保険契約の契約自動車となるとき。 |
| | 記名被保険者が法人である場合で、記名被保険者を含む２以上の法人が法令上の規定に基づき合併するとき。 |
| 契約形態の変更が行われる場合 | この保険契約を含む２以上の保険契約の保険期間の初日および末日を統一する場合 |
| | この保険契約の普通保険約款を変更する場合 |

### 2．返還する保険料の計算方法

原則として、当会社は、保険証券記載の払込方法および保険期間に対応する次の(1)および(2)に定める算式により算出された額を返還します。ただし、算出された額が「マイナス」となる場合は、当会社はその額を請求することができます。

(1)「１．保険料の取扱い」の取扱い方法が月割計算の場合

| 保険期間／払込方法 | １年契約 | 短期契約 | |
|---|---|---|---|
| | | 月割短期率計算で契約されたもの | 日割計算で契約されたもの |
| 保険料一括払特約 | ① | ③ | ⑤ |
| 保険料分割払特約 | ② | ④ | ⑥ |

①の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 ×（1 − 既経過期間に対応する月数 / 12）＝ 未経過保険料(A)

未払込保険料(B)

(A)−(B)＝返還保険料

②の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 ×（1 − 既経過期間に対応する月数 / 12）＝ 未経過保険料(A)

分割保険料 × 未払込回数 ＝ 未払込分割保険料(B)

(A)−(B)＝返還保険料

③の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 ×（1 − 既経過期間に対応する月数 / 保険期間に対応する月数）＝ 未経過保険料(A)

未払込保険料(B)

(A)−(B)＝返還保険料

④の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 ×（1 − 既経過期間に対応する月数 / 保険期間に対応する月数）＝ 未経過保険料(A)

分割保険料 × 未払込回数 ＝ 未払込分割保険料(B)

(A)−(B)＝返還保険料

⑤の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × ( 1 − 既経過期間に対応する月数 / 12 × 365日 / 保険期間日数 ) ＝ 未経過保険料(A)

未払込保険料(B)

(A)−(B)＝返還保険料

⑥の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × ( 1 − 既経過期間に対応する月数 / 12 × 365日 / 保険期間日数 ) ＝ 未経過保険料(A)

分割保険料 × 未払込回数 ＝ 未払込分割保険料(B)

(A)−(B)＝返還保険料

(2) 「1．保険料の取扱い」の取扱い方法が日割計算の場合

| 保険期間 / 払込方法 | 1年契約 | 短期契約 | |
|---|---|---|---|
| | | 月割短期率で契約されたもの | 日割計算で契約されたもの |
| 保険料一括払特約 | ⑦ | ⑨ | ⑨ |
| 保険料分割払特約 | ⑧ | ⑩ | ⑩ |

⑦の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × 未経過日数 / 365日 ＝ 未経過保険料(A)

未払込保険料(B)

(A)−(B)＝返還保険料

⑧の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × 未経過日数 / 365日 ＝ 未経過保険料(A)

分割保険料 × 未払込回数 ＝ 未払込分割保険料(B)

(A)−(B)＝返還保険料

⑨の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × 未経過日数 / 保険期間日数 ＝ 未経過保険料(A)

未払込保険料(B)

(A)−(B)＝返還保険料

⑩の算式

この保険契約に定められた保険料の総額 × 未経過日数 / 保険期間日数 ＝ 未経過保険料(A)

分割保険料 × 未払込回数 ＝ 未払込分割保険料(B)

(A)−(B)＝返還保険料

(注1)この保険契約において契約条件の変更（普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い−告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）(1)①から③のいずれかに該当する事由をいいます。）が行われている場合は、対応する算式を次のとおりとします。なお、保険期間の中途で、新たな自動車をこの保険契約に追加した場合において、この保険契約が解除されたときの保険料は、この「2．返還する保険料の計算方法」によらず当会社の定めるところにより計算します。

① 「この保険契約に定められた保険料の総額」を「解除日時点における契約条件に基づく保険料の総額」とします。

② 保険料を分割して返還し、または追加保険料を分割して請求しているときは、「分割保険料」を「この保険契約締結の時の分割保険料にその分割して返還する保険料を減じ、またはその分割して請求する追加保険料を加えた額」とします。

(注2)既経過期間、未経過期間および保険期間について、1か月に満たない日数がある場合は、これを1か月とします。

(注3)返還保険料に、10円未満の端数が生じた場合は、円位を四捨五入して10円単位とします。なお、算式の計算過程において生じる端数の取扱いについては、当会社の定めるところによります。

## 3．確定保険料の算式

契約時に概算保険料を領収している場合は、「2．返還する保険料の計算方法」にかかわらず、次の計算式により確定保険料を計算し、セットされている特約に基づき精算します。

① 「1．保険料の取扱い」の取扱い方法が月割計算の場合

既経過期間の確定台数に相当する保険料 × 365日 / 既経過日数 × 既経過期間に対応する月数 / 12 ＝ 確定保険料

② 「1．保険料の取扱い」の取扱い方法が日割計算の場合

既経過期間の確定台数に相当する保険料 ＝ 確定保険料

# 索　引　普通保険約款・特約

## あ


移動支援サービス事業用自動車保険特約（優先払型）…… 84
運転代行受託自動車保険特約 …… 80
オートオークション受託自動車保険特約 …… 79


## か


基本条項 …… 29
共同保険特約 …… 88
軽車両による業務上賠償責任特約 …… 86


## さ


サービス・ステーション受託自動車保険特約 …… 78
自損事故傷害特約 …… 49
車両条項 …… 26
車両盗難対象外特約 …… 65
消防団災害活動用自動車保険特約（優先払型）…… 86
人身傷害特約 …… 52
整備受託自動車保険特約 …… 78


## た


対人賠償責任条項 …… 20
対物賠償責任条項 …… 23
対物全損時修理差額費用特約 …… 45
タクシー代行受託自動車保険特約 …… 82
駐車場受託自動車保険特約 …… 79
電装業者等受託自動車保険特約 …… 80
搭乗者傷害特約（日額払）…… 46
特定試験使用自動車保険特約（仮番号方式）…… 83
特定試験使用自動車保険特約（台数方式）…… 83

## は

販売用自動車の個別契約に関する特約 …… 73
販売用自動車の車両保険に関する特約 …… 76
販売用自動車の船舶積込み中危険「車両損害」特約 …… 77
販売用自動車の貸与中危険特約 …… 76
販売用自動車の貸与中危険特約（人数方式） …… 76
販売用自動車の特定危険のみ特約 …… 74
販売用自動車の保険金請求等に関する特約 …… 77
販売用自動車保険特約 …… 72
販売用・陸送自動車等自動車保険特約 …… 71
ブーム対象外特約 …… 65
保険料一括払特約 …… 66
保険料分割払特約 …… 68

## ら

陸送受託自動車の車両保険に関する特約 …… 77

# 事故状況メモ

事故が起こった場合は、事故状況などに関する次の項目をメモしておいてください。

## 1．事故発生日時

年　　月　　日　　時

## 2．事故発生場所

## 3．運転者のお名前

## 4．事故状況（原因・形態）と届出警察署、損害の程度

## 5．相手方の情報

| | |
|---|---|
| お名前 | |
| ご住所・連絡先 | |
| 車名・登録番号 | |
| 修理工場 | |
| 相手保険会社名（担当者・連絡先） | |

**負傷者や事故の目撃者がいらっしゃる場合**

| | |
|---|---|
| お名前 | |
| ご住所・連絡先 | |
| （負傷者がいらっしゃる場合）病院名 | |

**損害賠償の請求を受けた場合（その内容をメモしてください。）**

# 苦情・ご相談窓口

おかけ間違いにご注意ください。

## 保険金支払に関する苦情・ご相談窓口

**【保険金支払ご相談窓口】　0120-668-292**

〈受付時間〉平日：午前９時～午後５時
（土・日・祝日、12月31日～１月３日は休業）

## 保険金支払の無責免責事案に関する第三者への不服申立窓口

保険金のご請求に対して、すでに損保ジャパンがお支払いの対象とならない旨をご通知した事案について、損保ジャパン窓口（保険金サービス課や「保険金支払ご相談窓口」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申し立てを行うことができます。

**【無責免責不服申立窓口】　0120-388-885**

〈受付時間〉平日：午前10時～午後６時
（土・日・祝日、年末年始は休業）

**１．ご利用いただける方**

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人
※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。

**２．お申し立て後の対応**

「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）で受け付けした不服申し立てについては、損保ジャパンが設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。
その審査結果は「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）を通じてご回答します。
なお、本審査制度の対象外とさせていただく事案がございますので、あらかじめご了承ください。

## そんぽADRセンター

**●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）**

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

**【窓口：一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】**
**03-4332-5241（全国共通）**

〈受付時間〉平日：午前９時15分～午後５時
（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご確認ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

# お客さま向けインターネットサービス

損保ジャパン公式ウェブサイトからアクセスしてください。

https://www.sompo-japan.co.jp/ 損保ジャパン 検索

## Web約款

いつでもご利用可能!

Web約款

損保ジャパン公式ウェブサイトのトップページにある「Web約款」ボタンから約款をご確認いただけます。

日本各地の希少生物種を救う環境保全活動に寄付を行うなど、自然環境保全や次世代教育などを通じた持続可能な社会の実現に向けた取組みを実施します。

ご契約から事故のアドバイスまで損保ジャパンがサポートします。

## もしも 事故にあわれたら

### 事故の際のご対応の流れと注意点

事故発生

負傷者の救護　路上の危険防止

警察への連絡　事故状況の確認

損保ジャパン（代理店/仲立人）への連絡

**負傷者の救護**　救急車：119番

負傷者の救護が最優先です。負傷者の様子や事故の状況などから緊急の場合は救急車を呼んでください。

**路上の危険防止**

他の自動車の進行の妨げとならないよう、自動車を安全な場所に移動させ、非常点滅灯（ハザードランプ）をつける、停止表示器材を置くなどの安全対策を行ってください。

**警察への連絡**　警察：110番

あいまいなことを言わず、知っている事実を具体的に伝えましょう。
例）「いつ・どこで」「どのように」
　　「誰が・何を」「どうなった」

**損保ジャパン（代理店／仲立人）への連絡**

できるだけ早く、次のことをご連絡ください。

❶ 契約者名・運転者名
❷ 証券番号
❸ 事故車の登録番号
❹ 事故の日時・場所
❺ 事故の状況
❻ 損害の程度
❼ 相手方の住所・氏名・連絡先
❽ 目撃者の住所・氏名・連絡先

### 24時間365日事故受付・夜間休日の初動

事故が起こった場合は、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター　**0120-256-110**
〈営業時間〉24時間365日

LINEでのご連絡はこちら

## 損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

損保ジャパン　問い合わせ　検索　https://www.sompo-japan.co.jp/contact/

カスタマーセンター　**0120-888-089**

〈受付時間〉平日：午前９時～午後６時　土日祝日：午前９時～午後５時
（12月31日～１月３日は休業）
※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

おかけ間違いにご注意ください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
〈公式ウェブサイト〉 https://www.sompo-japan.co.jp/

SJI26-57127（2026.8.18）（26070281） 324940 - 1400